

## 政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年10月13日（木）16：30～21：25

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

### <冒頭あいさつ>

#### ○司会

ただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催させていただきます。細野大臣は公務のため欠席です。それでは園田大臣政務官より挨拶及び冒頭発言でございます。

#### ○園田政務官

本日も統合記者会見にお集まり頂きありがとうございます。まず私から1点、ご報告させていただきます。今月のロードマップの道筋ですが、その進捗状況の改訂を毎月行わせて頂いています。今月は17日月曜日に予定どおり行わせて頂きたいと思っております。時間は通常なら4時半からということですので、追ってまた事務局から皆さま方にご連絡させていただきたいと思っております。そして、前回の会見で私から何点か確認をさせていただいた事項を伝えさせて頂きます。まず先日の記者会見で協力企業の作業員の方がお亡くなりになられた事案です。その際に私から政府側に東電からご報告を受けていないという旨の発言をいたしました。で、確認をさせていただきましたら、それが誤っておりましたのでこの場で訂正させていただきたいと思っております。大変失礼をいたしました。本日改めて私が東京電力からその状況について聞き取らせて頂いた次第です。まず事実関係ですが、10月5日7時10分頃ですが発電所構外における朝礼中に体調不良者が発生したということでした。その後Jヴィレッジに業務車において搬送が行われ、7時25分にはJヴィレッジに到着したということです。8時20分頃、磐城共立病院、いわき市立総合磐城共立病院に搬送がなされ、その後8時53分頃に第1報という形で国、都道府県、立地町村に対しまして、特措法の10条に当たりますが通報が東電よりなされたということでございます。そのあとでございますが9時4分頃、富岡労働基準監督署に同じく情報提供がこの時点で行われております。10月6日翌日の早朝5時頃で

すが、当該の作業員が死亡したとの旨、電話連絡があったとのこと。そして、この方の1Fで勤務されていたわけですが8月8日から当該の作業員の方が作業に入られて、実作業日数は46日間、平均作業時間は1日で3時間ということでございました。そしてまた、この方の被ばく線量、実績ですが、8月から従事しているということで8月は0.91mSv、9月が1.02mSv、そして10月が0.09mSvであったということで合計して2.02mSvということでございます。これは既にご報告されているということでした。なお、先般の記者会見について、死因について何人かの記者からお問い合わせありましたが、この件については元請け企業も現在、ご遺族の方と接触が出来ていない状況であるということですので、現時点で詳細についてはお答えは差し控えさせていただきます。この旨是非ご理解を賜ればと思っております。それから、さらにこれは朝日新聞の記者の方からのご質問にございました、エネルギー政策に関連してエネルギー環境会議、そして総合資源エネルギー調査会及び原子力委員会、この3つの会議体でどのように議論が行われていくのかというご質問がありました。その際に私から少しお答えさせていただいたんですが、原子力委員会のみのお答えでしたので大変失礼しました。まずエネルギー環境会議は年末までに、今年でございしますが、コスト等の検証の報告をとりまとめるという形にまづなっています。これを基礎といたしまして総合資源エネルギー調査会が、エネルギーのベストミックス、この組み合わせをしっかりとっていく、さらに同時期、同系列で、同時に原子力委員会、こちらにおきましては核燃料サイクルに関する議論を深めていくという形になってまいります。最終的にはエネルギー環境会議において来年の夏をめどに議論全体をレビューしながら戦略をまとめてエネルギーに関する戦略をまとめていくという形になってまいります。双方それぞれの組織でこれを議論していくわけですが、当然ながら原子力委員会は原子力政策大綱という形ですし、エネルギー基本計画につきましては総合エネ調というところで、分かれて議論しますが、当然ながらその関連性もあるというふうに考えておりますので、当然それぞれの議論というものはオープンで行われているところですので、それを連動させながら議論をしていくという形になっていくというふうに今の形では、計画ではなっています。連携していくことになっています。それから、全ての食品の放射線量の測定をしてベクレルを表示する体制を確立するべきではないかというご指摘をご質問の中でいただいております。ご案内のとおり現在食品中の放射性物質については国が定めたガイドラインに基づきまして食品の特性であるとかあるいは環境モニタリングの結果等を考慮しながら、今現在各地方自治体で効率的効果的にモニタリング調査を実施させていただいております。この全ての食品に放射性物質の分析値を表示させるということは現在は大変難しいというふう

に考えているところがございます。消費者庁としてはこの全数検査というものはなかなか現在のところにおいて難しいのではないかと、また、全ての事業者にこの全数検査を義務づけること、これは現実的ではないのではないかと考えているとのことです。しかしながら大変国民の皆さま方のご心配もあるということですのでこの点についてはまた引き続き慎重な検討を進めていくということで、それは必要なことであるという認識をさせていただいております。それから、NHKの記者の方からのお問い合わせでございました、ホットスポット、特定勸奨地点、避難勸奨地点の除染が行われる、いつぐらいからめどに行われるのかというお問い合わせをいただきました。ご指摘のように伊達市の霊山町ですとか、上小国、下小国、石田で合計98地点、107世帯がただいま勸奨地点に指定をされているところです。今後もこのモニタリングは継続して行っていくということです。で、二次補正を用いたモデル事業、これが特定避難勸奨地点であるこの伊達市と南相馬市において除染を実施するべくですね、今準備を行っているということでございまして近々この準備が整い次第本格除染にここにおいては着手していくということです。私からは以上です。

#### ○司会

それでは式次第に従って進めさせていただきます。最初は環境モニタリングについてです、まずは東京電力からです。

#### <環境モニタリングについて>

##### ○東京電力

それでは東京電力から環境モニタリングにつきまして3件ご報告させていただきます。1つ目は空気中のダストの分析結果です。資料のタイトルは「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について第202報」のサブタイトルです。ページをめくっていただき1枚目の裏面に昨日の福島第一原子力発電所西門、第二原子力発電所のモニタリングポストの1番での測定結果です。昨日の測定結果はいずれもND、検出限界未満です。それから敷地内の状況として2枚目の表面ですが、環境管理棟、水処理建屋、5、6号機開閉所前でのサンプリングも行っています。2枚目の裏面になりますが福島第一の沖合2、3キロ地点での実施は昨日の時点では見送っております。計時変化については3枚目からグラフ化していますのでそちらもご確認ください。続きまして海水の分析結果です。資料のタイトルは「福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について、第195報」です。発電所沿岸部4カ所と沖合の各地点での測定結果になりますが、昨日は1枚目の裏面になりますが沿岸部4カ所と2枚目の裏面になります沼の沖沖合

でのサンプリング結果です。いずれも検出限界未満という状況ですので、引き続き観測を続けていきたいと思えます。経時変化は3枚目表面からグラフ化していますのでそちらをご確認ください。それから海底土の様子です。資料のタイトルは「福島第一原子力発電所沖合における海底土の放射性物質の核種分析の結果について続報 29」です。こちらはページをめくっていただきまして昨日の測定結果は発電所の近くの5、6号機放水口北側、他、南放水口、第2原子力発電所、3カ所での海底土の分析となっています。2枚目の裏面から経時変化をグラフ化していますのでこちらもご確認ください。なお海底土の分析結果については一とおりのサンプリングが終わりましたら地図上に落としてあらためてご報告させていただければと思っています。東京電力からは以上です。

#### ○司会

次に文科省からの説明です。

#### ○文部科学省

文部科学省の伊藤です。環境モニタリングの結果についてという資料とその別冊をお配りさせていただいています。まず全国的な状況ですが、各都道府県におきます放射能水準調査、大学の協力による空間線量率の測定、各都道府県におきます定時降下物、並びに上水の結果につきましては特段変化ありません。発電所周辺でのモニタリング結果ですが20キロ以遠の空間線量率、20キロ以遠の積算線量結果、20キロ以遠のダストサンプリングを毎日発表していますが特段大きな変化ありません。それから12日に発表した福島県によるモニタリングの実施結果、並びに電気事業連合会による20キロ以遠の積算線量の測定結果もお出ししていますがこちらも特段変化はありません。資料番号の10に、定期的実施している20キロ圏内の空間線量率の測定結果を入れさせて頂いていますが、最大の空間線量率で64.8 $\mu$ Sv/hというのが発電所西南西3キロの地点で観測されています。これもこれまでの結果と大きな変動はありません。資料番号11ですが、文科省の方で20キロ圏内の空気中の放射能濃度の測定を行っています。これにつきまして、いわゆるダストの測定ですが9月16日、17日測定分について測定器の設定が不適切であったために再度測定したという旨の発表をしています。この結果、以前5つのデータがセシウム134、137が不検出であったものが0.39から0.82Bq/cm<sup>3</sup>という値に訂正させていただいています。それから学校の調査ですが、引き続き1,761校について順次測定が終了したものから発表しています。今回発表分では校庭で1 $\mu$ Sv/hを超えたものが1幼稚園でございました。これらも含めまして各学校、幼稚園、保育所等におきます除染の実施状況は県の方で現在調査中でして、全体の結果

がとりまとまった段階で併せて公表されるというふうに聞いています。それから海域の調査です。発電所周辺の海域のヨウ素、セシウムはいずれもNDとなっていて検出限界値未満です。資料番号14、15で、発電所周辺の海底土のモニタリング結果が12日、13日に発表されています。これは発電所の沿岸部、いわき市あるいは相馬市の沖合ですが、セシウム134で44から1,100Bq、セシウム137で54から1,300Bqという値が計測されています。特段大きな変動はございませんが引き続き注意深く見てまいりたいと考えています。それから、航空機モニタリングでございますけれども、資料番号16で、12日に新潟県と秋田県の航空機モニタリングの測定結果を発表してございます。もっとも線量率の高いエリアとして新潟では、福島県境近くで0.2から0.5 $\mu\text{Sv/h}$ の線量域が観察されています。また、秋田につきましては、県南部と中部の一部において0.1から0.2 $\mu\text{Sv/h}$ の線量率が観測されたところが、一番高いエリアとなっております。それから愛知県の航空機モニタリングを行うというアナウンスをさせていただいております。それからこの機会をいただきまして、前回ご指摘のあった点、2点ほどお答えしたいと思います。まず航空機モニタリングについて、現在1都21県について観測をしておるわけでございますけれども、その選定の根拠、考え方は何かというご質問でございます。これに関連いたしましては、航空機モニタリングの広域化について、8月の22日に文部科学省の方で、その計画を発表してございます。そこにも書いてございますけれども、福島を中心としたモニタリングの結果、比較的空間線量率が高い箇所が福島県外でも見つかっているというようなこと、それから3月以来観測しております、各都道府県の放射能水準調査、こういったデータを基に、その線量の上昇がみられた地点ということも念頭に、まずは東日本を対象に航空機モニタリングを行うということで、1都21県についてモニタリングを開始いたしましたところでございます。結果が出た都度、発表させていただいておりますけれども、22のうち12の都県で結果を公表済みでございます。本日発表いたしました愛知も含めて8県が調査中、残り2県、石川と福井については、現在日程を調整しているという状況でございます。それからもう一点、放射線審議会の関係で、平成10年の6月の放射線審議会の報告書の中で、緊急時被ばくにおけます記述の中で、緊急時作業において目の水晶体又は皮膚の等価線量が制限因子になることも考えられることからというようなくだりについて、その意味するところについてのご質問がございました。この報告書におきましては、緊急時の実効線量を通常時の50から100mSvに上げることが適当であるというふうに述べてございます。他方、100mSvに上げても実効線量に寄与しない水晶体ですとか、あるいは局所被ばくの例が多い皮膚につきましては、例え実効線量が100mSvを超えなくても、皮膚において高い被

ばく線量になりうるという可能性もございますので、それらの水晶体、あるいは皮膚における確定的影響が出ない範囲で上限を決める必要があるということで、それぞれについて300mSv、1Svとすることが適当であると審議会の方でご意見をいただいたところがございます。したがって、繰り返しのようになりますけれども、実効線量だけでは水晶体、皮膚の防護は必ずしも十分でないために、それをもって制限因子になることから、こういう表現をしたものというふうに解釈いたしております。文部科学省からは以上でございます。

#### ○司会

続いて原子力安全委員会からの説明です。

#### ○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは、環境モニタリング結果の評価についてということで、10月13日付けの原子力安全委員会の1枚紙で、裏表にコピーしてございますものと、1枚目が福島県の地図になっております参考資料を用いて説明いたします。

資料の1の空間放射線量でありますけれども、今、文科省からの説明の中では20キロ圏内の結果もありましたけれども、それを含めまして特段大きな変化はないという状況であります。それから2の空気中の放射性物質濃度であります。資料の8ページから10ページに数値が出てございます。特に9ページ、10ページの一番上の1番のポイント。ここは福島県の方で検出限界を下げて測定が行われておりますけれども、今回載せてございます10月8日、9日測定については、検出限界未満であったということでありまして。他のポイントについても全て検出限界未満でありました。

それから航空機モニタリングについてでありますけれども、只今、文科省から紹介ありましたけれども、新潟県と秋田県の結果が出ておりまして、全般的には低いバンドですけれども、若干線量が高いところがございます。16ページを見ていただきますと、これまで行った都県、全てについての結果が出てますけれども、セシウムの沈着量が若干高いところが連なっている影響で、先ほどあったような、新潟県でいえば山形、福島、群馬との県境などで、やや高いバンドの地域があるということでありまして。

資料の裏面にまいりまして4の環境資料であります、参考資料でいきますと19ページ、20ページに福島第一原発周辺海域での海水中のヨウ素、ストロンチウムの結果ですけれども、これは採取されたもの全て検出限界未満であったということです。それから21ページには、海底土からのセシウムの検出の結果が出ております。前回、約1カ月前でございましたけれども、大体同じような

オーダーであった状況であります。

それから資料の最後5番目であります全国の放射能水準調査ですが、これも特段大きな変化はございません。上水で栃木県におきまして、放射性セシウムが0.4Bq/kg出ておりますけども、飲食物の摂取制限指標値の約500分の1と、非常に小さい値でございます。私からは以上でございます。

#### ○園田政務官

一点すみません、私、園田から補足をさせていただきます。一つご報告が漏れておりました。電離放射線の健康診断で、目の検査をしていないという作業員の者がいたのは事実かということでございました。その問いに対しまして、厚生労働省によりますと、電離放射線の障害防止規則に基づく半年に一度の健康診断、目の検査につきましては、受検しなかったという報告は無いというふうに聞いているということでございました。なお、福島労働局の指示によって、実施している毎月の臨時健康診断、これ前回は私からお答えさせていただきましたけれども、目の検査につきましては白内障の発症が遅発性であることから、医師の判断により、この段階の検査は必要ないというふうに除外をされているということでございます。これは電離放射線の規則の第56条の2項、3項、4項に、その旨の根拠規定がございます。そしてまたこの電離放射線の健康診断で、医師の判断で白内障の検診が省略できるのはなぜかというお問い合わせも、その時にいただきました。同じく厚生労働省によりますと、白内障の検査を省略できるとする理由としては、中性子又は大量のガンマ線を目に受ける恐れがある場合に検査を行うということになっているということでございまして、先ほども触れさせていただきましたけれども、白内障は遅発性の症状であるためということで、被ばく歴の有無の調査及びその評価で自覚症状が申告され必要と認められれば、その時には実施をするという形になっているものということでございました。これについては、中央労働災害防止協会編の電離放射線の解説の中にも、その旨が記載され解説がされているということでございます。以上でございます。

#### <プラント状況について>

##### ○司会

続きまして、各プラントの状況についての説明となります。東京電力からの説明となります。

##### ○東京電力

東京電力からプラントの状況につきましてご報告させていただきます。まず

始めに福島第一原子力発電所の状況ということで、A4縦、裏表の資料、こちらの方をご覧ください。タービン建屋の地下の溜まり水の処理でございますけれども、こちらはセシウム吸着装置キュリオンと、第二セシウム吸着装置サリーによります処理を継続的に行っております。トレンチ立坑・各建屋の溜まり水の移送の状況でございますけれども、2号機3号機につきましては、本日2号機が14時17分からプロセス主建屋の方への移送を再開いたしております。3号機につきましては、14時02分から雑固体廃棄物減容処理建屋の方への移送を再開いたしております。その他トレンチ立坑・各建屋の水位につきましては、この表のとおりでございます。会見終了時に最新のデータをお届けできればというふうに思っております。なお、2号機の原子炉建屋の水位計、不調でございましたけれども、本日点検が終わっておりますので、会見終了時には、最新のデータをお届けできると考えております。裏面の方にまいりまして、放射性物質のモニタリングの状況につきましては、先ほど申し上げたとおりです。使用済燃料プールの冷却でございますけれども、1号機から4号機まで循環注水冷却を順調に行っております。午前中の会見でもお伝えしました通り、本日10時17分から4号機塩分除去装置の運転を再開しております。それから続きまして原子炉圧力容器への注水、圧力容器の温度、格納容器の圧力関係につきましては記載の表のとおりです。その他の工事の状況でございますが、工事の実績等につきましてはこちらも会見終了時に皆さまにお届けできればというふうに思っております。それから下から2つ目のポツでございますが、本日2号機の原子炉建屋の開口部、フロアパネルでのダストサンプリングを10時から12時にかけて行っております。なお皆さまのお手元にはA4横の資料で、昨日それから一昨日実施いたしました1号機と3号機の建屋上部での空気中のダスト、放射線モニタの分析結果を配布させていただきました。1枚目が1号機の原子炉建屋上部ということで、機器ハッチの開口部ほぼ4階にあたる場所、それから原子炉建屋の大物搬入口の入り口で測っております。それから2枚目にいきますとこちらは3号機の方でございますが、表面の方が10月11日のサンプリングで、原子炉のいわゆるほぼ真上のところでのサンプリング、その裏面が12日の測定になります。機器ハッチの開口部の上というところで測定を行っております。こういった測定データをもとに、各号機からの原子炉建屋からの放出放射線量の評価を行っていきたいというふうに思っております。続きまして資料の方戻りますが、最後のポツでございます。本日パクポット、ロボットを使いまして、1号機原子炉建屋1階の南東エリアのモニタリングそれから目視確認を行っております。時間帯といたしましては11時56分から13時02分の間でございますが、こちらは以前6月3日に点検した際に、配管貫通部のところから湯気が吹き出していたという箇所でございますが、

最新の状況を確認しに行っております。作業の体制といたしましては、当社の社員6名と協力企業の作業員の方4名で作業を行いまして、最大の被ばく線量は0.85mSv、計画線量は3.3mSvでございました。なお、確認された結果につきましては、後ほどサーベイマップ等でお示ししたいというふうに思っておりますけれども、まず前回確認した建屋貫通口からの湯気の確認は今回は見られておりません。したがいまして、原子炉圧力容器、格納容器が冷えている成果ではないかというふうに思っております。それから線量の状況でございますけれども、こちらは3,000mSvから4,700mSv/hということで、引き続き線量率としては高い状況が続いております。なおその他、湿度、温度につきましては前回は湿度55.7%、温度31.9度でございましたが、本日の測定結果では湿度が38.7%、温度が24.0度というような状況でございます。以上速報という形で皆さまにご報告させていただきました。続きまして発電所内のモニタリングの状況についてご報告させていただきます。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について」ということで、10月12日の採取分でございます。こちらは2号機3号機で高濃度汚染水が漏出した観点から毎日サンプリングを行っております。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面それから2枚目の表面のところに昨日の測定結果を表の形式で記載させていただきました。経時変化を2枚目の裏面からグラフ化しておりますので、こちらの方もご確認ください。なお4枚目の表面になりますが、福島第一の3号機スクリーンの海水のシルトフェンスの外側、4枚目の上段のグラフでございます。こちらの方、昨日の測定結果ではセシウム134が1,100Bq/L、セシウム137で1,300Bq/Lということで、ここを安定して測定ができています内では最高の値ということが観測されておりますけれども、引き続き観測を続けて変動の範囲内であるかどうかということについて確認したいと思っております。なお、内側の方はその下でございますが、 $1 \times 10^3$  Bq程度で落ち着いておりますので、高濃度の汚染水が漏出しているというよりも、海底の巻き上げではないかというふうに判断いたしております。続きましてサブドレン水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について」ということで、10月12日採取分でございます。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面に1号機から6号機のサンプリング結果、それから構内深井戸でのサンプリング結果でございます。2枚目から各号機の経時変化をグラフ化しておりますけれども、少し高い状態が続いていた1号機のサブドレンも、昨日の測定結果では下がってきているという状況でございます。続きましてA4横の表の形式の資料でございます。集中廃棄物処理建屋周辺でのサブドレン水の核種分析の結果でござ

いますが、昨日10月12日の測定結果でございます。こちらも通常の変動範囲内というふうに考えておりますけれども、マル7番の測定点が昨日の測定結果ではセシウム134が $0.7\text{Bq}/\text{cm}^3$ 、セシウム137で $0.81\text{Bq}/\text{cm}^3$ ということで、若干高い結果ではございますけれども、明日以降よく観察していきたいというふうに考えております。モニタリング関係につきましては以上でございます。それから何点かご質問の回答ができていないものがございましたのでご報告させていただきますが、まず昨日行いました福島第一原子力発電所の注水系が故障した際の訓練に通用しましたホースの長さ300mでございますけれども、実際に1号機2号機3号機でどれぐらいのホースの長さが必要かというようなご質問がございましたけれども、1号機までは物揚場から約750m、2号機3号機は約1,300mでございます。それから先日1号機の格納容器スプレイ系の配管切断作業において、5.16mSvの被ばくをした作業員の作業内容は、こちらは直接作業に従事していた者ではなくて、工事管理をしていた者でございます。したがって、比較的長く現場にいた時間が長かったので線量としては多くなったのではないかと推定しております。それから昨日2号機の格納容器ガス管理システムにおきまして、配管の接続作業を行って延期しておりますけれども、その際の寸法関係でございます。まず格納容器の壁面から電動弁の1弁までの長さは約1.5m、それから同じく壁面から電動弁の2弁までの長さは約47.8mでございます。したがって、今回水素濃度が6.5%で高いと判断されている配管の中のボリュームは、1弁と2弁の間の体積ということで、約 $0.38\text{m}^3$ というふうに評価いたしております。それから、浪江町のエム牧場の吉沢さんが電気料の減免を求めているという件でございますけれども、こちらに関しましては個別のお客様の契約に関しますことなので、具体的な対応の状況につきましては回答を差し控えさせていただきたいと思っております。なお、電気料の減免をというご要望をいただいたお客様につきましては、詳細な件数については把握しておりませんが、お申し出があった場合には補償相談室、それからカスタマーセンター各事業所から支払い延期という特別措置の適用などについてご案内させていただきまして、ご理解をくださっているというふうに考えております。それから、ベータ線の被ばくの関係でございますが、ベータ線は皮膚等の被ばくでは加算するということになりますけれども、ベータ線の被ばくを考慮すべき作業員の方は、現在のところ足が水に浸かった作業員が3月に3名おりますけれども、その者以外では確認されておられません。今後も水処理設備関係ではガンマが支配的な領域ではなくベータが支配的でございますので、そういった特殊な環境におきましては、ガンマベータの測定器を用いて皮膚等の被ばく線量をモニタリングし、記録していきたいというふうに考えております。東京電力からは以上でございます。

<質疑応答>

○司会

これから質疑に入らせていただきたいと思います。前回からお願いさせていただいておりますけれども、一度にご質問をしていただく項目数を3つとさせていただければと思っております。手を挙げているのになかなか指されないというお声をいただいております。できるだけ多くの方に早くご質問をしていただく、一巡を早くするという意味での措置でございますので、ご理解ご協力の程お願いしたいと思います。趣旨で質問事項につきましてはなるべく簡潔にお願いしたいと思います。また回答につきましてもできるだけ簡潔に分かりやすくをお願いしたいというふうに思っております。また、質問の際には所属とお名前を名乗っていただきまして誰に対する質問かを明らかにしていただければと思います。それでは、質問のある方は挙手をお願いいたします。では、そちらの男性の方、そしてそちらの男性の方、そして前の男性の方、3人続けてお願いします。

○テレビ朝日 柘

Q：テレビ朝日の柘と申します。よろしく申し上げます。昨日今日と世田谷の方で $2.7\mu\text{Sv}$ 、ホットスポットというんでしょうか、一部で高い線量が世田谷で出ているという状況です。東京電力の松本さんにお聞きしたいのですが、事故発生から東京のこの随分離れた地域でこういった高い線量が出てくることは予想されていたのか、それともこの話を聞いて驚きなのか、まずそのあたりの感想を聞かせてください。

○司会

できましたら質問項目は他にありましたらまとめていただきますか。

Q：その答えを受けてまた質問させてください。

A：（東電）まず、私どもといたしましては今回の報道を通じて線量が高いところがあるということは承知しておりますけれども、こういった要因で高くなっているかにつきましては、現在文科省さんを中心に調査が進められておりますので、その見解を待ちたいというふうに思っております。それからやはり今回のケースのみならず、広いエリアで放射性物質が検出されておりますので、福島第一の事故の影響によるものではないかというふうには推定して

おりますけれども、やはり広く皆さまにご心配、ご迷惑をかけたということに関しましてはお詫び申し上げたいというふうに思っております。

Q：私の質問の趣旨としては、これは予想できて、事故以後こういった話が出てくるだろうと予想していたのか、またそれを聞いて驚きなのかどうかといった感想の部分を知りたいなと思っています。

A：（東電）驚くかどうかは別にいたしまして、当然事故発生時に大量の放射性物質が大気中に放出させておりますので、そういう意味では風、雨等に乗って広い範囲に拡散したものではないかというふうには考えております。

Q：これは、ごめんなさい。ちょっと私が聞きたいのは当然起こりうるものであろうということの認識の一つでよろしいでしょうか。

A：（東電）どういった状況下でこういう $\mu\text{Sv}/\text{h}$ という検出が行われておりますけれども、その値そのものが高いか低いかについてはなかなか評価しづらいというふうに思っております。ただ原因といたしましては、今回大量の放射性物質が放出されておりますので、そういう意味ではこういった可能性はあるというふうには考えております。

Q：文科省さんはこういった事態に対してどう思っているか改めてお聞かせください。

A：（文科省）文部科学省でございます。まず世田谷のことにつきましては報道で承知してございます。現在世田谷区さんの方と連絡を取ってどういう状況かということを知っている状況でございます。それから今回事故直後から各都道府県の放射能水準調査というのをしてございます。空間線量率とともに、毎日の24時間の降下物を測定し、その中にセシウムとかヨウ素とかが事故直後から観察されておりますので、またしたがって広い範囲にわたって放射性物質の蓄積がなされていたというふうに考えております。またこのことは、現在進めております航空機による広域モニタリング、この結果を見ましても関東の相当の区域にわたりまして、放射性のセシウム134、137の沈着が認められておりますので、今回の事例が想像できるかというのは別といたしまして、このような広範囲にわたって放射性物質の蓄積があるということは想像しました確認されたところじゃないかというふうに考えてございます。

Q：ごめんなさい、ちょっと私の質問の趣旨としては、これが起こりうるものであろうという認識のもとで、3月に事故が起きてからこういうこともあるんだらうなということを想像しえたのか、それともこういった事実を受けて驚いているのか、それともこういった状況になっているのかといったところの素直な感想な部分をお聞きしたかったんですが。

A：（文科省）そのような状況を想像いたしまして、まさにその広域での航空機モニタリングをしてきたところでございますので、今回の値についてはコメントは難しいと思いますが、各地において一定の蓄積がなされたということは想定された範囲ではないかというふうに思います。

○共同通信 荒井

Q：共同通信の荒井と言います。今の質問に関連してなんですけれども、まず園田政務官はこの事態についてどのように考えてらっしゃるのかということをお聞かせください。それから他の質問をまとめてします。今文科省の方が航空機モニタリング等をされて調べてますというふうにおっしゃってましたけれども、結局例えば今回の事案ですと端緒はいずれも市民の方であったり、自主的に計測されてちょっと高いんじゃないかということで自治体がその後調べているというケースになっていると思います。つまりそれが結局行政のサーベイが十分じゃないというふうにも考えられるのかなというふうに思うんですけれども、そういった事態について結局自衛しかないのかというところを園田さん、それから文科省、それからちょっとこれは安全委員さんの方もそういったことに関して何かもしかして働きかけをするのか、そういったところをお聞かせください。よろしくお願いします。

A：（園田政務官）そうですね、今回世田谷で比較的高い線量が出ているということでございまして、今先ほど文科省からもお答えをさせていただいておりますけれども、世田谷区としっかり今連携を取っていただいているということでございまして、その詳細についてこれから徐々に明らかになっていくというふうに思っております。同時に広い範囲でのまだ航空サーベイも含めて、このモニタリングというものが終了していない状況でございますので、それも当然ながらしっかりと今後もやっていかなければならないというふうに考えております。2点目のご質問でございますけれども、二次補正で様々なモニタリングを含めて基金を今作らせていただいているところでございまして、その点については全国の自治体でも取り組みができるように国としてはしっかりとサポートしていく必要がこれからはあるのではないかなというふ

うに思っております。また技術的な支援についても、JAEAも含めしっかりと連携をさせていただいているというふうに思っておりますので、できるだけそれを加速していくことが重要ではないかというふうに考えています。

A：（文科省）文部科学省でございます。汚染の広がりに対しましては、一つは航空機モニタリングを実施しております。それから補正予算を用いまして、これまで各都道府県1箇所のモニタリングポストにつきまして、全国で250ポストぐらい増やす予定にしております。東京都についてみても4箇所増やして計5箇所の体制になると、そういった中でしっかり放射性物質の変動をウォッチしてまいりたいというふうに考えてございます。また個別の事案に対しましては、自治体からのご相談とか要望に応じまして、文科省としてもJAEAはじめ専門機関と連携した対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

A：（原安委）原子力安全委員会ですけれども。まず、今回の世田谷区のケースについて申し上げます、まず大事なことは今回検出された放射線源、核種がなんであるか、それから、それが空間的にどういう分布をしているのか、そこをまず押さえるというのがまず大事だと思います。それによって適切な対策というのも変わってまいりますので、まずそれをちゃんと行っていただきたいというふうに考えます。それから、ご質問にありましたようになかなか行政のサーベイが十分ではないのではないかと、こういうふうに遠隔地になってまいりますと、確かにそういうことが言えると思います。一方、今回は多くの地域で住民の皆さんなどがご心配になってご自分で線量測られたりということも行われておりまして、むしろそういう測定から高い値などが出た場合は、その段階から行政も連携して適切に対応する。またその際、放射線の計測、あるいは環境中での放射性物質の分布と言った問題についての専門的知見も必要になってくるでしょうから、事故の影響を受けた地域については国がそういうアドバイザーを積極的に提供する枠組みが動きつつありますけれども、そういった考え方をさらに拡大していただく必要もあるのではないかなと思います。

Q：すいません、ありがとうございます。もう一回確認なんですけど、園田さんと文科省の方にお伺いしたいんですが、結局サーベイが十分じゃなかったからこそ、今後もうちょっとやって行こうという認識に立っているという理解で受け止めてよろしいんでしょうか。

A：（園田政務官）当然ながらですね、それは対応していかなければならないというふうに考えて私は思っております。

A：（文科省）文部科学省でございます。先日は例えば土壌中のプルトニウム、ストロンチウムの話もございまして、航空機モニタリングについてもそうですけど、専門家の方々の意見を伺いながら、拡大するにしてもどういう観点で、あるいはどういう核種を押さえていったらいいのか、その辺はかなり専門的、技術的な話もありますので、そういった意見を伺いながら検討していきたいというふうに考えております。

Q：すいません、最後の質問です。結局、今後予算がつくということである程度サーベイは出来ると思うんですけど、ただ実際住んでいる方は、特に通学路とかでお子さんを持ってらっしゃる方とかは一刻も早くそういった情報知りたいということですが、ただなかなか行政を通してだと時間がかかると思うんですけども。こうなるとやっぱり自衛と言うか、自分達でまずやってもらった方が早いというふうな認識でいらっしゃいますか。これもすいません、園田さんと文科省の方お願いします。これ最後です。

A：（園田政務官）やってもらったほうがと言うよりもですね、そういう方にご協力をいただくということは大変重要だというふうに考えております。同時に私どももですね、しっかりとそういった活動に対しまして、何らかの支援と言うか、技術的な支援も含めて考え方をしっかりと検討していく必要があるというふうに思っております。

A：（文科省）文部科学省でございます。私どもの大きな任務はやはり今回の事故の汚染の拡大を出来るだけ正確に科学的におさえていくことだろうというふうに考えてございます。他方、こういった生活圏の中でですね、スポット的にと申しませうか、線量の高い所が出てくる、こういった所については文科省としては自治体の方と連携しながら、先ほどから申し上げているような専門家の助言等のかたちでですね、ご支援等してまいりたいというふうに考えております。

○司会

よろしいですか。 それでは。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有です。三つ質問します。三つ先に言っちゃいますけど。最初の質問はですね、前回2問目で聞いたことなんですが、園田さん退席されてしまったのでそのことでお伺いしますけれども。この福島第一原発の事故の影響によって避難されている方たちというのがいるんですが、この方達ですね、東京電力の館内で避難生活を送っているという場合にですね、その電気代はどうなっているのかというような質問を私がしまして、東京電力の方は一切減免措置取らずにですね、正規料金を徴収しているというような回答があったんです。園田さんにお伺いしたいのはそういうようなことでよろしいのかと。福島第一原発の事故によって避難している方達ですね、なかなか私も取材しておりますけど、生活も大変であるところに来て、東京電力から正規の料金を請求されるというのはなかなか納得行かないことがあるんじゃないかということです。それに関連して松本さんの方でですね、来年の1月くらいまでは支払いを猶予するような措置を取っていると、というようなことを回答もありました。それに関連して私はですね、だけどそんな告知は見たことがないというような話をしたところ、ホームページのニュースリリースのところに先月末に報道発表したのを出ているというふうに言われまして、実際私見てみたらニュースリリースのところにでてました。ですが、ニュースリリースって報道関係者が見るものですから、一般の人はなかなか見ない、それで告知したと言えるのかという話をしてみましたら、本日ホームページのトップにもですね、そういった電気料金の特別措置についてっていうのが出ているんですが、これは松本さんにお伺いしたいんですが、これは前回私の質問を受けてこれ載っけたってことなんでしょうか、ということと。先ほどちょっと宿題の答えが一つ抜けてたと思うんですが、前回私、こういった措置を受けてると、電気料金の猶予をしてるということ、直接当該の方達ですね、そういった避難されてる方に告知してるのかということをお伺いして、松本さんは確認するというお答えだったかと思うんですが、これ実際告知しているのか当事者の方達、これちょっとお伺いしたいです。そういったことも踏まえて、告知の方法も含めてですね、園田さんにご見解をお伺いしたいということが1問目です。2問目はですね、東京電力の方で10月7日からですね、5号機とか6号機の地下に溜まっていた低濃度とされるですね、汚染水を山林に散水し始めたということがあります。このことに関連して、10月10日の東京電力単独の記者会見ですけれども、この記者会見からは排除されているフリーランスの田中昭さんという方がかなり具体的に東京電力の方を追求しまして、そもそも低濃度ということを言われているけど、どうやって担保するんだという話が出ました。それでこれはちょっと森山さんにお伺いしたいんですが、その時に東京電力の回答で、それは保安院がチ

チェックしているんじゃないかみたいな、あいまいな回答がありましたけど、低濃度だということをきちんと確認した上で散水させているんでしょうか。それはどういった手段で確認しているんでしょうか。 それに関連して園田さんにお伺いしたいのは10月10日の会見で、田中さんは東京電力の方から低濃度でそれは口に入れても大丈夫なレベルのものだというような説明があったので、田中さんの方じゃあ実際コップに入れて飲んでみてくれと言うような話があって、私もそう思うんですけど。過去にですね、そういった安全性を担保するために菅直人厚生大臣は貝割れ大根を食べて、枝野さんはこのあいだいわき産の苺とかトマトを食べてるわけで、園田さんもどうですかと。一杯飲んでみませんか。これ前例あることなんで、園田さん前例をどちらかと言うと踏襲されるかたなので、ちゃんと前例あるんでこの低濃度とされる汚染水、東京電力が口に入れても大丈夫と言ってるんですから、コップ一杯くらいどうしようというお話。なんでこれ言ってるかと言うとですね、田中さんの質問にも出てきてるんですが、誰も報道陣がそこに行くこと禁止されてるわけですよ。それなので、われわれ報道陣が行って、それをきちんと見て検証することが出来ないんでこういった問題と言うのが起きてると思うんですよ。だから、それをきちんとマスコミが行ってこういうようなことだというふうに報道出来る体制を取らないと、いつまでもこの大本営発表やっているのは本当良くないと思うんですよ。そうなると思ってもらうしかないというのも、かなり説得力があるという話になります。それに関連して園田さんに、田中さんがですね、10日の会見で東京電力から保安院の方でチェックをしているんじゃないかと回答を得ながらですね、田中さん自身は、この共同会見に入ることは拒絶されているので、私の方で保安院に同意チェックはされているのですかと聞かなくてはならないのですが、本来なら田中さんがここに来て聞いたほうが、彼が一番調べていることなのでいいと思うのですが、この会見のフリーを排除しているということは、不条理ではないのかということで、そのことを一言頂きたい。3番目の質問です。三人目のお亡くなりになられた作業員の方ですが、園田さんのご説明ですと、遺族の方とご連絡が取れないというでしたが、東京電力の説明ですと、遺族が了解しないという説明だというように記憶しているのですが、それはどうなのですか。 そごがあるのではないですか。それに関連してですが、遺族に連絡が取れないということは具体的にどういうことかと言うと、4月の会見が始まった時からしつこく追求していますが、作業員の方の募集とか就職の斡旋が、暴力団が関与していて、その暴力団が、いわゆるホームレスとか西成とか山谷の日雇い労働者とか、身元がはっきりしていない方たちを、甘い言葉に載せて福島原発で働かせている現実があるのではないかとこと

を追求しているのですが、そうすると身元がはっきりしないとか遺族に連絡が取れないという方たちが出てきて、これを東電の松本さんに聞きますが、身元がわからないと作業員の方の補償どうするのですか。それで、今度は園田さんに聞きますが、この方は身元がはっきりしないということで、遺族とも連絡が取れないということなのですから、プライバシーの問題もますますなくなってくるわけですから、死因を発表することがよっぽどこういう規制にかなうと思いますが、どうなのでしょう。このまま遺族と連絡が取れないと、死因も不明のままやむやにされて、亡くなった方はかなり人権問題になるのではないかという3問です。

A：（東電）まず、東京電力関係のご質問からお答えさせていただきますけれども、ご指摘のとおり、ホームページのトップの所に載せていただいたのは、先日のご質問もございまして、分かりにくいということもございましたので、私どもとしてトップの方に載せて分かりやすいようにさせていただきたいということでございます。ご指摘ありがとうございます。それから個別のお知らせに関しましては、東電管内に避難されている約 2,000 件の方々に個別のお知らせを配布させていただいております。それから、亡くなった方の身元がわからないというご指摘でございますが、わからないというわけではなくて、ご遺族の方とまだ連絡をきちんと取ってないという状況でございます。ご遺族の方も亡くなられたばかりでございまして、いろいろのご事情がございまして、私どもの方、元請を通じまして、まだあれこれと聞くには、まだ憚れるのではないかと思います。したがって、ご指摘の身元がわからないのでコンタクトが取れないという状況ではございません。

A：（園田政務官）私から、この会見の場で、皆さんからいろんなご指摘を受けて、政府側もホームページ告知の在り方とか、そういったことで、やはり反省すべき点はあったと、ご指摘の中で私も受け止めるところがありましたので、そういった点ではどんどん改善していくということは、大変良いことではないかと思っています。東京電力もそのご指摘を踏まえて、すぐ対応したということでございますし、また、私ども政府に対しても、何か皆さま方からの様々なご指摘を受けて、やはり避難も含めてそういった方々から分かりやすく告知していくということは、大変重要な事であろうと思っていますので、今後ともまた何かお気づきの点があれば、受けたまわりたいと思っておりますし、私どもも真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。それから、5、6号機の雨水も含めての溜まり水についての構内散水でございます。そういう議論はありました。私も当然、必要であれば、パフォーマン

スと受け止められるのはあまりよろしくないと思っていますので、何らそう  
いったことはいとうつもりもありませんので、ご要望とあればしっかりやら  
させていただきますと思います。水浴規制よりも低い、あとで保安院の方から  
答弁あると思いますが、そのように確認をさせていただいてますので、私も  
自信を持ってこれについては、そういう対応ができると考えております。し  
たが、あまりこういうことを言うのは適切ではございませんが、決  
してパフォーマンス的なことを考えてやるものではないということはご理解  
頂きたいというふうに思っております。したがって、安全性のお示しの仕方が、  
一番ベストであるというふうに皆さま方も受け止めていただけるのでし  
たら、いつでも取り寄せて、皆さんの前で、飲水をしていいというふうに考  
えております。それから、最後のご質問で松本さんからもありましたとおり、  
決して身元がわからないということではなくて、仏さんがご遺族の方と死亡  
されてから接触がきちっとされていないという状況なので、当然、身元はわ  
かっていますし、元請けさんからすればわかっておりますので、ここ一週間  
の中で様々なやり取りがあったのではないかと推測させていただいてますが、  
現時点でのその後についてお答えは差し控えさせていただきます。当然ながら、  
今後何か皆さん方にお伝えするということが明らかになって来ましたら、そ  
の時はすぐさまお伝えさせていただくつもりでございます。

Q：ちょっといいですか。一つ確認したいのですが、身元がわかって遺族と連  
絡を取っているが取れないということは、お通夜とかお葬式をやってない  
ということですか。

A：（園田政務官）あの、そういう場でいろんなやり取りはやりづらいのではな  
いか、一般論として推察をしていますので、したがって、それ以外のところ  
で元請け企業を含めまして、きちっと対応をしていただけるのではないかと、  
今は考えております。

Q：すみません、あの僕が聞いたかったのは、この作業員の方が10月6日に  
お亡くなりになりましたが、それ以降遺族と連絡は取れてないのではなくて、  
連絡は取れて通夜、葬儀は行われたけれども、その通夜、葬儀の後に連絡  
が取れないということなのですか。

A：（園田政務官）連絡は取れないという言い方が適切かどうかですが、つまり  
この事案をどういうふうに、その後のプレスの対応も含めて、対応の在り方  
についての接触が取れてないということだろうと考えてます。したがって、

決して私どもとして隠そうということではなくて、当然、皆さま方に重要な案件であるというふうに入ってきたときにはすぐさまお伝えするつもりであります。

A：（保安院）保安院でございますが、構内の散水の件ですが、東京電力では構内散水でありますので、環境省が示しております、水浴場の基準以下であるということの説明されております。保安院では違った視点でも見ておりまして、万一外部に漏えいされた場合にどうかという観点で見ております。したがって、原子炉等規制法に基づきます、外部に放出された場合の基準、濃度限度というのがございまして、これを満たしているかどうかを確認致しました。具体的にどういう核種あるかということ、それからもちろん測定といっても全ての核種が検出限界以上であるわけではございませんので確認出来ない物もあります。そういった検出限界以下のものをどうあつかうかといったことの数値の確認、考え方の確認。それから実際評価測定は福島第二の方で行っておられます。その現場でどういう設備で行われておられるかということも確認して、現在原子炉等規制法の基の濃度基準値を下回っているということを確認しております。また今後も定期的に濃度を測ってもらうようにそういった依頼もしております。以上でございます。

A：（園田政務官）すいません。フリーの件で触れなきゃということでご指摘頂いてすみません、忘れておりました。フリーの決して私は排除というつもりはございませんので、私どもの考えで是非こういう記者会見を通じて広く国民の皆さまに今炉の状態がどうなっているのかということをお伝えしたいということを考えているということでございます。で寺澤さんもご指摘のとおり来週にでもまた今回はちょっとコンパクトになるというふうになると聞いておるんですが、また意見交換をさせて頂いた上でまたいろいろなご回答やらあるいは今の時点での判断なんかもこれからさらにつめていきたいというふうに思っております。

#### ○司会

よろしいですか。はい。それではご質問のある方。では今度後ろの方にまいりましょう。後ろのそちらの右からいきましょう。女性の方、そちらの男性の方それと後ろの真ん中の男性の方三人続けてよろしく願います。さっき前の方三人指したので今度後ろの方。すいません順番でございます。

○NPJ吉本興業 おしどり

Q : N P J 吉本興業のおしどりでです。よろしく申し上げます。まず東京電力の松本さんに、福島第一原発の敷地内で既に三人の方がお亡くなりになりましたが、この三人の方々には死亡診断書が発行されたのか。死体検案書が発行されたのかご回答をよろしく願いいたします。そして園田政務官にお願いいたします。診療継続中の患者以外の者が死亡した場合は死体検案書が発行されることになっておりますが、同一敷地内で数ヶ月以内に死体検案書が三件発行されるという事例が出来たことについて行政解剖を指示されるおつもりは政府としてないのでしょうか。この場合の異常死ですけれども厚労省の死体検案書記入マニュアルによりますと異常死の常、状態の状なんですけれども病理学的異常ではなく法医学的異常となっております。日本法医学会の異常死ガイドラインの異常環境で外因と死亡の明らかでないものなど当てはまる項目は多いんですけれども三件死体検案書が発行され、そして異常死であるという点で行政解剖を指示するおつもりは政府としてないのでしょうか。前回どなたに園田さんがご回答を持ち合わせていないということでどなたにお聞きしたらいいのか前に聞いていたんですけれどもその辺もよろしく申し上げます。そして文科省の伊藤審議官に申し上げます。ご回答ありがとうございました。放射線審議会の水晶体と皮膚の透過線量が制限因子になると考えられるという一文へのご説明ありがとうございます。予想していた理由だったんですけれども今回伊藤審議官のご説明であるならば、実効線量を通常時から緊急時に 50 から 100 に上げる時に実効線量では水晶体と皮膚は必ずしも防護出来ない。高い被ばく線量は確定的影響が出やすいということなんですけれども、それならば現在全身の実効線量が 250 に上がっているにも関わらず透過線量水晶体と皮膚が 300 と 1000 のままという理由がちょっと分からなかったんですけれどももう一度ご説明よろしく願いいたします。

A : (東電) はい。東京電力からお答えまずさせていただきますが、お亡くなりになった方については死亡診断書が出ているというふうに聞いております。それから死体検案書が出ているかについては私どもとしては承知しておりません。

Q : 分かりました。ありがとうございます。先ほど申しましたとおり診療継続中の患者以外の者が死亡した場合は死体検案書が出ることになっておりますが、この三人の方は磐城共立病院二人目の方が調べ切れなかったんですけれども、心筋梗塞で亡くなった方もいわき市立総合磐城共立病院にお亡くなりその救命救急センターでお亡くなりになっておられますが、こちらに継続して診療されてたんでしょうか。

A：（東電）亡くなった方の前歴等については私どもとしては承知しておりません。

Q：分かりました。そこの病院に掛かっておられても診療にかかる疾病と関連しない場合、関連しない原因によって死亡した場合も死体検案書を書く事になっております。心筋梗塞で亡くなられた方の奥様が週刊現代にインタビューでお答えになっておりましたが、福島ではない全く遠いとこの方だったんですけれどもそれでも掛かり付けが磐城共立病院だったということでしょうか。

A：（東電）したがいまして私どもとしては、亡くなった方がいわゆる作業に伴うものではないというふうに判断しておりますので、プライバシー等に関することについてはお答え出来ません。

Q：作業に伴うものであろうがなかろうが、これは関わらず死亡診断書か死体検案書というものは診療継続中かどうかによって書き方が変わるんですけれども。

A：（東電）そういう意味では私どもとしてはそういう死体検案書なるものが発行されてるかどうかについては承知しておりません。

Q：分かりました。確認して頂けますでしょうか。

A：（東電）私どもといたしましては今回の亡くなられた方につきましては作業あるいは被ばくによるものではないというふうに考えておりますので、これ以上何か調査をする予定はございません。

Q：すいません。それは東京電力が判断することではなく磐城共立病院の先生が判断することで、そのお医者様が死亡診断書か死体検案書を発行するかを決めることなんですけど。

A：（東電）ですから私どもとしては死体検案書が出ているかどうかについては存じ上げていないということで、出来ましたらその病院の方に問い合わせるべきものではないかと思っております。

Q：分かりました。では二人目の急性白血病で亡くなられた方はどの病院でお

亡くなりになられたのでしょうか。

A：（東電）個人の方のプライバシーに関しましてはお答えすることは出来ません。

Q：一人目と三人目の方は病院を公表されているんですけれども。

A：（東電）これは一人目三人目の方は私どもの、一人目の方は集中廃棄物処理施設の中でご気分が悪くなられて救急車で搬送したものでございまして、今回の三人目の方も発電所の構外ではございますけれども作業に取り掛かる前の朝礼の中で気分が悪くなられて、Jビレッジを経由して救急車で搬送したということでございますので行き先であります病院につきましては公表させて頂いたものです。

Q：分かりました。お一人目の心筋梗塞で亡くなられた方が福島県警が検視に入っておりますので、死体検案書だと思われそうですが二人目三人目の方は後ほど園田政務官にお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

A：（園田政務官）えっと私の方のご質問で行政解剖ということで先般もちよっとお話しを頂いた訳でございますけれども、先ほどらいちよっとお話しをさせて頂いてますけれどもまず事実関係で申し上げますと発電所の構外において元請企業からの指示だろうと思えますけれども、この方が働いてらっしゃった企業さんが毎朝朝礼をやられていると思うんですね。安全点呼という形で。その点呼中にとか朝礼中にまず倒れられたということでございます。何人かまずそこで関係者の方がいらっしゃる、そして救急車で運ばれている。そこで医師の判断があったということでございますので、警察の判断になるのかとは思いますがそういった時に異状な状況であるというふうに警察が判断するという時にこの行政解剖という形が一般的には行われるということでございますので、今回それも含めて私どもとしては現段階でご遺族の方のご意向といえますかきちんとした接触がされていないという形でございますので、そういった点ではすこし結果を待ちたいというふうに思っております。

Q：分かりました。ちょっと理解が出来なかったんですけれども園田政務官がおっしゃる異状というのは、異状のじょうは常という字でいいか。状態のじょうということでしょうか。

A：（園田政務官）えっと状態のじょうですね。

Q：分かりました。そうでありますならば、日本法医学会の異状死ガイドラインに、合致しますので、それならば異状を判断するのは警察ではなく病院の先生方になります。それで、これ法医学的異状の場合なんですけれども。では、お一人目の心筋梗塞で亡くなられた方は、福島県警が検死に入っているんですけれども。二人目の方、三人目の方が、検死に入っていておられるかどうかというのは、園田政務官はご存知でしょうか。

A：（園田政務官）ちょっとそれは私は存じ上げておりません。いずれにしても、医師の判断とそれからご遺族の一般論で申し上げればですね、ご遺族の方の同意というものがある訳でございますので、そう言った面ではしっかりと対応は、していただいているのではないかというふうに思っております。

Q：分かりました。では二人目の方、三人目の方が亡くなられた時に、検死に入っているかどうか、死体検案書が書かれているかどうかを、確認していただけますでしょうか。

A：（園田政務官）ちょっとどういう対応ができるのかということのを、確認をさせて下さい。

Q：。 もう一度お願いします。どういう対応ができるのか…。

A：（園田政務官）はい。今のご質問に、どういう形で対応ができるのかをまず確認をさせて下さい。その上で、私がどういう確認を病院も含めていうことができるのかということの答えをさせていただきたいというふうに思います。

Q：分かりました。よろしく申し上げます。

A：（文科省）文部科学省でございます。今回の福島の事故に関連して、実効線量を100から250に引き上げた件につきまして、今放射線審議会として経産大臣から諮問を受けてそれに対して、お答えをいたしてございますけれども。水晶体・皮膚についてどのような考えだったかにつきましては、保安院の方にちょっとお尋ねいただければと思います。

A：（保安院）保安院でございます。以前もこのご質問をいただいております。それで、今その実効線量を引き上げた際に、この水晶体なり皮膚についてどのような原因があったのか、あるいはなかったのかも含めて今関係者に当たっております。ただ、今日の水晶体の場合には300mSvそれから、皮膚の場合には等価線量で1Svということでございます。全身が250mSvに今引き上げられておりますけれども、基本的には全身で管理されていれば、この目の水晶体も特殊な作業環境でなければ、それ以下になるということは考えられますので、必ずしもその必要性はなかったのではないかとも思われますけれども。このあたりについては、よくそのような判断だったのかどうかを含めてですね、今関係者に当たっておりますので、また改めてご回答申し上げます。以上でございます。

Q：ありがとうございます。よろしく願いいたします。先ほどの森山さんのご回答と、文科省の伊藤審議官の冒頭にいただいたご回答が、全く矛盾いたしますので、50から100に実効線量を上げた時に、実効線量では水晶体・皮膚は必ずしも防護できないから、等価線量が定められているということについて。250に上げて、今回は水晶体・皮膚はそのままだということについて。どうぞご回答よろしく願いいたします。

A：（保安院）保安院でございますけど、決して矛盾してると考えている訳では御座いませんで、その管理ができれば、上げる必要はない訳でございますので、このレベルで、現在管理をしていただいております。したがって、その時ももちろん議論はよく確認をいたしますけれども、矛盾してるというふうには理解しておりません。

Q：分かりました。管理できれば上げる必要はないということですが、では平成10年の放射線審議会で、なぜ通常時と緊急時、50から100に上げた時に水晶体・皮膚の等価線量の値も変えられたのか。ここの説明がちょっと、理解できませんのでまたよろしく願いいたします。

A：（文科省）文部科学省でございますけれども。緊急時の水晶体・皮膚の線量につきましては、平成10年のあるいはそれを取り入れた現行規制が、始まる前はですね、緊急時の水晶体・皮膚についての、等価線量限度っていうのは国内の法令では決めてなかった状況でございます。平成10年の段階で、そのICRPの勧告を踏まえまして、通常時とそれから緊急時について、等価線

量限度を決めたということでございます。

Q：はい。それは以前からお聞きしてるんですけども。以前は通常時と緊急時と実効線量を上げる時に、水晶体・皮膚もそれぞれあげていますが。今回250に上げた時に、水晶体と皮膚の等価線量は管理できているという理由で、上げられていないということについて、いずれまたそのどういう議論があったのか。ここにきちんと議論がされていたのかどうか。またご回答よろしく願いいたします。

A：（保安院）はい、今私、管理出来るということを申し上げましたけれども、それだけが理由だったのかどうかも含めて、改めてご回答申し上げます。

Q：よろしく申し上げます。

○司会

それでは次の方。

○回答する記者団 佐藤

Q：回答する記者団です。よろしく願いいたします。園田さんに2つ。1つは園田さんと司会の方とも関係します。最初、この質疑始まる前の段階で、質問は一度に3つまでと仰っていましたが。これ3つ超えて質問したら、途中で打ち切られるのでしょうか。まずそこだけちょっとお答えいただけますでしょうか。

A：（園田政務官）私からお答えします。前回もですね、お伝えをさせていただきましたけれども、まず一回目は、それぞれ沢山まだ記者の方いらっしゃいますので、そういった面では一回につきまず三回までとさせていただきます。二巡目、これ何巡でもすると思えますけれども、二巡目になった時に、またその四問目からご質問を頂きたいということでございます。すなわち、記者の中ではですね、これだけ聞きたいという方も中にはいらっしゃるということちょっとお伺いをしておりましたので。そういった点では、そういう記者の皆さん方にもまず満遍なく回ることを想定して、まず一回目は三問までね、ということにさせていただいたということでございます。

○司会

同じでございます。

Q：その一回目というか、一度の指名の際に3つ以上超えた場合というのは打ち切られるんですか。途中で。

○司会

二回目の指名の時に、改めてご質問をいただくように、お願いさせていただきます。

Q：つまり質問途中であっても、3つ超えたら中断が入るということですね。

○司会

そうです。

Q：それ、変えてもらえませんか。そちら側がこの3つという制限を設けたのは、その記者の満遍なく当たるということを、こちら側を配慮していただいているのだと思いますけれども。基本的にそういった配慮は、していただければありがたいですけれども。それをルール化するようなことは不要ですので、もしどうしてもそういったことをしなければいけない、つというふうにお考えでしたらば。3つ以上質問しても途中で打ち切ったりはしないし、3つ以上になっても構わないけれども。できれば3つまでをお願いしたい。そういうふうに変えてもらえませんか。……そうすればこちら側で、それぞれ判断して3つまでにしようかということで行いますから。それをルール化しないで欲しいということなんですけど。

A：(園田政務官) ちょっと今日お話をいただきましたので、当面ちょっと一回、ずーっと何回かちょっとこれでやらせていただいて、またそれで不都合が出てくるような形であれば、その都度また改善をさせていただきたいなというふうに思います。

Q：問題を追求して行こうって時に、3つ4つどうしても出てきますので。今の段階で、そういった質問の数その物を制限するようなことはしてほしくないんですけど。あくまで記者の側がそれぞれ判断して、配慮する。それでいいと思うんですけど。これお願いできませんでしょうか。

○司会

誤解があるといけないんで、あれですけれども。追加の質問は結構ですとい

うの申し上げます。したがって、追求をして1つの回答に対して質問していたくのは結構ですが、最初から申し上げております。ただ、最初のサブジェクトとして、立ち上げるその質問・テーマを、3つまでにまずしていただけないかということをお願いしているところでございます。

Q：テーマということなんですね。分かりました。それともう1つ。この合同記者会見の参加条件について何ですけれども。同じように、単独の記者会見をされている、今とようどこに並んでいる会見者の方の所属ですけれども。東京電力・保安院・安全委員会、参加条件それぞれ非常に緩くて、原則としてオープン化されています。受付で、入る時に記者の肩書きの名刺を出せば入れる、という条件になっています。これは経済産業省の方も恐らく一緒に、枝野大臣の就任会見の時に、私フラット行って一階の所で、名刺出してそのまま会見入って質問も出来ましたので。特に実績を求められるといったような事はありません。で、ただ文部科学省に関しては記者クラブの主催なので、これはちょっと話が別なので置いておきます。それぞれ参加するにあたって、何でここですと実績を問われない単独会見を開いているのに、なんでここですと実績が問われるんでしょうか。例えば昨日、今日、名刺とブログを作って、フリーの記者ということで活動を始めた人でも、ここにいる文部科学省以外の会見というのは入れるんです。でもここは入れないのはなぜか。メディア側としては、記者会見のオープン化に反対する記者というのはいませんので、自分たちの手足を縛るようなことになりますから、そうするとこの記者会見のオープン化に反対しているというのは園田さんだけになるんですけれども、この点についてはどうお考えなのか。参加条件の、これは4月23日付で発行されている、この会見の参加条件の書類を見ながら言ってますけれども、この参加基準に当たる1から9というのを、今、この場で撤廃していただだけませんかでしょうか。そうしましたら、次回のフリーランスとの協議ですとか、そういったものも不要になりますし、園田さんもお忙しいでしょうから、時間の節約にもなります。お願いします。

○司会

ご質問は以上でしょうか。

Q：はい。

A：（園田政務官）この参加条件につきましては、いろいろ皆さん方からもご意見をいただいているところでございます。そういった意味では、これは政府

の広報という考え方も一方でございますので、そういった点も踏まえて、少し今、考えさせていただいているところでございます。ただ今、現時点、この場でというふうにおっしゃいましたけれども、ちょっとそれは、なかなか難しいと言わざるをえない状況でございますので、今日の時点ではまだご理解をいただきたいというふうにお答えをさせていただきます。その都度この間も別途、この記者会見とは別でフリーランスの方々、規定でいきますと8番、9番の方々でお申込みをいただいた方と意見交換をさせていただいたのはご承知のとおりだと思っております。その中でも、様々なご提案もいろいろご意見をいただいております。私としてもどういうやり方がいいのかというところは、今後の課題として受け止めさせていただいておりますので、そういった点では、ちょっと私自身がというよりも、政府全体の中で少し考えさせていただければなというふうには考えています。

Q：ありがとうございます。それぞれの会見者の方にお聞きしたいんですけれども。安全委員会、保安院、文部科学省、東京電力、それぞれこの記者会見、統合対策室の合同記者会見の参加条件を、文部科学省を除いて皆さんたちが所属している組織の単体会見とほぼ同じ条件にする、そういったことに反対される方いらっしゃいますか。基本的に皆さん方のところ、単独でやっているのと同じ条件で構わない人、オープンにしても構わないという方、いらっしゃれば挙手をお願いできますでしょうか。記者の側では無くて、前に並んでいる方で。あるいは反対、今のこのままでいいという方いらっしゃいますでしょうか。政府に一任という感じなわけですね。

A：（園田政務官）大変恐縮でございます。この共同記者会見は、政府とそして東京電力、共同での記者会見という位置付けでさせていただいておりますので、言わば政府という責任の中において、今やらせていただいているというふうにご理解いただければと思います。個人でということではなくてですね。

Q：今、挙手が無かったことでも園田さんお一人の、お一人といいますか、園田さんを中心とした考え方が変わればここも変わるということで理解をいたします。ちょっとこれ確認をしておきたいんですけれども。フリーとの懇談が次回もあるということと、今、政府内でも検討していこうということをおっしゃっていましたがけれども、これは、こういった参加条件を撤廃していく方向で検討していくつもりなのかどうか、その点についてお答えいただけますでしょうか。

A：（園田政務官）撤廃というかですね。

Q：ごめんなさい。撤廃するためにはどういったことを詰めていけばいいのかなど、そういったようなことを、次のフリーとの協議で話し合おうと思っているのかどうか、その辺り中心で結構です。

A：（園田政務官）次のフリーの皆さま方との意見交換というところにおいてはですね、率直にまた、いろいろとご意見をいただけたらというふうに考えておりますので、私の方も今の段階での考えを申し上げさせていただきながら、意見交換が行われるというふうに思います。政府全体で政府広報というところは常にそれぞれ、これは永遠のテーマになるかもしれませんが、どういう形で国民の皆さま方に、またリアルタイムでなるべく速やかにですね、国民の皆さま方に情報提供をすることが出来るであろうかというところは、それは常日頃から政府内でも考えているところでございますので、そういった点では限られたスペースの中と、それから私どもが如何にそういう形で国民の皆さま方に重要な情報を提供することが出来るかというところの調整をしながら、有効に活用していくということを考えているということでございます。

Q：園田さんご自身は、この会見をオープン化することに対してどうなんでしょう、賛成なのか反対なのか、それをお聞きしないと次のフリーとの協議で、こちら側としては、どういった意見を用意していけばいいのか、全然変わるんですけど。

A：（園田政務官）私自身というふうに言われますと、ちょっとお答えは。

Q：それをお聞きしたいんでお願いします。

A：（園田政務官）いや、この場は、私は政府の立場として、この共同記者会見の責任者の一人という立場でお話しをさせていただいておりますので、私個人の意見というものは、この場では申しわけございませんが差し控えさせていただきます。

Q：じゃあ、どこかの場でお聞きできることがあるということですね、この場ではということですよ。

A : (園田政務官) ええ、まあ、私のこの立場を離ればですね、この政府の広報の考え方であるとか、あるいは広く一般に広報という形の考え方というものは、私自身、園田康博として個人としての考えというものは、当然ございます。

Q : それじゃあ意味がないですよ。ここにいる責任者の一人として、政務官としての考えを聞いておかないと。

A : (園田政務官) したがって政務官という立場でありますから、政府という内閣府の私も一人の責任者でありますので、それを念頭に調整をさせていただきながら進めなければならないということの立場は、是非ご理解をいただければと思います。

Q : この質問、また別の機会に続けさせてもらいます。ありがとうございます。

#### ○司会

では、次の方をお願いします。

#### ○ニコニコ動画の七尾

Q : ニコニコ動画の七尾です、よろしくお願いします。2問、文科省の伊藤さんをお願いします。3問目は園田さんをお願いします。1問目なんですが、世田谷区では、今日になりましたらご承知のように  $3.35 \mu S v$  の放射線量が検出されております。最初の方で似た質問があったんですが、これまで文部科学省では、福島第一原発の事故後に測定した都内の空間線量率で最も高い値は、3月15日の1時間あたり  $0.496 \mu S v$  だったと思います。それと東京都の航空機モニタリング結果と合わせまして、国の調査結果と世田谷区独自の計測結果をどう関連させて見ていけばいいのか教えてください。これが第一点目です。2問目はお願いになるんですけども、毎時  $3.35 \mu S v$  を年間被ばく量で換算しますと、どのくらいの値になるのか、出来ればこの会見中の早い時間に教えていただけますでしょうか。前提条件としては、毎日8時間を外で、残りを木造家屋で過ごしたのが標準だとしますと、この前提条件で教えていただければと思います。これが2問目です。3問目としまして、園田政務官にお伺いしたいんですけども、すみません、これ園田政務官の所掌範囲かどうかちょっと、申しわけないです承知してないんですが。その上で、もし分かればなんですが、世田谷区からどういった、今現在相談なり要望があるのか、政府に対してですね。あるのであれば具体的に教えてください。

い、以上です。

A : (文科省) 文部科学省でございます。都内での放射能水準調査の結果、今、3月15日、 $0.496 \mu\text{Sv}$  おっしゃられました。手元に確認するデータがないので恐縮ですが。あるいは3月15日確認されたとしてですね、また今回の航空機モニタリングにおけるデータ、いずれにせよこれにつきましては、文科省の方で測っておりますのは、ある意味都道府県でいえばある1地点ですし、それから航空機モニタリングで申し上げれば通常150mから300mの高さを飛んでおりますので、そのヘリコプターの真下、直径300mから600mの範囲の値、これを平均化したものが計測されたものとしてマップでお示しているものでございます。したがって、局所的な狭い範囲においてより高い線量が観察されるということは十分可能性としてございます。したがってそれぞれの目的が異なるものですから、生活圏における線量の高いところを見つけるというためのモニタリングと、それから非常に広域での分布状況を見るというものでそのように手法、目的が異なることから、今回どう関連付けて見るかということについて見ればより生活圏に近いところのモニタリングについてはまた別の手法を考える必要があるのではないかというふうに考えてございます。それから、 $3.35 \mu\text{Sv/h}$  の時に年間どれ位の線量になるかということでございますが、今、ご指摘のあったような屋外8ですか、それから屋内16。

Q : 毎日8時間は外で、残りを木造家屋で過ごした場合の年間被ばく量計算を教えてください。

A : (文科省)  $1 \mu\text{Sv/h}$  ですね、年間に直すと約 $5 \text{mSv}$  になりますので、その3.35倍というのが非常に粗い計算ではございますけれども年間の被ばく線量になろうかと思えます。それから、世田谷の件、ちょっと繰り返になりますけれども、文部科学省の方で今、世田谷区の方にどういう状況なのかということをお問い合わせしているところでございますので、現時点ではそれ以上の情報は持ち合わせておりません。

Q : 分かりました。一問目の追加なんですけれども、つまりマクロとミクロの簡単に言いますと、国の調査はマクロで自治体の調査はミクロってそういう粗く言いますとそういう理解でよろしいんでしょうか。要するに段階的に調査していくってことで、理解でよろしいんでしょうか。

A：（文科省）まず文部科学省の方で行っておりますモニタリングというのは東日本地域とか非常に広域なエリアにおいて空間線量率、それから土壌中のセシウムの分布状況を見ていくというのをまずやらせていただいております。したがってそれ以外の形で市民団体の方とか各自治体でそれとは別にですね、公園とか学校とかの測定をされているということについては、その結果必要があれば自治体等から要望があればですね、国としてといいましょうか、文部科学省として技術的な助言も含めて対応していくと、現状はそういうことになってございます。

Q：なぜこういった質問をするかということ、先ほど冒頭でですね、想定された範囲っておっしゃったと思うんですね。今回の  $2.70\mu\text{Sv}$  の想定された範囲ってというのはこれはどういう意味なんですか。要するに航空機モニタリング等々の調査から見ると  $2.70\mu\text{Sv}$  の調査結果は特に驚きはないっていう意味ですか。

A：（文科省）先ほども申し上げたつもりではございますけれども、検出されたその線量の高さは別として非常に広範囲にセシウムを始め放射性物質が今回拡散したと、その結果、後になって放射性物質が検出されるということは十分想定された事であるというふうに申し上げたつもりでございまして、その結果どういうレベルのものが出るかというところまではちょっと予断を持って申し上げることは難しいかと思えます。

Q：そうしますと、先ほど記者の方からもありましたけれども、国は国、自治体は自治体で個別にやって関連性は特になく、自治体が個別にピンポイントでやることでしかこういった結果は得られないと、そういう理解でよろしいでしょうか。そういうふうになっちゃうんですけど。つまり関連性がなければ。

A：（文科省）現在までのところそういう体制でですね、環境モニタリングを進めてきているところでございますけれども。

Q：すみません。そういう体制のそういうってどういう意味ですか。

A：（文科省）文部科学省において行っておるモニタリングにつきましては、各都道府県が行っております放射能水準調査のデータを集約するとか、あるいは航空機による広域のモニタリングを行う、あるいは土壌のサンプリングを

行う、更には海域のモニタリングによって汚染の状況を把握するということが政府のモニタリングの総合計画において定められているところでございまして、私どもとしてはまずその任務を果たすべく努力をしているというところでございます。ただ、こういう新しい状況の出現とか、あるいはそれに対する除染をどうしていくのかといったことについては、また政府全体として考えていかなくてはいけないと思います。

Q：すみません。除染についてはお伺いしていないんですけれども、いわゆるですね、お伺いしたいのは国でやっている調査と自治体でやっている調査の関連性がなければ全くその国の調査って意味がないんじゃないかってことをお伺いしているんです。国は国でその国の所掌範囲の責任だけやればいいとか、そういうもう事態ではないと思うんですけれども。実際のピンポイントでこういう状況があるということまである程度想定されるような作業調査フローになっていなければ国がお金をかけて時間をかけてやっていることのなかなか意味を国民としては見いだせないのではないかということをお伺いしているんですけれども。この点については如何でしょうか。

A：（文科省）国の行っておりますモニタリング調査の結果につきましては、その都度、例えば航空機モニタリングの結果につきましてもこまめに各自治体に情報提供をさせていただいているところであります。

Q：すみません、最後にしますが。それによってですね、例えば国のある程度の指導というか情報提供によって、じゃあその個別自治体がここは危なそうだからこういった調査をしようといった動きは現在あるんですか。そういった連携はあるんですかということなんですけど。

A：（文科省）全ての事例を承知しているわけではございませんけれども、福島近隣の県からの問い合わせに対してその都度航空機モニタリングの結果を基に地域においてモニタリングを県なり自治体においてですね、している事例はあるというふうに伺っております。

Q：関東近辺では特にないでしょうか。

A：（文科省）私自身はちょっと承知してございませんけれども、航空機モニタリングの結果は発表しますと非常に地元の住民の方々も関心高うございますので、その都度、県の方には関東、東北を含めまして情報提供しているところ

ろでございます

Q：すみません、ごめんなさい、最後。3問目についての追加なんですけれども、世田谷区の多分恐らくですね、住民としましてはこれはご承知のように通学路、通園路になっているわけなんですよね。近隣にそういった施設がございますから。そうしますと3.11以降ですね、子どもさん達はずっと通っていたわけなんですけれども、除染という問題もあるんですが、これに加えて高い線量の地域を行き来していたわけですから、そういったお子さん達とか親御さん達の被ばくに関する人体への影響に関する調査をする必要というのはこの数値から見てあるとお考えでしょうか。

A：（文科省）まず世田谷の事例につきましては、現在、区の方で詳細な調査をしているというふうに聞いてございますので、その結果を踏まえて自治体等からいろいろな要請等ございましたら対応していきたいというふうに考えてございます。今はその状況を見ているということでございます。

#### ○司会

よろしいですか。はい、それではご質問ある方。では、すみません、そちらの男性の方。それと、そちらの男性の方。で、次にそちらの女性の方。

#### ○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。安全委員会の加藤さんに伺いたいんですけども。先ほど、世田谷のケースについては核種と空間分析という、まさにそのおっしゃるとおりだと思うんですけど、そのお考えというのは福島市のようにですね、ある程度その流通経路、天候等で面的な汚染というのは予測された場所と違って、こういう本当に局地的っていうんですかね、超ミニスポット的なものではないかと、そういうふうに、そういう趣旨、まあ検証されるんでしょうけど、そういうふうに考えられるとお考えになっているのかというのが一点ですね。逆に言うと、事故から半年経ちましたから、もともとの出た放射線量の量からすればこういう局地的な超ミニスポットみたいなものというのは、ある確率でかなりたくさん起こってくるというふうにお考えでしょうか。3つ目は、もしそうだとするならば安全委員会としてはある程度予測的に、先ほど予測可能だったかというお話が出ておりましたが、今どういうふうにガードができているとか、今どういう風な状況になっているというよりも、将来にわたってこれぐらいの距離のところでこういうことが起こりうると、例えば300キロ圏内ならこういうことが起こるとか、500キ

口圏内にはそういうふうにかかるという、そういう情報公開とか情報提供というのが求められていると思うんですけど、まさにそれは安全委員会がやるのか園田さんのところでやられるのかわからないんですけど、そういう予測するような情報の提供ということはできないんでしょうか。以上です。

A：(原安委)安全委員会ですけども、まず最初申し上げた核種が何であるかと、あと空間的な分布状況を把握するのが大事だということを申し上げましたけども、これは必ずしも分布が非常に小さいだろうと予断を持っているわけではなくて、小さいかどうかそこはちゃんと抑えないといけないということで申し上げたわけでありまして。それでその上で、航空機モニタリングとかで把握する平均的な値に比べれば高いわけで、じゃあなんでそれが起こったのか。例えばこれまでもわかっているのは、例えば雨どいの下とか屋根に落ちたものが全て雨で流されてきてそこに溜まるとか、あと公園とか何かでも水溜りになったところ、そこは雨が降ってそういうところに集まりますからそういうところは高いということは経験的に知られておりまして、そこら辺は既に特に福島にお住まいの方を対象とした生活支援チームなどで作られた文書では既に言われてるところでありますけども、首都圏でも公園なんかではやっぱりそういう高い量はこれまでも出ているわけですので、やはりそういうことは起こりうるということはよく関係のところでお知らせいただく必要はあるのかなと。したがってどれぐらい離れたところでどれぐらいの線量あるいは放射性物質の濃さで起きるのかということについては、こうやって起きた事例について、どうしてそういう、もし放射性物質が蓄積したことで高くなっているのであればどういうメカニズムで蓄積したのか、そういうことを一つ一つ解き明かして、そういう情報も更によく普及していくというふうに対応いただくことが大事だと思います。

Q：毎回出していただいている環境モニタリングというのは、現状についてはご説明いただいているという感じはするんですけどね。例えば今日出ている5ポツで上水というところがありますね。これは現地に行くときごくよく分かるんですけど皆さん水のことを心配してますね。それでチェルノブイリの経緯などを見ても、水は非常に複雑な動きをして2年後3年後でもある程度何が起こるかということについては、予測できるんだと私は思うんですけど。その情報をやっぱり少しずつ出していきませんか、デイリーで航空機モニタリングで大丈夫だと、水も大丈夫だと、ちょっと出てるけど大丈夫だと言うけど後で見たらこんなになってたということになるわけで、そこはある程度その何て言うんですかね、大体世の中の人目の放射線のことはわかってるわ

けですから、やはり先を見越した学術的なことを含めた予測的な情報というのを出していくべきだと思うんですけど、それはできないことなんでしょうかね。このことは政府として園田さんどういうふうにお考えなのかも伺いたいと思うんですけど、まず学術的にそういうことはできないのかということをごです。

A：（原安委）これは文科省の方で特別な経費を用いて、これまでも土壌濃度について詳しい調査を行いましたけども、その一環として環境中での放射性物質の移行が、どういうふうに移り動くかという研究も行われております。これは実際に。

Q：すいません、それは文科省の伊藤さんに聞いたほうがよろしいということですか。

A：（原安委）我々が聞いているところでは研究が今行われているところでありまして、当然結果がまとまったらこれはまとめていただいて発表していただいて、単に学術的な研究結果だけではなくて、ではそれをもとに実生活での被ばくを低く抑えていくにはどういうことを注意したらいいのか、やはりそういうところまで引き出して結果をお示ししたいと思っています。

A：（園田政務官）私からもお答えさせていただきたいと思います。今おっしゃるとおり将来予測というか、そういったことは重要なことであるというふうに思っています。やはりいろいろ対応が遅いというお話をいただいてまいりましたけれども、やはり私どももチェルノブイリの例がありましたので、国会側からもいろいろやはりそういった汚染マップというか全体像がまずどうなっているのかということをごきちっと把握をしてから次の更に次の一手を着実に打っていくべきだというご指摘を踏まえて、まずは全体的な航空機モニタリングというところで、全体像がどういうふうに拡散をしているのかというところを把握をさせていただこうということで、その取り組みを始めさせていただきました。それプラス、ご案内のとおり今先ほどちょっとお話がありましたけれども、文科省だけではなくて経産省であったと思っておりますけれども、これは保安院ではなくて別のセクションであったと理解しておりますけれども、そういったところも含めて今海外のいろんな知見を取り寄せて様々な対応を今後どういう形の対応が必要になってくるのかというところは、今取り寄せをしているところでございます。同時に細野大臣もやはり海外の有識者の方々から色んなそういう高い見識を持ったの方々からのご意見もやっ

ぱりしっかりと拝聴したいということで、今その投げかけをちょうどさせて  
いただいている途中段階でございます。したがって、これからどうい  
った形でそれをまとめてどういう形で外にというか、国民の皆さん方にお知  
らせできるかはもう少しお時間をいただければというふうに思っております。  
いずれにしても、おっしゃるとおり将来予測というか、次がどういう形を取  
らなければならないかというのは私ども政府としてもきちっと認識をしてお  
かなければならないと、そういう意味で今そういう作業も併せて行わせてい  
ただいているということでございます。

Q：確認だけさせていただきますけども、地震だと地震予知連というのがござ  
いますよね。そういうような意味でいわゆるこういうこの原子力災害、今後  
どういうことが起こるのかについて政府はそれは細野さんのところでやるん  
ですかね、それとも今の文科省の方で学術的なものなのか、それがどこがそ  
ういようなことを担当されるのでしょうか。やはり先ほどにもありますけ  
ど縦割り行政の例外というのも顕著だと思っておりますけど、どこがそうい  
うことがないということでしょうか。

A：（園田政務官）原子力災害というか、セキュリティの部分も含めてちょっと  
私の拡大解釈のしすぎかもしれませんが、そういった実務的な話は今  
後今準備室を用いて来年の4月から立ち上げられるようにということでやっ  
ておりますけれども、例の原子力安全庁、その中での議論にも当然かかっ  
てくるものではないかなというふうには思います。

Q：所管は文科省ですかね。そういう話というのは。それとも環境省、どちら  
ですかね。今後の後の放射線被害というのがどういう形で将来予測されるか  
というような被害想定みたいなものというのはどこの役所が責任を持って見  
ていくんですかね。そういうセクションはないんですかね。

A：（文科省）文部科学省でございます。現状を申し上げれば先ほど安全委員会  
からもございましたように、放射性物質の移行について、先日は土壌とそれ  
から例えば森林の広葉樹と針葉樹の話をさせていただきましたけれども、引  
き続き河川とかあるいは長期的に例えば山の中の放射性物質が川に出て最後  
海にどういうふうに出て行くかみたいなことも含めてモデル化する作業を研  
究を進めてございます。そういったものを基に、除染とかあるいは今後の対  
応とかそういった政府全体としての対応のベースとなるものを文科省とし  
ては提供していきたいというふうに考えております。

○司会

それでは次、お願いします。

○日本インターネット新聞社 田中

Q：日本インターネット新聞社の田中龍作と申します。私は、たった一問だけ、園田政務官にお伺い致します。前日も、今日も何人かフリーのジャーナリストが聞いてるんですが、作業員の死亡事故ですね。労働災害、それも死亡事故起きた場合は、ほぼ例外なく警察が入ります。それから労基署が入ります。短期間に三人が同じ事業所で死亡しているんですね。それを前回質問しましたら、政務官は東電にお任せしていると、東電にお任せしていると再三再四、再四どころか再五再六、お答えなっただんですが、お任せしたとお答えなった理由はどこにあるんでしょうか。

A：（園田政務官）はい、そういう意味ではですね、詳細はまだ、私どもも先ほど申し上げたように、ご遺族の方も含めて、関係当事者の方としっかりと連携といいますか、接触が出来ていないと言うことでございましたので、その対応を東京電力にお任せしていると申し上げた訳でございます。ご指摘のとおりですね、労働災害という形であればですね、当然そういう判断がなされた時には、警察も含めて対応が出てくる訳でございますけれども、今回は、先ほど私も一番最初に申し上げたように、当日の10月の5日、9時4分の時点で、富岡の労働基準監督署に情報提供しております。したがって、その時点で労基署については、きちっと判断材料として受け止めて頂いているというふうに私は理解をしております。

Q：違いますよ。普通死亡事故が起きたら、ちゃんと査察に入るんですよ。そして、例えば、警察も労基署も、で、警察は、業務上死亡事故があった場合ですよ、事業所の経営側に落ち度があった場合は、業務上過失致死とか、書類送検するんですね。で、つまり今回は、詳細が明らかになっているとかないじゃないじゃなくて、一人目を除いては、これ入ったんですか、入らないんですかというのを聞いているんですよ。で、それを指示したのかって聞いているんです。

A：（園田政務官）したがって、ちょっと詳細につきましては、当事者、関係当事者の方々としっかりと連携がとれておりませんので、今日の時点では、今時点では、ちょっとお答えは差し控えさせて頂きたいということでござい

ます。したがって、今それも含めてですね、東京電力がその元請けも含めてですね、対応をして頂いているということでございますし、また、先ほど申し上げたように関係各所、機関に対しましては、しっかりとした情報提供がなされておりますので、その中において対応はなされているものだというふうに思います。

Q：いや、これは東電とか、元請けが対応するものじゃないですよ。行政が入るものなんですよ。それを政務官たる園田さんは、ちゃんと把握しているのかと聞いているんですよ。

A：（園田政務官）はい、したがってですね、関係各所がこの一連の中において、対応はしているものというふうに理解をしております。

Q：じゃあどうして、それ内容発表がないんですか。いや、ちゃんと関係各所が対応していると言ってますが、じゃあ、警察に通報はあったんですか。あったんですか、で、捜査は入ったんですか。二人目と三人目は、それで、それと後、まあいいや。どうぞ、お願いいたします。

A：（園田政務官）はい、医師の判断と労基署の判断がここの中にあるというふうに思っておりますので、そういった点では、適切な対応をしております。

Q：あのね、普通、労働災害、それも死亡事故があった、大概一時間もしない内、警察が直ぐですね、警察が発表するんですよ。これもう、一番直近のでも、一週間近く経っているんですよ。おかしいじゃないですか、これ捜査に入るんですよ。調べに入るんですよ。労基署も調べに入るんですよ。

A：（園田政務官）ま、そういう面では。

Q：入ったんですか、入らないんですか。

A：（園田政務官）いやいや、あの、そういう面ではですね、ちょっとそれは、そういう面では、対応はしっかりとなされているものだというふうに思っておりますので。

Q：じゃあ、どうして、どういうふうになされているんですか。入っていないくてどうして、対応なされているんですか。捜査に入っていないくてどうして、しっかりとした対応と言えるんですか。根拠をお示し下さい。

A：（園田政務官）先ほど申し上げたように、関係機関に関してはしっかりと情報提供なされております。したがって、その時点で判断がなされ、対応がなされているものだと思います。

Q：いや、それだと時津風部屋で、力士が死亡した時に部屋から、ああ、こういう情報だよとずっと過労でこの力士が死亡したんだよと言えればそれまでじゃないですか。情報提供じゃないんですよ。これ、捜査が入らなきゃいけないんですよ。普通入るんですよ。普通どころか、例外無く入るんですよ。なぜ、東電だけ、特別扱いなんですかと聞いているんです。

A：（園田政務官）いや、東電だけということではなくてですね、そういう面では、先ほど申し上げたように東電からは、特措法に基づく10条のですね、規定に基づいて、第一報がそれぞれの関係機関に対しまして行われております。そこで、各機関がその状況を判断して、適切に対応をしているということでございます。

Q：じゃあそれ、発表しましたか。普通、労働災害起きた時は、警察が入って、それとか労基署が入って、こうこうこうで具体的に言って、具体的なそのデータが出て、具体的なデータの発表があるんですよ。一人を除けば、もう何週間も、二人目、そして直近の三人でさえも、間もなく一週間経つんですよ。

A：（園田政務官）そういう面ではですね、各機関がきちっと対応はしておりますので、当然ながら、そこに対するお答えというのは、きちっと機関が判断した段階で出てくるというふうに思います。

Q：いや、あの、じゃあ時津風部屋で死亡事故が起きましたが、じゃあ、時津風部屋から情報が提供あったら、じゃあそれしっかりした対応になるんですね。しっかりした対応になるんですね。相撲協会が過労で死亡したと言えれば、もうそれはしっかりとした対応になるんですか。

A：（園田政務官）あの、言わば、東京電力からの第一報ですね、それから医療機関が今回入っています。それから労働基準監督署も入っておりますし、そ

それぞれの町、県に対しても都道府県警がありますから、県に対してもそういった情報が入っている訳でございます。

Q：違うんですよ。普通の、普通どころか、東京電力以外のこれまでの労働災害の死亡事故、例えばどっかの工場で誰がこう下敷きになって死んだと言ったら、普通警察が入って、労基署も入って、死亡原因ちゃんと、はっきり分かるように、公表するんですよ。今回それが無いじゃないですか。で、東電からの発表じゃないですか。それはやっぱ、明らかにアブノーマルなんですよ、それをあなた今、しっかりとした対応をしていると言ったんですよ。だから時津風部屋が、何回も言うけれども、これ一緒なんですよ。時津風部屋が、力士が死亡した事件で、リンチ殺人で、時津風部屋がこれは過労だと言っているのと一緒になんですよ。それを日本相撲協会はしっかりとした、対応していると言っているのと一緒になんですよ。どこがどう違うんですか。ちょっと仰って下さい。要するに普通の事故と、普通どころかこれ以外の労働災害の時は、警察と労基署が事故原因、ちゃんと発表するんですよ。それなのに、何で今度だけ、東電の発表になるんですかと聞いているんですよ。

A：（園田政務官）はい、そういう意味で言わば各機関が対応をしている訳でございます、そういう状況、事件性のものかとですね、そういったものであれば、きちっと対応が出てくると考えます。

Q：え、じゃあいつもある事故、あれですか、労働災害きちっとした対応じゃないんですか。普通の労働災害だと、警察と労基署がちゃんと発表するんですよ。で、然るべき処置、処理をするんですね。

A：（園田政務官）はい。

Q：それとじゃあ、分かりました。それと違うのはどうしてですか。

A：（園田政務官）はい、そういう。

Q：今回、それと違うのはどうしてですか、まあ、きちっとした対応はいいですよ。

A：（園田政務官）はい、そういう面では、法律の違反が労働基準監督署、それ

から警察においてはですね、刑事事件というか、事件性というものの中の判断で、そういうことがなされるのではないのでしょうか。したがって今回は、第三者的な医師、医療機関とそれから、監督署も入っておりますし、国、県、市、町に対してもそういった情報が提供され、そして、それに対する対応をさせて頂いているということでございます。あとは、状況の先ほどのご質問にもございましたけれども、死因の特定ということでございますけれども、そのことに関しては、ご遺族の方の接触も含めて東電が対応をしていただいているということでございます。

Q：ご遺族とかじゃなくて、僕は行政の対応のことを言っているんですよ。どうして、捜査と労基署が入って、ちゃんと理由をつまびらかにしてくれないのかと言ってるんです。どうして、東電から発表があるんですかと言ってるんですよ。これ以外の事故で労災があった時は警察と労基署が発表するんですよ。記者団の納得の行くように。

A：（園田政務官）そういう面では、労働災害上の法律違反が今回は認められないと言うことがまず第一点あります。それから、医療機関的にですね、医師の判断においてそれが問題ないという形の判断がなされているものではないかというふうに思います。

Q：いや、あるなしであろうが発表するんですよ。その法令違反とかじゃなくて、警察署だとか労基署が発表するんですよ。こうこういう理由で、それとなぜ東京電力にお任せしていると言ったんですか。繰り返しましたよ。

A：（園田政務官）そうです。対応をお任せをしているということを申し上げたわけでもございまして、その後についてはですね。したがって私自身は、この国であるとか関係機関に情報が行っているということは、申し訳ございません、私のしっかりとした情報収集が出来ていなかったものですから、その時点ではしっかりとした認識を持っていなかったということでございます。

Q：いや、行政をになっているそれも政務官としてのご姿勢を伺っているんです。対応をお任せしてるって、これ警察権を放棄しているってことですよ。政府が。よろしいんですか。

A：（園田政務官）すいません、警察権というよりも誤解がないように再度申し

上げますけれども、死因も含めてですね、ご遺族のそういった方々との対応を東電にお任せをしていると申し上げて、事件性がありましたらですね、当然ながら警察も入りますし、労働基準法違反ということであれば労基署も監督あるいは指導と言うことで入るのも私も承知はいたしております。

Q：最後に、じゃあ一言だけ言います。もう長くなるから申し訳ございません。ご遺族との対応とかじゃなくて、どうして行政として動かなかったんですかと言っているんです。なぜ東電に先にお伺いを立てるようなことをしているんですかと僕は聞いただけです。もういいです。

○フリー 柳原

Q：フリーの柳原三佳と申します。前回二日前の質問の続きで、園田さんにまずお伺いしたいんですが。あの時、司法解剖をされたかどうかという質問を私したんですけれども、その事に関して私が警察庁の刑事局に問い合わせをしてくださって言いましたが、今現在、先ほどの今までのやり取りで、死体検案書が出たのか、死亡診断書が出たのかもわからないとおっしゃいましたし、検視が入ったかどうかわからないとおっしゃったというふうに私は聞いたんですが、園田さんは今の段階でまず病院の医師が異状死届けを出したかどうか、福島県警が検視に来たかどうか、この辺り把握されてますか。

A：（園田政務官）それも含めてお答えを差し控えさせていただきたいなと思っております。したがってですね、個人のそういったことが特定される場所ということもありますし、

Q：それはすいません。ちょっと待ってくださいね。遺族関係ないですよ。これは。だって、異状死の届けが出ている。じゃあね、家族内で殺人があったらどうしますか。家族内で毒を入れたりした事件で、それをいちいち遺族に検視してもいいですか、調べてもいいですかって聞いていたら、家族内の保険金殺人なんて捜査できないんじゃないんですか。それをどうしてその遺族遺族っておっしゃるのか、既に医師が異状死と認めればそれは警察に届けなければ義務があるわけですよ。そこへ警察が検視に行く、警察がこれはおかしいと思えば、司法解剖の令状を取るわけですね。そのあたりのやり取りと言うのは全く隠されるべきではないですし、普通の事件でも全て報道されています。時には司法解剖した医師のコメントまでテレビで流れることまでありますよね。それをそんな園田さんがどうしてそこまで隠そう隠そうとされるのか私は理解出来ません。ご存じないんですか。

A : (園田政務官) いや、隠そうというわけではございませんで、先ほども申し上げましたけれども、皆さん方に今後きちんと明らかに出来るところがあれば、それは速やかにさせていただくつもりでございます。したがって、それに至るまではまだお亡くなりになられたばかりでもございますし、まだご遺族との接触もまだしっかりと出来ていないということもあるというふうに聞いておりますので、その辺の対応はもう少し私どもとしては、お待ちをしたいというふうに考えております。

Q : あと先ほど労基署の方に報告をしたとか、きちんと対応しているとおっしゃいましたけれども、要するにその報告をする際にですね、警察が検視に来たかどうか、その結果がどうであったか、解剖に回されたのか、その結果がどうであったかということ、きっちりとした報告の中には入らないんでしょうか。 その内容は。

A : (園田政務官) そういう面では後々ですね、全ての状況が明らかに出来るという同意がかなう形になればですね、私は出来ると思います。

Q : よく答えが私の訪ねているのと、ちぐはぐのような気がするんですね。要するにこれに司法の手が入ったかどうかというところのこれ、イエスかノーかもお答えいただけないんでしょうか。つまり私はこの間、司法解剖に回したかどうか、それだけでも答えてくださいって申し上げたんですが、それに関してはあの時はそれは承知しておりませんというお答えだったんです。それで、私は東京電力さんはそれは自分達はわからないとおっしゃる以上は、園田さんはそれを把握される立場じゃないんですかというふうに私は伺いました。そしたら、その立場かどうかも含めて持ち帰らせてくださいとおっしゃったんです。それは、今日の段階でそれに対する答えはいかがですか。

A : (園田政務官) それについてはですね、司法解剖も先ほど行政解剖の話も出ましたけれども、解剖そのものの有無についてコメントは差し控えさせていただきたいという立場になりました。

Q : 分かりました。それでは、仮に司法解剖が行われていたとしてもしなくてもですけども、東京電力さんの方は作業員の方がなくなられた当日に、要するに作業と死因の因果関係はないと発表されています。ただ、これは私も

ずいぶん諸外国の解剖室、法医学の世界を取材して来ましたが、よその国では亡くなった方の血液、尿、胃内容物、これはまず保管をして、ある国では最低2年間保管をするということが義務付けられています、法律で。今回のような作業員の方、特に日本においてこういう原発事故で、こんな危険なところで作業をするっていうのは、日本の歴史上例のない危険なところで働かされているんじゃないでしょうか。そういう方々が、半年のうちに3人も亡くなっているね、これは普通だったら国の方できっちりと死因を究明して、血液、尿、胃内容物、せめてこういうものと、それから臓器の保管、こういうことは国の方から指示をしてでもきっちりと死因究明をなされるべきではないのかと。どんな原因があるかもわからないし、どんな既往症のある方がこういう職場で死に至るのかということも、後々大切な調査の対象ではないかと思うんですが、その辺り園田さんはどのようにお考えですか。

A：（園田政務官）今回のケースについて申し上げるのならばですね、先ほどもお答えさせていただきましたが、医療機関に運ばれて、そこで措置を施して対応したということですので、そういった点ではその医師の判断に基づいて、その後の対応もなされたのではないかとこのように考えております。

Q：医療機関に運ばれたと言っても、医療機関に到着してから死亡するまでの間は数時間若しくは十数時間ということだと思いませんか。それはやはり継続して治療をしてきた患者さんではありませんので、突然の異状死という判断をして、しかもその方が働いていた場所というのは特殊な場所ですね。その辺りを先ほどね、隣のジャーナリストの方も何度もおっしゃいましたが、やはりそれを東京電力さんにお任せしているという言い方を国がされるとね、これはやっぱり非常に問題だと思いませんか。これは第三者的な立場でしっかりと究明するということを国の方がやっていたかなければ、私も二日前に時津風部屋の例を出しましたけれども、まさに同じことではないかと思いませんか。ですから、原発関連の特にこういう事故に関しては、国としては特に誠実且つ慎重に対応していただくべきだと思いますし、確かに被ばくと死亡の因果関係というのは、解剖ではなかなか明らかにならないかもしれませんが、他の原因がどうだったのかという辺りも含めて、今後もし同じようなことが起こったら、今現在のような対応では国民は納得できないんじゃないかと思うんですが、その辺りは、東京電力さんの方と園田さんと両方にご対応をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

A：（園田政務官）はい、もう一度申し上げます。状況を申し上げます。今回のこの方の外部被ばく線量については、先ほど申し上げたように合計で2.02mSvでございます。それから、従事した期間でございますけれども、実作業日数は46日間、一日平均3時間ということでございました。そういう観点で申し上げれば、東京電力からも話が出ておりますけれども、それをきちんと労働基準監督署に届けさせていただいて、そしてそこで労働基準監督署もそれにならって判断をし、同時に被ばく線量については医療機関がご判断されたということでございますので、そういった点では作業に起因しないというところではないかというふうに考えております。当然ご指摘のように、私どもの今考え方としては、従前から作業員の方々の健康管理、そして被ばく線量の管理というところ、これについてはきちんとやらなければならないということで、保安院もその中に関わる形ですと改善をしてきたつもりでございます。したがって、今日の作業日報の中にもありましたけれども、計画的被ばく線量というような形の中で、きちんとその作業がどういう被ばく空間線量の中で行うのかというのをまず測って、そして確実に予定よりも被ばくが行われないというような形をつくるというようなところの環境改善というものは、私どももずっと行ってまいりました。したがって、更にその部分を徹底させていくと、そしてまた労働災害という面でも起きないようにしていくというのは、これはもう当然のことでございますので、そちらについてもチェックは怠りなきように行っていく所存でございます。ありがとうございます。

Q：では、東京電力さんお願いします。

A：（東電）はい。東京電力といたしましても、労働災害を防止するために、作業中の安全管理それから被ばく管理をきちんと行うことはもちろんでございますけれども、万一、作業中に体調不良を訴えられた方、あるいは怪我をされた方につきましては、発電所の中に緊急医療室がございますので、そちらの方で手当て等をするとともに、必要に応じてJヴィレッジ、それからそれ以外の病院の方に搬送して治療を行うというような体制を整えております。

Q：当日に発表されたことに関しては、妥当だったと思っておりますか。因果関係がないという結果を。

A：（東電）はい。私どもといたしましては、被ばく線量が2.02mSvであることですか、その方の作業の実働と言いますか、働いた期間から見て、極め

て重い作業をしていたというふうではないというふうに判断しておりました。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

<東電からの本日の作業状況の説明>

○司会

それでは、ここで東京電力の方で今日の作業状況がまとまったということでございますので、先に説明をしてもらいます。

○東電

東京電力から本日の作業実績につきまして、ご報告させていただきます。原子炉への注水の状況ですけれども、17時現在、1号機は $3.8\text{m}^3/\text{h}$ 、2号機は給水系から $3.5$ 、炉心スプレイ系から $7.1\text{m}^3/\text{h}$ でございます。3号機は給水系から $2.1$ 、炉心スプレイ系から $8.0\text{m}^3/\text{h}$ でございます。格納容器内への窒素ガスの封入でございますが、17時現在、1号機の格納容器内圧力は $121.8\text{kPa}$ 、2号機は $117\text{kPa}$ 、3号機 $101.5\text{kPa}$ でございます。使用済燃料プールの循環冷却の状況です。17時現在のプール水温は、1号機 $24$ 度、2号機 $26$ 度、3号機 $24.9$ 度、4号機 $34$ 度でございます。続きまして、2号機3号機の集中廃棄物処理建屋の溜まり水の移送は、本日午後から再開いたしております。各建屋の水位の状況です。プロセス主建屋の水位は、16時現在、 $3,727$ ミリで、午前7時と比べますと、 $44$ ミリの低下。雑固体廃棄物減容処理建屋は $2,961$ ミリで、午前7時と比べますと $197$ ミリの低下。サイトバンク建屋はOPで $4,457$ ミリ。午前7時と比べますと $4$ ミリの上昇でございます。トレンチの水位です。16時現在、1号機はダウンスケール中。2号機は $2,982$ ミリ、3号機は $3,362$ ミリでそれぞれ午前7時と比べますと、 $25$ ミリ、 $3$ ミリの上昇でございます。タービン建屋の水位です。16時現在、1号機は $4,947$ ミリ。午前7時と比べますと $2$ ミリ低下。2号機は $3,011$ ミリで、午前7時と比べますと $22$ ミリ上昇。3号機は $3,156$ ミリで、午前7時と比べますと $8$ ミリの低下。4号機は $3,166$ ミリで、午前7時と比べますと $6$ ミリの上昇になります。原子炉建屋地下一階の水位です。16時現在、1号機は $4,414$ ミリで、午前7時と比べますと $9$ ミリ低下です。2号機は水位計が復帰いたしまして、 $3,086$ ミリとなっております。3号機は $3,312$ ミリ、4号機は $3,181$ ミリで、午前7時と比べますとそれぞれ $7$ ミリ、 $6$ ミリの上昇になります。作業の状況です。1号機、原子炉建屋のカバー設置工事につきましては、屋根パネルの設置作業を行っておりますが、明日最後の一枚を取り付ける予定でございます。明日の午前中の屋根パネル一枚で、パネルの装着作業としては終了ということに

なります。今後は換気装置、それからカメラ等の動作確認等を行ってまいります。それから、原子炉建屋上部のダストサンプリングでございますけれども、本日は2号機のサンプリングを行いました。それから、水処理装置の運転の状況でございますけれども、キュリオン、サリー共順調に運転を継続いたしております。ベッセルの交換は本日予定はございませんが、明日はキュリオン側でベッセル4塔、Hベッセル2塔と、AGHのベッセル2塔をそれぞれ交換する予定でございます。東京電力からは以上です。

<質疑応答継続>

○司会

それでは質疑を続けさせていただきたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○東京新聞 加藤

Q：東京新聞加藤です。ちょっと大きく分けて二つ。松本さんに、1号機の今日のモニタリングの3,000から4,700の件ですけど、3,000がどんな所で4,700がどんな所かということと、相変わらず線量が高いようですけれども、これはなぜと考えられるのかというのをお願いします。それから、これは森山さんと松本さんにですけれども、以前に一度作業員死亡の関係で、半年あまりで三人。この数字をどう考えるかということをお伺いしたんですけども、その後どういうふうにお感じになられてますでしょうか。聞かせてください。それから、仮に私は個人的には多いなと思っているんですけども、多いというふうにお感じであれば、何か対策、対応、それから問題点、あるのかなのか、そこら辺をお願いします。

A：（東電）はい、東京電力からお答えさせていただきますが、本日1号機の原子炉建屋一階の南東エリアにて、ロボットで線量測定をいたしましたところ、3,000から4,700mSv/hという測定が行われております。こちらは6月3日に測定した所とほぼ同じ場所でございますが、当時は3,000から4,000mSv/hでございますので、ほぼ線量率としては変化ない状況でございます。湯気そのものは本日は確認されておりましたが、この測定した場所のちょうど北側には、炉心の計測系を収めている部屋がございますので、この影響を受けているものではないかというふうに推定はしています。それから、三人の方が亡くなられた、多いか少ないかというご質問でございますけれども、現在、いわゆる3月から8月までの原子力発電所で働いた方々は約1万8千人強と

いう状況でございますので、この中で三人が多いか少ないかについては、一概には言えないのではないかとこのように思っております。労働災害につきましては、統計データがございますので、比較可能かと思えますけれども、三人とも私どもといたしましては、プライベートな個人的なご病気というふうに聞いておりますので、その三人という数字をもって、多いか少ないかについては判断はできないというふうに思っております。

A：（保安院）保安院でございますけれども、死亡者数については個人の健康状態の影響などがございますので、一概に多いか少ないかとは言えないというふうに考えております。ただし、作業環境ということの改善、健康管理というのは非常に重要でございます。これは保安院だけでできる訳ではもちろんございません。経済産業省全体として、また厚生労働省など関係省庁と連携して、その作業環境の改善などに取り組んでいるということでございます。その必要性は、ますます重要になってくるというふうに考えております。

Q：ちょっと追加というか確認で。4700m S vはこの貫通孔の入り口のところでいいんでしょうか。

A：（東電）はい。貫通孔の入り口付近で、パックボットのロボットの先端に付いております線量計で測定しておりますので、大体幅がございますので、3000から4700の指示をしたというようなことをご理解下さい。

Q：すいません。3月から8月までで18000人強という、ご説明でしたけれども、この18000人強の中で亡くなった方は三人しかいないということなんでしょうか。

A：（東電）それは違います。

Q：違いますね。

A：（東電）はい。私どもで確認できている人数が三人という、これ何らかの作業途中で気分が悪くなった方というようなことで、連絡が入ったものでございますので。完全にどこかで交通事故にあわれたですとか、あるいは病院等で亡くなった方については私どもとしては、把握できておりません。

Q：そうすると、18,000 人に対して3人を比較するというのは全く意味無いように感じるんですけど。どうなんですか。

A：（東電）そういう意味では母数として何を取るかっていうことで、あると思いますので。月々、毎月末に線量の報告させていただいておりますけれども。あれの数字で、3・4・5・6・7・8月までで、新規入域された方が何にいらっしゃるかっていうところで、全体の母数という形で示させていただきました。なお、延べ人数という形で申し上げますと、もう既に480000人位の延べ人数にはなりますので、そちらとは逆にあまり比べる意味がないのではないかとこのように思っております。

Q：分かりました。あと、すいません森山さんですが、個人の健康状態の影響があるので、一概に言えないということですが。大体年代ごとの死亡率とかの統計的な数字も出てると思いますし。あと、経産省ですと多分6000人位だと思うんですけど。例えば、6000人の経産省の中で3人在職して人が病死したといたら、それはそれなりにいろいろと思われるところあるんじゃないかと思うんですが。どうなんですか。

A：（保安院）仕事の環境も違いますので、一概に比較することは適当でないと思います。ただ、先ほども申し上げましたように、作業環境、健康管理は非常に大事ですので、この工程表にも取り上げられておりますように、特に例えば夏の期間であれば熱中症ですとかは、厚生労働省が相当きめ細かな指導もされておられますけども、そういったことも含めて、健康管理あるいは作業環境の改善ってということは、これは政府をあげて取り組んでいるというふうに、ご理解をいただければと思います。これまで3人という方が多いか少ないかは、単純に我々霞が関の中で働いております環境とも異なりますので、一概に比較するのは適当ではないというふうに考えております。

#### ○フリーランス 上出

Q：フリーランス記者の上出と申します。震災から七ヶ月ちょっとということで、もう既に質問が出た部分とも重なるかも知れませんが。やっぱり、住民の不安がいろいろ起きております。世田谷の問題もそうですけれども。その中で一番最初っから、先ほどの作業員の死亡にも繋がるんですが。本当の事言ってるのかどうかっていうことを、国民がやっぱりまだ今でも思ってるっていう。それに関連した質問です。3月11日12日の頃、この震災の当初、いろんな作業員、東電さんは全体まとめる訳で、実際には東芝さんとか日立

さんとかメーカーの方、ゼネラルエレクトリック等も含めてそういうあるいは建設会社。いろんな所から入って来て、そして人が足りないから柏崎の方からも応援に来てバスの手配すんのが大変だったらしいんですけど。そういういろいろな人から、話を聞いてる中で出てきたのは、この今の問題一切言っただけでいいというかん口令がだいぶ引かれてるみたいなんです。このかん口令っていうのは、抽象的に言い方ですけど。これから事故を調査する政府の、特に園田さんのお立場としてですね。そのかん口令の実態はどうだったのか。どういう会社がどういう言い方をして、どういうふうにこの事故を抑えようとしていたのかっていうことを、これは本当はマスメディアの私も含めてですけど、責任かも知れませんが、とても調べきれません。政府の責任で、当時の情報の出方がどうだったか。特にかん口令と言われているモノがいったいどうだったかという。これをきっちり調べることで、国民に対してのそういう義務になるんじゃないかと思うんですが。その辺をどういうふうにお考えか。そういうことは難しいから、一切やらないのか。やっぱこの辺大変国民の不信とも繋がる問題じゃないかと思うんです。後もう一点ありますが。まずこれについて、お願いします。

#### ○司会

宜しければまとめてご質問いただけますか。

Q：はい。一点は、先ほど言われた質問。田中龍作さんと女性のジャーナリストの方の質問に繋がるんですが。司法解剖やられたかどうか言えないっていうのがどうしてなのか。はっきり言って、時々私も若い時に警察の取材しましたけど。単純な死亡事故でも発表してます。昔は自殺も発表してました。常識から考えて、今回の司法解剖したのかどうか言えないっていうのはどうしてなのか。これはやっぱり、さっきと同じようにそうは思いませんが、何か意図があって隠してるんじゃないかって思われます国民から。これについて、もう一点答えて下さい。

A：（園田政務官）はい。まずその前に、先ほどのご質問された方ちょっといらっしやられませんが、作業員の方3人お亡くなられました。この人数が多いか少ないかという話は、私は大変ナンセンスだろうというふうに思っております。言うなれば、1人も出しちゃいけないんですね、1人も。だからこそ、しっかりとした健康調査であるとか、あるいは作業員の方々への研修であるとか、そういったことをやらなければならないというふうに私どもは考えている訳でございます。また、それに対して東京電力も答え

ていただいているというふうになっている訳でございます。残念ながらではございますけれども本当ににお亡くなりになられた方、あるいはご遺族の方には哀悼の意を表させていただきたいと思っておりますけれども。これまで、病死というような形で様々な原因でお亡くなりなられましたということでございます。したがって、やはり私どもは当然ながらその作業員の皆さま方が、そういった労働環境の中で、それに労災という形でお亡くなりなられる、そういったことを決してあってはならないし、これからも1人でも出してはならない、その思いでやっていきたいというふうに思っております。当然、これ東京電力だからということではないですし、この霞が関の中においてもですね、あるいは、どこの事業所においてもこれは当然ながら1人1人のお命というものは、大変大切なものであろうというふうにおもいますので。当然、1人もそういった労働災害というような事があってはならないとそこの前提に立っていただきたいなというふうに思うわけでございます。その上で、すいません、かん口令というのがですね、どういう形でご指摘をされたのか、ちょっと私詳細を実は把握いたしておりません。なにかそういう作業中にですね、注意というものがひよっとしたら、その中に当時あったのかも知れませんが。それは一度私ども調べさせていただきたいというふうに思います。その上で、今後の事故調査というふうにおっしゃられましたけれども、私が今所管をさせて頂いている部分は事故調査というよりも事故収束という部分でございます。したがって過去の先例からそういった事がもしあれば、そういった事はなくして行かなければなりませんし、そして何か対応に不手際があればそれを是正していくというのが、そしてまた今の状況をきちっとチェックをするというのが私どもの仕事、責任であらうというふうに思っておりますので、それはきっちり行っていくつもりでございます。ということでよかったですかね。 はい。

Q：今のかん口令については流言蜚語を含めていろいろな物が飛び散った中でちょっとヒントは私も言いませんけども、ニュースソースだけではっきりこれは言うなと言われてるぶんがあるんです。色んな会社がいってますよね。当然建設会社もあるし原子炉メーカーもあるし。たりないからいろいろ全国から色んな人が来て渋滞でいけなかったとか、そういう中でいろいろな事は言われているんですがそれはきっちり調べる責任があるんじゃないですか。流言蜚語というようなことが漠然とされているだけなんでその辺を整理してそういう趣旨です。それから先ほどの医師の司法解剖。

A：（園田政務官）失礼しましたすいません。したがって先ほどもちょっとお答

えをさせて頂いたんですけれども、やはり解剖とこれは司法解剖あるいは行政解剖、病理解剖、様々な解剖のものがありますけれども当然それが必要性があれば当然やらなければなりませんし、法令に則ってやるという状況が確認されればやるということは当然ながら行われることだだと思います。これは一般論として申し上げます。その上でありますけれども今回の事案につきましては現時点で何度も申し上げますけれどもご遺族の方も含めて関係当事者の方々の確認がまだきちりと出来ていないという状況がございます。その点はまたご理解を頂ければと思います。そういう観点で私どもの思いだけで、そういうった事があったのかなかったのか、あるいはどういう形で国が対応したのか、あるいは都道府県警が対応したのか、あるいは関係機関が対応したのかというところはご遺族の皆さま方、関係当事者の方々の言わばご了解とご理解というものがあまして、始めて私は皆さま方に出せるだろうというふうに思っておりますので、そういったところにおいては今現時点ではそういう状況にないということをご理解頂きたいと思います。したがってちゃんと当然ながら何度も繰り返し申し上げますけれども、そういった事がしっかりと確認できて、当然ながら皆さま方に不安をもって頂いて注視して頂いてるわけですのでその解消に努めるのが私どもの勤めでありますので、きちりと情報発信というものはそういったことが解消されたところで行わせて頂きたいというふうに申し上げます。

Q：すいません何回も。プライバシーに関わる部分もあるでしょうから、ご遺族の了解が得られなくて司法解剖しない場合もまれにあると思うんですけども現時点でされているなら、したのかしないのかということと言えるではないかと思うんですけど。

A：（園田政務官）したがいましてそれも含めてご遺族の方のご意思、あるいは関係当事者のご意思というものがございますので、したがって今の現時点では申し訳ございませんがもう少し待って頂きたいなというふうに思います。

Q：すると一般論として捜査というふうになるかどうか分かりませんが警察は後で禍根を残さないために万全を尽くして証拠として何かあった時に、先ほど女性の方も言うておられましたが後になって外国では保存している所もあるそうなんですけれども、こういう特殊な事故にかんがみたら当然そういう事をするのがやっぱり国民にとっての責任だと思うんですね。これは先ほども答えて頂いたので改めて回答いいですがそういうものだと思います。

○NPJ 藤森

Q : NPJの藤森ですけれども、世田谷の線量なんですけれどもああいう事が起きた、つまり他のところより一桁違うという事が起きたというこれは世田谷で起きた事が福島で起きていないということにはならない訳で、福島でも周辺で測っているものよりも一桁高いつまり数十 $\mu$ Sv/hの線量というのがスポット的に起きていているというふうに考えるのが合理的だと思うんですね。そういう意味で個人個人が居住地周辺汚染量マップを作るべきだというのがICRPの勧告111に載っている訳ですけれども、そういうのを守っていれば福島も含めていらぬ被ばくを避けることが出来る方法だと思うんですがこういうことが実行されていないのは、ICRPの勧告が十分に理解されていないからだと思うんですね。ですのでICRPの勧告において、どのような事を放射線防護としてすべきかということ自治体それから周辺住民に対して安全委員会の方から公開レクチャーをするというような事を、政府として安全委員会に依頼するような意思はないのでしょうか。つまりいつまでもICRPの勧告を守られないからこと今回のような事が起きるんだらうなと思うのでというのがまず一点です。

二点目は公益通報者保護法によりますと生命に損害が与えられるような場合には報道機関に対して公益通報をすることが可能な訳ですけれどZDFテレビの福島原発労働者の実態というのが今ユーチューブで流れてるんですけれども、ドイツZDFテレビの福島原発労働者の実態というので検索を掛けていただければ出るんですがこの2分7秒あたりに報道機関に取材をしてはいかんと。取材を受けてはいけないんだというような事を下請け業者が、今回の福島原発に関わる作業をされている下請け業者が労働者との間で契約を交わしているというものが出てきます。これは明らかに公益通報者保護に反するものだと思いますので、これはやはり政府としてきちんと、つまりこのような重大事故において生命身体に関わるような問題が起きるから、生命身体に関わるものについては、色んな所に報告するのをすっ飛ばして報道機関に対する通報も可能だというふうにされているのが、公益通報者保護法の趣旨ですからこういう重大な事故において、それを防ぐような、妨害するような契約が労働者との間でされているというのは非常に看過できないことだと思いますので、それは全ての最終下請けと労働者との間での契約というものについて、きちんとそういう事があるかどうかの調査を政府としてもしなければいけないと思うんですけども、その辺についていかがお考えかということ、これは今すぐお答えいただけないのかもしれないので政府として検討してお答え頂ければいいんですけどというのが二点目。

三点目は前の時に聞きました10月8日の周辺住民に対する説明会でサトウ

アカツキと言うんですかね。ギョウと言うんですかね。原子力災害対策本部の室長さんが 100mSv 以下だと健康影響がないんだというようなことを言われているということについて、もう調べられたのかどうか。これについてそういう発言があったのかどうかについて調べられたのかどうか。この三点です。

A：(原安委) すいません。安全委員会ですけれども一点目の問題ですけれども安全委員会は基本的に審議会ですので、おっしゃるように ICRP の勧告を広く理解して頂く。これは今回の事態では大変重要な事だと思っておりますけれども、審議会である安全委員会がその説明の業務を行うというのはちょっと審議会としての役割、それから持っているマンパワーからしてはちょっと出来かねる所ではないかと思えます。もちろん政府の高い所からのご指示があれば別ですけれども。

Q：今の私の質問は安全委員会に対する質問ではなくて園田さんに聞いたんですね。園田さん政府としてそのような周知の方法を安全委員会に依頼するかは別にして、今安全委員会ができないとおっしゃるのであれば別の方法を取ったほうがいいのかもかもしれませんが、何がしかの方法で ICRP の勧告が理解されていないということが、このようなことが起きる根本的な原因だと思うので、それを周知させる方法を早期に何か取られることを考えられてはいかがでしょうかということですか。

A：(園田政務官) そうですね、早期にできるかどうかでありますけれども、当然ながらより正確な情報を住民の皆さん方をはじめお伝えをすることはしなければならぬというふうに私も思っております。したがって、どういう形で行えるかというのはちょっと今支援チームにも言わば検討をいう形をお願いを私からもしておりますので、もう少しその辺はお待ちをいただきたいというふうに思います。

Q：ごめんなさい、ICRP の勧告っていうのは住民に対する情報提供の在り方だけを言ってるのではなくて、住民が関わってさっき言ったように居住地域周辺の線量マップを作るとかということをお勧めしてるわけですね。つまりそういうことも含めて ICRP の勧告が一体何を求めているのかということ、それぞれの当事者、住民に対してこういうことを求めている、自治体に対してこういうことを求めている、国に対してこういうことを求めているということを1回どこかできちんと皆に国民全員に共通理解をした上で、それでここが足りな

いとかあそこが足りないとかということをやっつけていかなければ、もぐらたたきみたいに関係があるから叩いているだけじゃ、やっぱりそれはどこかでもぐらは出てくるわけですから、そうじゃなくてこんなに6ヶ月も経ったんですから、そういうことをしなきゃいけないんじゃないんですかと、そういう趣旨なんです。

A：（園田政務官） すいません、ご指摘はごもっともと私も受け止めてさせていただいておりますので、当然ながらそういったことと同時に、おっしゃるように ICRP が何を求めているかというのをきちっと住民に説明も含めて、まず政府内できちっと統一見解を持っていなければならないというふうに思っております。それがこの間なかなかそれができていないという私も印象を持っていたのは確かであります。したがって、再度それも含めて政府内の姿勢というか、それは何て言いましょうか、改善をするように努めていきたいというふうに思っております。その上で次のステップ、ちょっと遅くなるかもしれませんが、住民も含め国民の皆さん方への説明というか、説明責任というものが出てくるんだろうというふうに思っておりますので、まずそこに至る前の段階で内部のきちとした統一的な形を更に確立をさせていかなければならないというふうには考えております。そういう意味ではもう少しちょっとお時間をいただきたいなというふうに申し上げたところでございました。それから2点目の広域通報の関係でございました、契約でそういったことがなされているというのは、私もちょっと直感的には問題ではないかというふうに考えておりますので、やはりきちっと見ておかなければならないんだろうなというふうには思います。したがって、ちょっとそれも確認を一度させていただきたいというふうに思います。それから3点目で、今日保安院を通じて佐藤室長の考え方というものを私に報告がございました。ただし、ちょっと私もこの報告にはまだ完全に納得しませんでしたので、再度きちっと調べるようにということで、今一度確認をさせていただいております。したがって、これもそれがきちっと出次第またお伝えをさせていただきたいというふうには思ってます。

Q：3つ目については、ユーストリームの方で具体的な室長の発言というのを確認することができるんですね。それはユーストリームのホームページで住民説明会というのを検索していただいて、その上で過去のライムというところがあるので過去のライムというのを押していただくと一つしか出てこないんです。その一つしか出てこないものがその問題となっている時の説明会の内容でして、これの時間で言いますと1時間11分のあたりに佐藤室長がど

ういう発言をしたかということが明確に記録されてますので、それも併せて今納得できないと言われたので、ご確認をいただければと思います。よろしくをお願いします。これは答えは結構ですが。

○読売新聞 佐藤

Q：読売の佐藤です。ちょっと話を聞いてるうちにわからなくなったので確認なんですけど、先ほど園田政務官が世田谷と船橋で出た件について、サーベ이를拡充するという意味でしょうかという質問に対して、対応したいというような趣旨のお答えをされていて、その後文科省の伊藤さんの方から専門家の意見を聞いた上で方法論は考えたいみたいなお答えがあったので、今回のその世田谷と船橋を受けて国としてそういう何ていうんでしょう、福島から離れた地点のホットスポット的なもののサーベいを、どういう形かは別にして実施するという、そういう方針だということに理解はいいですか。

A：（園田政務官）方針が何か現時点で決まったわけではありません。したがってこれから検討をするというふうに、拡充を含めて文科省で検討するというふうに言っておりますので、当然ながらそういう方向で私は進めてもらいたいというふうには思っています。

Q：その拡充ってのは先ほどモニタリングポストを 250 増やすというお話がありましたけど、多分それは今回のホットスポットの件とは別ですよ、そのモニタリングポストの増やす話ってのは。今回の都内や船橋で見つかったホットスポットに対応してサーベいを拡充することで動いてるのか、まだ拡充するかどうかも含めてそれは専門家の意見を聞いての検討の結果なのかというのは、それはどちらと理解すればいいですか。

A：（文科省）文部科学省でございます。先ほどの拡充、拡大と申しあげましたのは、前回の質問にもございましたけれども、ストロンチウムとかプルトニウムの汚染の広がりについて、今文部科学省では福島県を中心に行ってるんですけども、それについてどういうエリアに拡充したらいいのか、これは専門家を含めて検討していきたいということをお先週も申し上げたし今回も申し上げたところでございます。ただ、今回の世田谷の件は別としまして、ところどころ出てますそういうホットスポットに対する対応については、文科省としてあるいはまた政府としての方針というのは承知してございません。

Q：決まると、あるいはそういう方向で検討しているという段階ではまだな

いということですか。その昨日今日の世田谷船橋に対応した形でということ  
は。

A：(文科省) 私は今の時点では承知してございません。世田谷の件について情報が入りましたのでご紹介させていただければと思います。世田谷区の方でも6時半に記者会見を予定とございますが、多分されたんだろうと思います。世田谷区の弦巻での高い線量が確認された民家においては、ベッドの床下に瓶がありましてそこからどうも放射線が出ているということで、区の方からの要請を受けまして、文科省から検査官2名が現地に向かったということでございます。今わかっておりますのはしたがって、その線源が家の中にあつたと、それが周辺で高い線量率が出ている原因のようだということのようでございます。

Q：ちょっと私の理解が悪くて恐縮なんですけど、民家の床下の中に線源があるのはごめんなさい、もうちょっと説明してもらっていいですか。

A：(文科省) すいません、もうちょっと正確に申し上げますと、ベッドの床下に瓶があり、当該瓶から放射線が検出されたと。床をはがすと高い線量が検出されたということでございます。文科省としては今わかっている仮に瓶に入っているのがその線源だとすれば、今回の発電所の事故とは関係ない可能性があるということで、世田谷区の方に対しましては、民家の敷地に人が入らないように、あるいは敷地外の線量が高いところについては縄を張るなどして立ち入り制限をするよう要請しているところでございます。いずれにせよ、文科省の方から検査官2名が現地に向かったということでございますので、またいずれ情報が分かり次第、文科省の方から発表があるのではないかとこのように思います。

Q：ごめんなさい、ベッドの下と言いました。

A：(文科省) はい、私が今受けてる情報はそういうことでございます。失礼しました、ベッドの床下。

Q：床下というのは民家の平屋の床の下という理解でいいですか。

A：(文科省) 文字とおりに、それしか情報が持ち合わせてございませんので、物理的な構造についてはちょっと分かりかねます。

Q：瓶があるというのは、その瓶が見えてるということなんですかね。

A：（文科省）恐らくそういうことだろうと思います。

Q：その瓶がどうも線源のようだということで今向かってるということなんですかね。

A：（文科省）線源と言いますかその中に何かが入っていると。

○朝日新聞 佐々木

Q：朝日新聞の佐々木です。今この情報が既に報道されてまして、それに関連して質問させていただこうと思っていたところだったんですけども、この世田谷の件ですが、だとすると通常のいわゆる湧き出しと言われてる対応になるかと思うんですけども、文科省として具体的に今後どういうふうには扱っていくことになるのでしょうか。

A：（文科省）すいません、詳細は実は私も承知してございませんけれども、一般的に湧き出しと今おっしゃられたような形で、過去使われてたいろんな放射性物質が大学の研究室とかあるいは工場の敷地内で見つかることはございます。そういった場合、文部科学省の方で関係機関のご協力を得ながら、測定等、場合によってはそういう線源の回収と申しましょうか、遮へい容器に入れて安全な措置をするということをとるのが一般的だというふうに承知しております。今回どういう対応を取っているかについてはまだ聞いてございません。

Q：一般論で結構なんですけど、通常そういう場合に例えば民家なんかとかから発見された場合、それなりの線源だった場合に周辺のそこに居住されてる方とか、その周辺にお住まいの方に対する調査と言いますか、健康面でのそういったことはやられる、こういった形になるのでしょうか。

A：（文科省）それは線源の形状とか線量率とかを評価した上で、必要があればそういうことを行うかもしれません。まだ今回の件についてはちょっとそこまでは申し上げることが難しいかなと思います。

Q：そういう具体的にはわかりませんか。

A：（文科省） すいません、ちょっと過去の例は存じ上げておりませんので。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、まず園田さんに。先日から何度かお伺いしているんですが、これまでの住民協議の件、どういったことをされていてどういった協議があってどういう合意をされていたのか、それから今後のことですけれども、今後そういった住民協議というのをどういう形でやっていくのか、これはご回答をいただいていないのでお願いできますでしょうか。

それから作業員の方の亡くなった件なんですが、これは園田政務官が遺族対応をまだ対応できていないと聞いているとか、あるいは関係諸機関の方に連絡して対応はされていると聞いているというお話があったんですが、これはご自身で直接確認されたものというのとは何かあるのでしょうか。それから検案書か死亡診断書かいずれの形態でも結構なんですが、これは園田政務官ご自身で確認はされているのでしょうか。というのをお願いできますでしょうか。

それから東京電力の松本さんにお伺いしたいんですが、作業員の方先ほど最初に朝礼のところからJヴィレッジに搬送したというお話だったんですが、これはどういう理由だったのでしょうか。取りあえずそれをお願いできますか。

A：（園田政務官） 住民協議の件でございますが、今支援チームに取りまとめをさせていただいております。出来次第またご報告をさせていただきたいというふうに思います。それから作業員の今般の死亡事例の件でございますけれども、私自身で確認ということは言わば東京電力からの報告、そしてそれを受けた保安院からの報告という形で私がそれを拝見しているという状況でございます。そして私自身が検案書であるとかそういったものを確認をしたということはございません。

A：（東電） 東京電力でございますが、発電所の郊外でございます、Jヴィレッジの医務室が近いものですからそちらの方にまず搬送してお医者様の診断を受けたものです。

Q：まず最初に東京電力の松本さんに。すいません、具合が悪くなった場合に

発電所の郊外というのは、ちなみにこれは場所はどの辺だったんでしょうか。Jヴィレッジのすぐ近くで何かやっているんでしょうか。

A：（東電）出発をしてからJヴィレッジに着いたのが車で15分ぐらいの距離でございます。

Q：これはそういった場合は取りあえずそのJヴィレッジの方で診断を受けるというのは何か決まっているようなものがあるんでしょうか。

A：（東電）Jヴィレッジが一番その周辺では近い、何て言いますか、お医者様が常駐している場所でございますので、作業関係で怪我ですとか体調不良を訴えた場合には発電所内であれば発電所内の医務室、郊外であればまずJヴィレッジの方に搬送いたします。

Q：分かりました。あとすいません、園田さんに追加なんですけど、これは東京電力が最初に発表した被ばく線量とそれから作業日数含めて、1日3時間程度なので、それほど厳しい条件ではないというお話があるんですけど、これは以前東京電力の方にもお聞きしてるんですけど、8月を含めて熱中症で何人も倒れている状況の中で、1日3時間の労働が厳しいわけがないと思うんですけれども、それをもって過労でもなんでもなくて作業と関係ないという断定をされることというのを政務官としてどのようにお考えでしょうか。

A：（園田政務官）ご指摘は私は一理あると思っております。6月、7月の段階は大変多くの方の熱中症を訴えられる方が多くございました。そこで急遽私どもも、もっと対策を講じなければならないという形で対策を講じさせていただきましたら、8月はかなり的人数を軽減させることができしております。そういった面では大変厳しい真夏の作業環境の中ではありましたけれども、その辺に対する対策というものは二重三重それ以上というものを私どもとしては、やらせていただいているというふうに思っています。それからあと休憩時間を途中多く入れるというようなことも途中の段階から、少し長めに休憩時間も多めにすることと、それから長めにすることというような形で、様々な手立てを講じさせていただいてきているというふうには考えております。したがって健康管理という部分に関しましては、私どもも大変注視をしながら、ひとつひとつチェックをさせていただきながらやらせていただいていたというふうには思っております。すぐさまその上でだからこそではありますけれども、労働基準監督署においてもそのことに関しては良としていた

だいているところでございますので、あるいは厚生労働省としてもその点についてはしっかりと現認をしていただいていたというふうには考えておるところでございます。

Q：その対応されているのは重々承知しているんですけども、むしろその熱中症で何人も続けて倒れるほうがそれは異常な事態であって、その後の作業環境が過労と無関係とは言えないと思うんですけども、なぜそういう判断をされているのかというのがちょっと分からないんですが、その辺はどういうふうに考えているんでしょう。

A：（園田政務官）先ほど申し上げたように6月、7月は確かに多くの人数の方が出られました。大変私どもも憂慮をしておりましたので、そこで更にですね、対策を講じなければならないという形で、8月になりましてから実は一番暑い時の熱中症にかかって症状を訴えられる方が激減をいたしました。そういった面では対策というものは一定数あったんだろうと。この作業員の方は、先ほど申し上げたように8月からの作業という形になっておりましたので。

Q：あの、ごめんなさい。ちょっと途中で切って申し訳ないんですが、対策をして熱中症が減っているのは重々承知しているんですけども、だからといって労働環境が楽になったわけではないわけですよね。その過労と無関係というふうになぜ言えるのかが分からないので、なぜ政務官はその無関係でそれを妥当だという判断をされているのかというのがちょっと分からないんですけども、説明をお願いしますか。

A：（園田政務官）はい。先ほど申し上げたように熱中症対策だけではなくてですね、休憩時間を多く入れるであるとか、その休憩時間を長く取るであるというような形で体力の損傷も含めてですね、それを補う対策をやってきたということはあります。それを監督署も含めてですね、厚生労働省でも現認をしていただいたというところもございましたので、そういった点で過労という部分は相当数の上において考えられないのではないかとというふうに判断をいたしております。

Q：今回亡くなられた方の条件というのを本人には、ご遺族にも確認され、ご遺族は知っているとは思えないんですが、本人にはもちろん確認できないですし、何らかの形で労働状況は確認できているんでしょうか。その方の。全

体の条件ではなくて、その方の状況というのは確認できているのでしょうか。

A：（園田政務官）5月くらいからでしたでしょうかね、労働環境の把握というところは東京電力、そして保安院が現地でしっかりとチェックをするという体制になっていたものでございますので、同時に線量計、積算線量のですね、きちっとした把握をしていくんだというところの取り組みも同時に行わせていただいておりますので、そういった面では5月、6月、7月という形にきて、8月くらいからはそういったところが本格的、6月、7月くらいからですかね、本格的になってきたというふうには申し上げられるのではないかとこのように思います。

Q：いや、ごめんなさい。その全体の状況ではなくて、その亡くなった方の個人の方の状況が把握できていたのかという質問なんです。

A：（園田政務官）そういう面ではですね、先ほど申し上げたようにですね、終了時間とそれから積算線量というような形ではきちっと管理はされていたというふうに思います。

Q：それは園田さんは確認したわけですね。今、思いますというお話だったですけれども、思うではなくて、確認されたのでしょうか。

A：（園田政務官）私が確認というよりも、東京電力から報告をいただいて、そして原子力安全・保安院からも報告をいただいて、そこで私が確認をしたということでございます。

Q：すみません。ちょっと保安院の森山さんにお伺いしたいんですが、保安院の方では一応そこまでは確認されているということよろしいですか。

A：（保安院）保安院でございますけど、保安院として確認すべき視点というのは被ばく管理の観点を中心でございますので、そういう観点から何か保安規定上の問題が無かったかどうかとか、こういったことは見ております。ただし、労働災害ということ全般として保安院で見ているわけではございません。その点につきましては労基署の方に報告を行っているということでございますので、適切な対応をされているんだろうと思いますけれども、保安院としては被ばく管理を中心に保安規定上どうかという視点で見えております。以上でございます。

Q：今の言葉からも分かるように、保安院と東電が確認しているからどうというのは全く根拠になっていないと思うんですけれども、園田さんにお伺いしたいんですが。要するに被ばく管理はしているけれども、労働環境に関しては保安院は確認できないわけですよ。で、東京電力は当事者なわけですよ。なぜそこだけの判断をもってして問題ないというふうに園田さんは判断されたんでしょうか。労基署の方の判断というのはないんでしょうか、その中には。園田さんにお伺いしたいんですが、労基署の判断であるというのの確認されているんでしょうか。

A：（園田政務官）労基署に情報提供をしっかりといただいているというふうには確認をしています。

Q：しているではなくて、労基署の判断は確認されているんでしょうか。

A：（園田政務官）私が労基署に問い合わせるということでしょうか。

Q：問題ないというふうに園田さんが説明されるのであれば、そこまでちょっとやっていたらと思うんですけれども。

A：（園田政務官）現時点で問題がないということでございますので。

Q：ですので、労基署の方には確認されているんですか。何をって問題ないというふうに言っているのか分からないので、労基署の方には確認されたんですか、問題ないということは。

A：（園田政務官）私によって確認したいということでありましたら。

Q：いや、確認してるのではなくて、園田さんが問題ないとおっしゃっているので、では労基署の対応、労基署の判断というのを確認した上で園田政務官は問題ないというふうに判断されているのですか、という質問なんですけれども。

A：（園田政務官）そこまでの確認というものはしておりませんけれども。

Q：労基署には判断、労基署に確認する必要はないということによろしいですかね。

A：（園田政務官）いや、労基署には届出を出しておりますので、問題が当然あればですね、厚生労働基準監督署そして厚生労働省を通じて私のところに当然ながら何らかの通知があるのは当然だと思いますよ。

Q：要するにまだ判断はまだ来ていないということですよ。

A：（園田政務官）はい、そうですね、問題があれば当然来ると思います。

Q：ということは、問題あるかどうかまだ分からないということですね。

A：（園田政務官）まあ、現時点ではこの作業環境を拝見させていただいた限りにおいてはというふうに申し上げているわけですので、労基署の判断というものは確かに労基署からの正式なコメントというものはいただいております。

Q：分かりました。あと、すみません、先ほどの支援チームの取りまとめなんですが、これはいつ頃までかかりますか。もう1か月ぐらい前からお伺いしているんですが、まだ時間かかりそうでしょうか。

A：（園田政務官）すみません、出来次第お伝えをしたいと思います。

Q：どういう状況なんでしょうか、その出来次第というのは。

A：（園田政務官）作業をしていただいていると思います。

Q：現状、先ほどの渡利の地区の説明会もそうですけれども、現状問題が進行中な中なんで、できるだけ早くご回答いただければと思うんですけれども。でないと修正もできないですし、問題点が把握できないと思うんですが。

A : (園田政務官) 出来次第お伝えはしたいと思っております。

○フリーランス 渡部

Q : フリーランスの渡部と申します。まず一点目なんですけれども、これは東電さんと政務官にお伺いします。仮設住宅の電気料金の件について、これは取り敢えず来年の1月までの東京電力区内ですか、の料金については延長するという事なんですけれども、その再延長はあるのかということと。それから政務官に、一般的にですね、これも何回も出ていると思いますけれども、東京電力の被害によって避難されている福島県の住民の方々が電気料を払えないでクーラーもかけずに夏場を過ごすとかってということが今までもあったわけなんですけれども、今後もそういうことがあり得るわけですが、クーラーに限らずエアコンで冬場を迎える時にですね、そういうこともあり得るかと思うんですけれども、むしろ補償対象なので、まず間違いなく補償対象になるわけですから、電気料金については政治判断として全て無料にするということ、無料、あるいはですね、政府の方で立て替える、あるいは東京電力にすぐさま立て替えさせるということ、これを政治判断としてすることはできないのか、する気は無いのか、ということがまず一点目。

二点目なんですけれども、今までこのところ出ている死亡者のことなんですけれども、今、木野さんが質問したこととちょっと関連するんですけれども、一日2,000人強の人達が働いているわけですね。で、その職場で半年間で労働管理下にありながら3人が亡くなるというのは僕はとても多いと思っているんですけれども。つまり母数が40万とかってことじゃなくて、一日2,000人働いている職場ってというのは、東電のこのビルだってそこそこ働いていると思うんですが、震が関にもいくらでもあるような労働環境の中で、労働管理下において3人亡くなっているというのは、僕は多いと思うんですけれども。多いか少ないかはまた別にしてですね、こうした労働管理下における全ての死亡事例については内閣で責任を持って情報管理するという気は無いのかという。つまり今までみたいに、今のようですね、どこどこに任せている、どこどこに任せるということではなくて、内閣の責任において全て情報管理すると。あるいは司法解剖なり遺族との連絡、全て内閣の判断においてやるということの気は無いのか、その気は無いのかということが二点目です。

三点目なんですけれども、こうしたことに対してフラストレーションが記者の方に溜っているのは、その原因は、一番は要するに「ヴィレッジなら」ヴィレッジの中、あるいは東電の中が東電の中でなにが行われているのかさ

っぱり分からないからです。取材機会を、要するに、僕は先日、東京電力の原発の正門前にも行ってきましたし、「Jヴィレッジも行って「取材させてくれ」と交渉してきたんですが全く、取材させてくれないわけですね。「Jヴィレッジであれば、例えば取材することというのは、例えば線量というか、安全面からもそんなに問題は無いと思うんですけども、全く取材をさせてくれないという状況がある中で、取材機会をもっと取材陣に与えることはできないだろうかということが三点目です。

A：（東電）まず東京電力からお答えさせていただきますけれども、電気料金の特別措置の適用につきましては、今のところ延長するかどうかについては、まだ決めておりません。しかしながら、今後、本賠償が始まりますので、避難されている方々の避難に伴います収入が減ったという形につきましては、本賠償の中で補償されるのではないかとというふうに考えております。いろいろなご意見等がございますけれども、当社供給区域内の他のお客様ですとか供給区域外に避難されたお客様方々との公平性を損なわないということも大事だというふうに思っておりますので、現在はこの仕組みで行きたいというふうに考えております。

A：（園田政務官）広く一般に今回の事故に関して、やはり場所という形のスキームが今動いております。そういった点では、今後もそれに対して真摯に対応をしてもらいたいと、するべきではないかというふうに私どもも考えておるところでございます。したがって、料金そのものがというよりも、東京電力に対してはその賠償スキームの中でしっかりと精神的な被害の部分に関してもあるわけでございますので、しっかりとその点については責任を果たしていかなければならないと。社会的な責任という面では当然、法律の中にもありますけれども、私ども国の中にあるというふうに考えております。

Q：要するに、現状避難している方々の中で電気料金を払うことに対して不安を持って、電気というかエアコンなりなんなりというものが、思うように使えないという人たちがたくさんいるわけですよ。そういう人たちに対して、せめて「ドンドン使ってください」と「遠慮なく、健康害さないようにドンドン使ってください」という啓蒙活動も含めてやる気が無いのかどうかということをお答えしてください。

A：（園田政務官）当然、ご案内のとおり、今年の夏の節電ということでござい

ましたけれども、これは厚生労働省からも発表させていただいておりましたけれども、公表させていただいています「無理の無いように」という形で「健康には留意してください」というのと、それから東北地域においては、節電の部分で軽減をするということも行わせていただいたところでございますので、なお、更に東京電力管内から東北電力管内に対して供給力を増加をさせたというところは、それは政治主導の部分があったのかなというふうには、私は受け止めておるところでございます。

Q：被災者の方々に直接啓蒙活動していく用意はないのかということです。

A：（園田政務官）そういう面ではパーソナルサポートという部分もありまして、被災地、被災者の言わば一件一件ケアをしていくところのスキームというのは行わせていただいております。それは、これは福島県に限らずでありますけれども、当然ながらその健康管理というものは当然、やっていかなければいけないというふうに考えておりましたので、保健師さん、あるいは循環の看護師、そして言わばボランティアの皆さん方も含めて、大変多くの方々にこの部分に関しては、関わっていただいたというふうに思っています。それで、2点目でございますけれども、ちょっと内閣の責任において、情報管理を行うというご指摘でございました。どういうスキームを考えておられるのかちょっとすいません、私、受け止め方が不足をしておりましたので、どういうふうにお答えしたらいいのか。

Q：直接指示を出すということですね。

A：（園田政務官）それはどういう法令に基づいてでしょうか。

Q：だからつまり、どういう法令かは別にしてですね、内閣で一元管理して、例えば遺族の連絡も含めて、遺族への連絡が例えば今、東電がやってるということで、よく分からないということですね、先ほどの回答は。そういうことが無いように、内閣の方で責任をもって管理していくことは出来ないんですかということです。

A：（園田政務官）まあ、主人のあるいはお亡くなりになられて、そんなに日が経ってないという状況の中で、果してそういうのを、権限を使ってというようなこと。

Q：なぜ亡くなったのかっていうと、色んな理由があるかもしれませんがけれども、少なくとも労働管理下において、政府の国策においてですね、その失敗の後片付けをしている方々が、その労働管理下において亡くなってるわけですよ。それは間違いのないわけですよ。であるならば、別に特別なことではないと思うんですよ。

A：（園田政務官）とはいえ、これは本当にご理解をいただきたいんですけども、皆さん方もそうではないかと思うんですが、お身内の方が亡くなった時に、そういう形で外から公表せよ、公表せよというようなことを言われたらば。

Q：公表しろと言ってるのではなくて、政府の方で情報管理をすることは出来ないのかといってるんです。

A：（園田政務官）そういう面ですね、管理をするということですか。ちょっとそのスキームが本当に出来るかどうか。

Q：そんな難しいことですか。

A：（園田政務官）と思います。法令上の根拠とそれからこういう場合もどういう機関がどういう形に入るのかというものもありますから、ご案内のとおり内閣は憲法上の規定にはありますけれども、当然その内閣が発するというふうに、おっしゃった意図はそれは閣議決定という部分になってくるのかなというふうに思いますので、そういう形で何かを行うことができるかどうかというのは、ちょっと私も確認してみないと、なかなか難しい問題ではないかと思えます。

Q：では確認をして、回答してください。

A：（園田政務官）それから3点目の取材の件でございますけれども、これ従前から皆さん方からもご要望をいただいております。私どもとしても検討はさせていただいている状況でございますので、もう暫くお待ちをいただければというふうに思います。

○週刊金曜日 片岡

Q：週刊金曜日片岡と申します。テーマ3点ということですので、一つは今の10月6日に亡くなった作業員の方に関係しての質問です。さっきはちょっといろいろ言葉が、作業に起因するものではないとか、労働災害とか出てるんですが、これ労働災害死ということでもいいんですね。労働災害死ということであれば、元請けと派遣先の責任はどうなるんですか、法的責任。それが一つです。これは園田さんでしょうか、あるいは東電さんでもいいと思います。先ほど労基署が判断、医療機関が判断というふうにおっしゃってます。具体的に教えてください。具体的な名前を、どこの労基署が、何時、どのような調査をして、どのような判断をしたのか。その判断の文書が残ってるのかどうか。当然ながら、先ほどいった46日間1日に3時間なんてものがだけですね、判断材料ではないはずですね。通常、労働災害死ということであれば、現場に立ち入り調査をし、どのような労働環境で働いていたのか、あるいは過度なストレスは無かったのか、その死を促進させるような状況では無かったのか等々調べますよ。こういったことをキチンと、いつ、どこの労基署が、何人が入り、何時から何時まで、どのような調査の元に判断したのか聞かせてください。これは病院もそうです。2.02mSvと言いましたが、どこの病院で、いつの時点で、どう判断したのか、具体的に教えてください。その上で松本さんは、10月6日に亡くなったその日にですね、作業に起因するものではないというふうに言ってますが、何を根拠に発言されたのか、ズバリ労基署の判断が、今言ったいつ出たのか、医療機関の判断が何時に出たのか、それは松本さんが知った上で、この作業に起因するものではないと判断したのかどうなのか、その流れを教えてください。検案も検視もなく、ちょっと関連しますが、何を根拠に作業に起因するものではないと松本さんが言われてるのか、改めて教えてください。以上が10月6日に亡くなった作業員の方に対する質問です。二つ目は。

○司会

すいませんけど、それはさすがに三つとカウントさせてください。これ一旦切らせていただきます。よろしいですか。

Q：そうですか。はい。

○司会

また改めて手を上げていただければ、指名させていただきますので。

Q：先ほど、テーマ三つとおっしゃいましたね。

○司会

テーマで今のは三つとさすがに違いますよね。ものが。

Q：普通テーマと言うと、一つの項目に対してのがテーマと言うんじゃないですか。

○司会

十分今のは、一つ一つの質問だと考えさせていただきましたけれども。

○回答する記者団 佐藤

Q：テーマとおっしゃったから、取りあえず最初の質問の時はそれで了解いたしましたけれど。。。

○週刊金曜日 片岡

Q：数が三つですか。 テーマですか。

○司会

テーマではありますけども、テーマと言いました。サブジェクトと申しました。ですが、それでは際限なくなってしまうよね。一つのテーマの中に10個も20個も並べるということになりますから、そこは質問の量質も勘案しながら判断させていただきたいと思います。

Q：今、10個も20個も言ってませんが。

○司会

言ってないですけども、さすがにそこは並ぶ可能性もあるので、テーマと言って、テーマと言えばその中に10個も20個も並べていいのかと、質問の個数で言ったらというふうになりますので。

○回答する記者団 佐藤

Q：そんなことはこちら側でそういうことは普通しませんよ。いくらなんでも。5個6個くらいまで増えることはあるでしょうけれども。他の記者、質問待っていること承知してますから、出来るだけ短くしようとするし、あえて数増やすような事はないですよ。ですから、ルールではなくて、その記者へ

のお願いという程度にしておいて欲しいというのが、最初の私の質問ではあったんですけど。これはいいです。私の言葉として今お伝えするだけでいいです。

○週刊金曜日 片岡

Q：取りあえず、お答えください。

A：（園田政務官）まず、労働災害死ということを私ども申し上げたものは、一度もありません。したがって、この労働災害死というふうに認定されたものでなければ、そのように私どもが見ているわけではないということをご理解をいただければと思っております。あと、監督署につきましては富岡労働基準監督署でございます。ここに、先ほども申し上げましたけれども、東京電力から第一報が情報提供として入っているというところでございます。その後の監督署においてどういう判断がなされたかまでは、私は承知はしておりません。

A：（東電）東京電力でございますが、私が10月6日の時点で作業に起因するものではないという判断をした根拠でございますけれども、診断の結果等は私どももいただいておまして、その結果、作業時間といたしましては1日3時間程度、それから作業日数といたしましては8月8日から46日間、被ばくに関しましては3ヶ月間、10月は5日でございますけれども、トータルで2.02mSvということでございましたので、作業との因果関係はないというふうに判断いたしております。

Q：労基署の判断を聞く前に、判断したわけですね。

A：（東電）はい。これは私どもの推定でございます。

Q：じゃあ、推定じゃなくて、あの時断定してましたね。

A：（東電）東京電力といたしましては、作業に起因するものではないというふうに判断いたしております。

Q：通常、作業員が亡くなった場合にはですね、やはり労基署の判断をきちんと待つべきではないんですか。園田さん、違いますか。

A : (園田政務官) 労働災害という点でいきますと、ご指摘のとおりですね、それが労基署の判断が最終決定に、あっ失礼、関係機関としての判断になります。

Q : 最初の質問、元請けと派遣先の法的責任についてのお答えがないんですが。

A : (東電) 労働災害という意味であれば、元請けそれから所属企業の責任が問われるかもしれませんが、今回の場合で申し上げますと、ご質問にあったとおり労基のところの労働基準災害監督署の方でのご判断がまだないと言うのであれば、労基の判断を待つということになろうかと思いますが、現時点ではいわゆるご病気ではないかというふうに考えております。

Q : いろいろあるんですが、どうでしょう。

#### ○司会

まだ1回目のご質問されてない方、どれくらいいらっしゃいますでしょうか。それでは、その他にご質問ある方。では、まず続けていらっしゃいますか。あと2回目、それともう一人、そちらの女性の方。3人お願いします。

#### ○週刊金曜日 片岡

Q : 世田谷の話は先ほど瓶からというような話があったのであれですが、横浜でもストロンチウム、あるいは船橋でも高い線量という質問は先ほどからも出ておりました。これは3.11直後の爆発に起因するものというふうに判断をされているのでしょうか。保安院さんあるいは東電さんの方にお伺いします。そして、9月確か20日段階だと思うんですが、現状で毎時2億Bqの放射性物質が放出しているという発表があったというふうに記憶しています。現状を教えてください。そして、おおよそのこれまでの総量も教えてください。毎時2億Bqって、ちょっとピンと来ないんです。何か安全委員さんかあるいは保安院さんか、これどのような量というふうに認識すればよろしいのでしょうか。一般の方に分かりやすいような何か例があったら教えてください。仮に1ヶ月前の毎時2億Bq、これがどのように放出されて分布されているのかということもお分かりになるなら、東電さんか保安院さんにお伺いします。その分布の状況なども狭い範囲なのか、広い範囲の可能性もあるのかということもお伺いします。

そして、あともう1点、ワンテーマあるのですが、これ簡単にします。前回、1週間前に聞いた同じ質問、園田さんにします。9月30日の緊急避難

準備区域解除の件です。目的は住民の皆さんに帰ってもらうためということでしたが、帰宅対象者、先週の段階で質問しましたけれども、把握していないというふうにおっしゃいました。是非その解除の成果をご披露ください。あらためて。それから1週間経ちました。お願いします。

A：(保安院) まず、保安院でございますけれども、横浜の港区のマンションのストロンチウムにつきましても、まだ実際には文部科学省の方で今後評価をなされると思いますので、そこは原子力発電所由来とは断定できているとは思いませんけれども。しかしながら、今回の事故に照らせば、やはり大量の放射性物質が放出されておりますので、十分その可能性は大きいという認識で臨まなければいけないと思います。それから、2億Bqの件でございますけれども評価したところですね、2億Bqの放出によって発電所の敷地境界での被ばく線量が年換算にしますと、0.4mSvくらいということでございます。この放出量につきましても、まだ東京電力のデータが限られておりますので、よりその精度を上げていく必要があると考えておりました、保安院からもその測定箇所の拡大、これも既にやっておられますけれども、取られたデータを総合的に評価して、データも公表してしっかりと評価をしていただきたいということを申し上げております。現在のその量的なものだけを見ますと、敷地境界で0.4mSvということですので、一応、法令基準が通常の場合でございますけれども、施設からの直接的な影響が年間1mSvということでございますので、その範囲には現在の追加的な放出量は今の東京電力の評価に基づけば、基準値以内には入っているということでございますけれども、これから精査する必要があるというふうに考えております。以上でございます。

A：(東電) 東京電力でございますが、毎時2億Bqに関しましては9月20日段階での評価結果でございます、現在、最新の建屋の放出放射線量を求めるためにダストサンプリング等を行っております。最新データにつきましては、来週、10月17日の道筋の会見時には、最新データをお届け出来るのではないかというふうに思っております。なお、この2億Bq/hでどういった影響があるかについては、先ほど、森山対策官の方からもお話がありましたとおり、敷地境界で最大のポイントが0.4mSv/年でございます。これは福島第一原子力発電所で、平均的に観測される一年間の天候を基に評価したものでございまして、その他、5キロ、10キロの地点の線量に関しましては、9月20日に公表させて頂いてる資料の中に、地図と形で載せて頂いております。

A : (原安委) はい、安全委員会ですけども、2億Bq/hがどういうものと、  
どういう量として認識すればいいのかということですけども、物理的な定  
義で申し上げますと、1Bqっていうのが、毎秒一個放射性壊変が起こるだ  
けの放射性物質の量ということでありますので、一時間あたり、その2億倍  
が出ているということになるんですけども、ただそれでも、さっぱり、どう  
いうイメージなのかというのは、恐らく分かりづらいところだと思います。  
やはり重要なのは、その結果として、放射線の量がどれくらいになっているか  
ということありますので、これを元に敷地境界での量はどれくらいになるだ  
ろうか、また、更にそこから離れていった所はどれくらいなるだろうか、毎  
月東京電力の方では、この放出量を出すとともに、そういった線量の値も出  
しておりますので、むしろそういったものの方が意味合いということでは、  
適切ではないと思います。

A : (園田政務官) はい、私から、緊急時避難準備区域の解除の件でご質問頂き  
まして、今の時点で何か動きが相当数あるかと言われると、まだ把握をして  
いないというのが、現状ではないかと思えます。ちなみにですね、緊急時避  
難準備区域の人口を申し上げますと、5市町村で約59,000人でございます。  
その内、避難をされていらっしゃる方が、25,900人とこれ8月29日現在、  
確認している数値でございますけれども、今後、除染が各市町村でも始まっ  
ていきますけれども、そこから来年の本格除染という形になってくればです  
ね、その時点でまた数字は、ご帰宅に向けての支援を更に加速出来るのでは  
ないのかというふうに思っています。各市町村毎で復旧計画にまだばらつき  
がありますので、そういった面では少し全員がご帰宅されるというまでには、  
少し時間がかかるのかなというふうには見ております。

○ジャーナリスト 寺澤

Q : ジャーナリストの寺澤有です。ちょっと質問する前に園田さんのご説明が  
二転、三転していると思うんですね。この三人目の死亡者の方については私、  
この会見通じてちょっともう一回確認しますが、園田さん先ほど、木野さ  
んの質問にお答えになって、死体検案書を自分で見ていないっておっしゃい  
ましたよね。私、今までの理解ですと園田さん自身が死体検案書を見てそれ  
で、死因を確認したと思ったんですが違うんですか。

A : (園田政務官) 検案書を見ておりません。

Q：え、検案書を見てる。

A：（園田政務官）は、見てません。

Q：は、見ていない。そうすると東京電力から口頭で伝えられたということな  
んですか。

A：（園田政務官）文書で頂いております。

Q：東京電力から。

A：（園田政務官）はい、経緯をですね、経緯を報告して頂いております。

Q：ちょっと松本さんに確認しますけど。松本さんは元請けから死体検案書を  
送られて見たということでしたよね。

A：（東電）死体検案書ではなくて、死亡診断書でございます。

Q：死亡診断書を確認したと。

A：（東電）私ではなくて、会社として、確認は致しました。

Q：それで、文書で報告を出したということですね。園田さんの方に。

A：（東電）そうでございますし、保安院さんの方にも提出しています。

Q：はい、分かりました。それでですね、それに関連してなんですけれども、  
要は死因を公表出来ないというところですが、園田さんにお伺いしますけど、  
それは園田さんのご説明ですと、結局じゃあ、遺族に現時点で了解は得られ  
ないからというのが理由なんですよ。

A：（園田政務官）はい、先ほども申し上げておりますけれども、遺族の方も含  
めて、関係当事者の方々の接触が出来ていないというのが、私からご説明を  
させて頂いたことでございます。

Q：すいません。その関係に何が入るのか問題なんですけど。遺族以外に他に

関係ってどういうことを言っているんですか。いわゆる、協力企業とかそういうのが入っているんですか。

A : (園田政務官) はい、おっしゃるとおりでございます。

Q : そうすると、遺族と協力企業の了解が得られていないから、発表出来ないということなんですか。

A : (園田政務官) そういうことになると思います。

Q : はい、じゃあそれで今度、司法解剖あるいは行政解剖のこと、はいはい、じゃあ後でそうしたらですね、分かりました。ちょっと別にもっと詳しい人がいるんで、それでですね、今回のことに限らないんですけども、先ほど来ですね、松本さんの方で被ばく量がこの位少ないので作業に気にするものではないというような説明があるかとは思いますが、私自身も取材してこの線量の管理というのは、かなりずさんにやられているところがあると思うんですね、こちら側の認識としても思っていますし、他に報道でもそういうの出ていますけれども、ちょっと厚労省とか警察庁いないんで、ちょっと園田さんの方で確認をしてもらいたいですけれども、この司法解剖なり、行政解剖なりしてですね、この被ばく量を解剖結果として、分かるような意味があるのかということを確認して頂きたいんです。というのは2006年にですね、リトビネンコ事件というのがあって、これはロシアF S Bの元スパイのリトビネンコさんという人が、ロンドンで放射性物質を使って暗殺されるという事件あったんですけども、これはイギリスの方でロンドン警察庁で、司法解剖してちゃんと分かっている訳ですから、恐らくこれ出来るはずなんですよね。それに関連して、日本でもきちんとそういった被ばく、放射性物質が原因で死亡した場合は、きちんとそういう司法解剖でも分かるシステムは、今どういうふうにあるのかということを確認して頂きたいのと、もし今回ですね、三人の方、解剖している方もいるのであればですね、きちんとそういった司法解剖したのかと、司法解剖しただけでも問題になっている被ばく量とかをちゃんと解剖で検出するための解剖しないと意味ないので、そういったシステムに則ってちゃんと解剖したのかということを確認して頂きたいんですけど。

A : (園田政務官) はい、すいません。ちょっと私も今初めて解剖でですね、被ばく線量を測る、確認することが出来るのかどうかというところでございます。

すので、一般論としてそういう技術があるのかどうか、それは確認させて頂きたいと思います。二点目につきましてはですね、先ほど来からも申し上げておりますけれども、解剖があったか、なかったのかについてはですね、まだ、現時点で皆さま方に公表させて頂くということは、控えさせて頂きたいというふうに思っております。

Q：すいません。あとこれも宿題になっちゃうかと思うんですけども、今日厚労省の人が来ていないので、一つですね、こういった事業所でやはり半年間で、三人の方が亡くなられるというのは、厚生労働省的には大きなことだと思うんで、厚労省ではこれ何か対応していることがあるのかっていうことを知りたいんですけど。園田さん何か報告を受けて今分かるんだったら知りたいですど。

A：（園田政務官） すいません。一つの事業所で三人が亡くなるという。

Q：半年、はい。

A：（園田政務官） はい、半年以内にそういった方に対する何か指導なりがあるかということですか。

Q：というか、厚労省の労働環境をあれするだとか、あるいは、厚労省が元々線量のこととかもやっていたと思うんですけど、労働環境から来る何かこの原因あるんじゃないかということで何か、例えば、強制的に立ち入りができるのか分からないですけど、何かこれに対して東電から報告を求めたりとか、何か厚労省が対応していることがあるのかが知りたいんですけど。

A：（園田政務官） 今回の事案についてというよりは、一般論でのそういう対応があるかどうかということではなくて、今回の事案だということでしょうか。

Q：その三人が亡くなった事案でということですね。

A：（園田政務官） で、厚生労働省がどういう対応をしたかということですね、分かりました確認はさせて頂きます。

Q：最後一つだけなんですけど、この今問題になっている死亡の問題ですよ。その前に前提として確認ですけど園田さんとしてはこの御三方の亡くなった

ことに関しては事件性が無いというご判断なんですよ。これまで三人の方が亡くなってますけれども福島第一原発の作業員の方が。

A : (園田政務官) はい。一番目の事例の方とそれから二番目の事例の方については、私直接タッチしていなかった、時期的にもタッチしていないというふうに思っておりますけれども、今回私の担当になってから三人目という形になりましたのでそういった面ではこの三人目の方については現在のところ、事件性は無いというふうに見ております。

Q : それを踏まえての質問なんですよけれどもこの間この死因がどうして分からないんだとか、公表されないんだということですか、解剖の有無についていろいろな疑義が出ているのは、やはり警察がきちんと捜査しているのかということが問題になっていると思うんですよ。それでそういうことなんですよ。そういうことであって例えばこれまで私ここで聞いてますけれども警察から東京電力に31人天下りしているという事実があります。それは他省庁に比べてもかなり多い数であると。枝野経産大臣は、この間天下りは自粛すると言っていましたけれども、この警察の31人に関しては全然話しが出ていなくて、明らかに多いから減らすというような話しも全然でてませんしこの警察の31人が非常に多い数が維持されていて今東電が大変な状態だからこれを半減するとか、半分でも15人いますから大した数ですけどもそう話しが全然出ていない所にやはり捜査の適正さがあるのか。そもそも東電に過失傷害とかで捜査が入らないのかとかって問題にもなっていると思うんですけども、この天下りの問題があるから警察と東電の関係が非常に不透明じゃないかというふうに思われてさっきの死因の問題とか捜査の問題が出てくると思うんですけども、これ園田さんとしてはどういうふうにお考えなんですか。この31人天下りがいまだにいるというのは。

A : (園田政務官) あの31人っていう数でございますけれども、やはりこれも数の話しでは無いと思います。ご指摘のとおり言わばそういった疑念をお与えする、あるいはそういうご指摘を受けるということはあってはならないというふうに思いますので、東京電力も含めてきちっと対応はしなければならぬだろうというふうに思います。それとそれからやはり捜査と警察の捜査という点からするとそれもちょっと関連付けられると私どもとしては、私どもというか警察からするとそれは大変不本意な事ではないかというふうに思っているんじゃないかというふうに思います。今回都道府県の福島県警でございますけれども当事者は、当然ながらそういったこと一般論とし

てきちっと事件性のあるものについては当然捜査なりそういった関連の行動対応というものはしているものだというふうには思います。まして何か天下りがあるからそこで手を抜くなどというような事があってはならない事だろうというふうに思います。

Q：分かりました。今そう言われたからちょっと本当に最後にしますけど、園田さんそうすると31人の内に福島県警から何人天下りしていると聞いているんですか。

A：（園田政務官） すいません。存じ上げておりません。

Q：そうですか。それをきちんと聞いて後で報告して欲しいんですけど今度。そこまで福島県警が公正だとおっしゃるんですから。

A：（園田政務官） ちょっと私の調べられる範囲で確認をさせて頂きたいと思います。

○NPJ おしどり

Q：NPJのおしどりで。お願いいたします。まず東京電力松本さんに。先ほど聞き間違いでなければこの三人目のお亡くなりになられた方の死亡診断書をごらんになったとおっしゃられましたが、それは確実に死体検案書でなく死亡診断書でしょうか。それと先ほどから労基署という言葉が出ておりますが、現在東京電力が福島第一原発敷地内に関する作業員の方々のもろもろの報告は福島の労基署に上げているのでしょうか。あと園田政務官にお願いいたします。行政解剖についても一度質問させていただきます。少し園田政務官の認識が勘違いといいますかお間違いのようなので改めてご説明をさせて頂いて検討をお願いします。先ほどの質疑の中で何か法令違反であれば行政解剖をしなければいけないとおっしゃられておりましたが、行政解剖は法令違反で行うものではありません。児童虐待などの加害者側が隠蔽を測る場合、そして社会的要請がある場合です。ですので子供の虐待死などは刑事訴訟法による死亡解剖が主なため実際の子供の死亡数より少なめになっているという報告もあります。ですので法令違反で行政解剖はするものではありませんので、それでこれは監察医がない行政解剖実施要項。監察医がない県の行政解剖実施要項にも明記してありますので、行政解剖を政府として統合対策本部として指示する議論はないのか。指示するおつもりはないのか改めてまたご回答よろしくをお願いいたします。

そして文科省と保安院にお願いします。9月30日にプルトニウムとストロンチウムの核種分析の文章が文科省から出ましたが、6月6日の保安院がメルコアによる解析ソフトによる数値をだした所これは予測値ですけれどもプルトニウム 238 が 190 億 B q。240、239 が 32 億 B q。そしてプルトニウム 241 が 1.2 兆 B q 出ているとその表には記載されております。しかし9月30日の文科省の解析結果、測定結果の表にはプルトニウム 241 だけ記載されていないんですけれどもこれはどういった理由かもし教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

A：(東電) 東京電力からお答えさせていただきますが、死体検案書ではなく死亡診断書でございます。それから発電所の中、周辺で怪我それから体調不良の方がいらっしまったような場合には怪我の程度によりますけれども、労働基準監督署のように連絡は入れております。

Q：分かりました。現在、私は福島労働局といろいろ電話取材をしておるんですけれども現在事故前、通常時は所轄は富岡の労基署でありましたが、そこが移転して仮事務所になり、せまいという事もあり現在福一の作業員の方々は一手に福島労働局の健康安全課が引き受けているということで福島労働局に全部報告が上がっているということなんですけれども、労基署に上げていらっしゃるのでしょうか。その辺の情報が認識を私が把握されて。

A：(東電) 連絡先としては富岡の労働基準監督署の方に入れております。

Q：分かりました。富岡の方に入れているということですね。分かりました確認します。

A：(園田政務官) 行政解剖の件でございますけれども、当然法令違反というものがあつた時点で先ほどいろいろ病理解剖そして行政解剖そして司法解剖というよな三点を例として、私があげさせていただきましたけれども、当然ご指摘のように行政解剖については、何か法令違反というか法律に基づいて行われるというふうになりますので、ご指摘はそのとおりだと思っております。その上でどの解剖についても関係当事者の皆さま方とまだしっかりと接触は出来ていないという状況でございますので、今の現時点で何か私どもの方から何か行うということを考えているということではありません。そのしっかりとした対応を待った上で、私どもとして様々な判断が出てくるものだろうというふうに思います。

Q：分かりました。その議論は統合対策本部若しくは政府で行われたのでしょうか。

A：（園田政務官）どの判断ですか。

Q：行政解剖を指示するかの判断です。

A：（園田政務官）行政解剖を指示するかどうかでは無くて、解剖について皆さま方を通じて公表するという事は、現時点では差し控えるべきであろうというふうに判断させて頂いたのは統合対策室でございます。

Q：分かりました。先ほどの質疑の中で園田政務官は同一敷地内で3人亡くなったことは多いか少ないかはナンセンスで1人でも出すべきではないと、そのために健康管理をきっちりするべきだとおっしゃられましたが、では現段階で電離放射線検診と同等のものを毎月1回するようにと福島労働局が依頼しましたが、それに水晶体の検査が抜かれているんですけども、それは医師の判断でとおっしゃっておられましたが、放射線白内障の発症は1、2年それより早い場合もあると放影研の報告にあります。ですので、検査が抜かれているにもかかわらず、健康管理がきっちりとされているべきだという言葉に矛盾を感じるんですけどもいかがでしょうか。

A：（園田政務官）電離放射線の健康診断については、先ほども少しお答えをさせて頂いていただきましたけれども、労働局の指示により実施する毎月の臨時の検査と、それから防止規則による半年に一度の健康診断というふうに2つ今行っているというふうにご理解をください。

Q：それは私も福島労働局に確認をしたのですが、毎月の検査を通常時は6ヶ月に1回の検査を、緊急作業時ということで毎月1回にしてくれと、そして電離則検診と同等のものを毎月1回するようにと文書で通達したそうなんです。にも関わらず水晶体の検査は抜かれておりますので、6ヶ月に1回の検査と毎月1回の検査は全く別のものではないです。

A：（園田政務官）労働局の指示によってこれは臨時の毎月の健康診断ではその目の検査について、白内障の発症が遅発性であることから、医師の判断により当該の検査は必要ないという風な形で、これは労働局の指示によって除外

がされているということでございます。

Q：分かりました。では1、2年の発症が遅発というのは、労働局の判断ということでしょうか。

A：（園田政務官）はい、そうでございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますけれども、保安院は6月6日に公表しております、これはあくまでも解析コードを使った推定値ですので、オーダーがこの程度というご理解をいただければと思うのですが、一応その中には今ご指摘のありましたプルトニウムも238、239、240、241については評価値、推定値は出しております。ただ実際はモニタリングでどういうふうにこれを評価されているのかは、これは文部科学省の方からご説明いただくべき問題だと考えております。

A：（文科省）文部科学省でございます。9月30日にプルトニウム、ストロンチウムの土壤中の核種分析の結果を公表させていただいております。プルトニウムの241につきましては、被ばく線量への寄与が他のプルトニウムの核種、同位体に比べまして少ないということと、それから測定に時間を要するあるいは非常に難しい測定方法だと聞いてございますので、238それから239と240というのを測定させていただいたということでございます。

Q：分かりました。プルトニウム241が被ばく線量があまり高くないという認識で、半減期は14.4年で、アメリカウム241に核変するのですが、プルトニウム241の測定した汚染地図は今回測定していない、作成していないということでしょうか。

A：（文科省）作成してございません。

Q：分かりました。この保安院の解析のオーダーを見ますと、プルトニウム241が他のプルトニウムに比べまして10倍から50倍ぐらいのオーダーなんですけれども、プルトニウム241の測定は土壤は、これは実際予想として飛び散っているのでしょうか。検出はされるのでしょうか。

A : (文科省) そこについては、承知してございませんけれども、今回の測定を行ったのは 238 と 239 と 240 だというふうに承知しております。

Q : 分かりました。森山さんに再びお聞きします。プルトニウム 241 が 1.2 兆 B q 出たというのは、他の 238、239、240 に関してこれは特に間違った解析ではないという認識でいいでしょうか。

A : (保安院) 少なくとも保安院でメルコアを使った解析の結果がこういうことであったということでございまして、今これがプルトニウムの解析コードを使った推定値として出てきているということでございます。もちろんこれはあくまでも解析コードですので、どこまで精度が高いかという問題がございます。この 6 月 6 日に発表させていただいた時も、ヨウ素 131 とセシウム 137 でおおよそ 7 万テラ B q ということを申し上げたと思えますけれども、これもむしろオーダーとしてその程度というふうにご理解いただきたいということで、あくまでもオーダーとしてどの程度のレベルかということをお話をしたと思っております。細かい数字の精度というのは必ずしも高くはないということもご理解いただけたらと思えます。

Q : 分かりました。伊藤審議官にもう一度お願いいたします。プルトニウム 241 は今回はあえて測定しなかったのでしょうか。測定方法が全く違うということでもいいのでしょうか。

A : (文科省) 私が承知しておりますのは、測定に時間がかかる、困難であるということに加えて、他のプルトニウムの同位体に比べてその線量への寄与の割合が低いということで測定をしなかったというふうに承知してます。

○司会

おしどりさん今の同じ質問になってますけれども、続きますか。

Q : ありがとうございます。続きます。では、アメリカウムは他の核種と比べて線量の寄与はどうなんでしょうか。

A : (文科省) ちょっとデータがございませんのでお答えしかねます。

Q : 分かりました。プルトニウム 241 は線量の寄与が低いということですが、アメリカウムが高いのなら測定したほうが良いと思うんですけれども、これ

から文科省はプルトニウム 241 の汚染地図を作る予定はないということでしょうか。

A：（文科省）その点を含めまして今手元に資料がございませんので、ちょっとお答えいたしかねます。

Q：分かりました。ではまた回答をよろしく願いいたします。

#### ○司会

他にご質問ある方。まだたくさんいらっしゃいますね。それでは前の男性の方とそちらと、3人まだ最初の方だと思います。

#### ○読売新聞 安田

Q：すいません、読売新聞の安田と言います。保安院の森山さんにちょっとお伺いしたいんですが、東電の福島第一第二原発の耐震バックチェックの件なんですけれども、東電から20年の3月に中間報告として使用機器7箇所之余度をチェックした結果、あるという中間報告が提出されてますが、今日何か保安院の方が県庁集会の中で説明したところによると、最終報告に向けて100箇所のSクラスの機器を今東電は調査しているけれども、昨年夏の段階で東電に対してその評価はどの程度進んでいるかという質問に対して、評価は東電は実施中であると当時は言っていたらしいんですけれども、今現在に至ってその100箇所の評価は全くなされてないということがわかったという風な説明をされたらしいんですけれども、保安院の方が、その経緯を具体的に教えていただきたいんですが、どのように把握されていらっしゃいますでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけれども、私も今日の会議の状況はもちろん出席しておりませんから分かりませんが、まず東京電力からの耐震バックチェックで出ておりますのは、あくまでも中間報告ということで、主要な設備、止める、冷やす、閉じ込めるのに必要な設備、代表7か8かだったと思います。これはあくまでも中間報告であって、本来であれば耐震バックチェックはSクラスの設備を全て評価をしていただくということで、もともと保安院からはSクラスの設備を全てチェックしていただきたいというバックチェックの指示を、これは平成18年にしております。その後、中間報告の後、最終報告を出していただきたいというのは、ずっと申し上げておりましたし、それは評価中であるというようなお話は伺っておりました。今日のところは、正確なところは今、情報は持ち合わせておりませんが、今回の地震によって

どういう影響があるのかということを見るためには、その主要なものだけではなくて、例えば比較的裕度の少ないものですか、あるいは今いろいろと議論になっているような点について、しっかりと評価すべきだということで東京電力にその評価の状況を確認していたということは承知しております。今、私が把握している範囲では必ずしもまだ評価の方、作業の方がなされて十分というかどの程度かちょっとよく分かりませんが、その委員会に出せるほどの作業はなされていないということで、そこはしっかりやっていただきたいというふうに思っております、以上でございます。

Q：追加で質問ですが。今日の説明を森山さん把握をされてないということですけれども、その取材した記者によりますと、現在にいたって評価がほとんどというか、全くなされていないという保安院の説明だったようなんですが、そこは確認されて無いということですか。

A：（保安院）私が承知しておりますのは、ほとんどというか、どの程度をほとんどというのか分かりませんが、少なくとも担当の方からはほとんどなされていない状況であったというふうには聞いておりますけれども。具体的に、何設備くらいやられたかまでは把握しておりません。ただ、表現としては委員会で議論いただけるような、そのような評価はなされていないと。ほとんどという言葉が確かに使っておりました。私にはほとんどの意味がどの程度かということは把握しておりませんが、ほとんどなされていないという説明は受けております、以上でございます。

Q：追加ですいません。そうした中で3月11日の地震を迎えて今に至っているわけですが、保安院として現段階で、最終報告はまだ期限はその先にあるわけですが、現在に至っても、その100カ所について評価がなにもなされていないということに対して、なにか問題を感じることはありませんでしょうか。

A：（保安院）まず、そもそも平成18年にこれは指示をしているところからスタートしております。それで私が認識しております範囲でも、その後、中越沖地震が起きたりして確かに作業が遅れておりますが、平成22年の秋以降に提出したいという説明を受けておりました。したがって、もう平成23年の半分以上過ぎておりますので、それなりの評価は進められているだろうと

いうふうには想像はしておりましたけれども、やはり十分な対応はなされていなかったと、そこは大変残念に思います。

Q：追加ですいません。東電の松本さんにお伺いしたいんですが、なんでやられてなかったのか、なんで遅れているのか、その理由と状況を伺いたと思います。

A：（東電）ちょっと今、事実関係が分かりませんので、後で確認した上で答えさせていただければと思います。

○テレビ朝日 柘

Q：テレビ朝日の柘と申します。政府内の資料の件で園田さんにお聞きしたいと思っています。東電の再建で1.2兆円の公的資金の注入が必要だという資料が作成されてると聞いています。まず、その書面は事実でしょうか。

A：（園田政務官）すいません、私、その情報は初めて知りました。

Q：そういったところでの話、園田さんには上がってこないものなんですか。

A：（園田政務官）公的資金。

Q：はい。

A：（園田政務官）なんのためのお金ですか、それは。

Q：東電再建のために向けて、1.2兆円の公的資金が必要だ、注入が必要だというような内部資料があると。

A：（園田政務官）それはどこの部署の話でしょうか。すいません、本当に私。

Q：それは私も聞きたく、はい。

A：（園田政務官）ちょっと申し訳ございません、私、少なくとも私の管轄の中ではそういう話は全く触れたことはありません。

○朝日新聞 西川

Q：朝日新聞の西川とありますが、先ほどの耐震バックチェックについての質問に関連して、東京電力さんにお聞きしたいんですけども。まだちょっと把握されてないということですけども。この対象になった機器というのは、これ約100ということなんですけれども、それでいいのでしょうか。

A：（東電）対象の設備が何か所あるかという保安院さんからのご指示も含めまして、ちょっと確認させていただければと思います。

Q：改めて、それでなぜやってなかったかというのは、その辺というのは、今、分かる範囲内で松本さんは。

A：（東電）そういったことが本日報告を受けたという話しが、私も初耳でございましたので、ちょっと社内で確認をさせていただきと思います。

Q：あとすみません、もう一つ。これをしてなかったことに対して、影響というか、何かあるか、その辺をお願いします。

A：（東電）最終報告書を出す段階の中に含まれていないということであれば非常に問題だと思いますけれども、中間報告書を出したあと指示を受け、その評価、追加といたしますか、やるべきSクラスの機器の耐震評価報告書が最終報告書にきちんと評価をしたうえで、記載されるということであれば、基本的には問題ないものと思っておりますけれども、その過程の中で保安院さんの方にどういう報告をしていたのかについては、確認をさせていただければと思います。

Q：後にもう一点。最終報告というのは、これまでの会見でももしかしたら出たかもしれませんが、何時ぐらいに出すつもりだったんでしょうか。

A：（東電）こちらに関しましては、中越沖地震の影響を受けまして、大きく遅れていたのは事実でございます。ちょっといつ頃出す予定だったかは、もう一度確認させていただきます。

○毎日新聞 中西

Q：毎日新聞の中西といたします。先ほどの件ですけども、もしもガル数引き

上げに伴って、Sクラスの機器の対応がなされていれば、東日本大震災について影響があったのかどうかというところは、森山対策監いかがでしょうか。

A：（保安院）まず耐震バックチェックで評価しておりますのは、中間報告では福島第一については、5号機と3号機だけです。もちろん基準地震動は従来から引き上げております。今回、現時点において、地震によって損傷したかどうかという、損傷したというような情報は、まだございませんけども、正に今回の地震の影響というものをしっかりと見ていくという上で、この評価は非常に大事になってきます。特に1号機の場合には、いろんなご指摘もございませう。そういった地震による配管の損傷などがなかったかどうか、現場を見るのがなかなか難しいですから、その分評価というものが非常に大事になってくるという意味で、その評価が遅れるという問題は出てくるだろうと思います。

Q：あと、先ほど22年秋という年月が出ておりましたけれども、これはどういう経緯で、誰から、東電の誰から報告があったんでしょうか。

A：（保安院）当初ですね、耐震バックチェックの経緯を少し申し上げますと、平成18年に耐震指針が変わりまして、保安院から指示をいたしました。その時に実施計画という形で、まず東京電力を含めて事業者からいつ頃出しますという報告があります。それが最初の報告でいつ頃報告されるということになっていたかは、ちょっと今記憶しておりませんが、その後中越沖地震が翌年起きて、この段階で、元々の耐震バックチェックは全てやってくださいということだったんですが、非常に大きな揺れがあったということで、早急に全ての発電所について、ある程度の評価をするということで、暫定的にといいますか、中間報告という形で各サイト少なくとも1プラント、主な主要な設備については評価をするという、このような報告が各事業者からあって、同時に本報告といいますか、最終報告はいつぐらいかということもございました。その後、なかなか現実には耐震のバックチェックの作業の方も時間が掛かって、遅れていたということもあって、各事業者にいつ頃耐震バックチェックの最終報告が出るのかということは逐次報告といいますか説明は受けていました。その中で直近といいますか、受けていた報告は22年の秋以降というぐらいの表現だったと思いますけども、22年の秋ぐらいということで報告を受けていました。以上でございます。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。園田さんと、場合によっては文科省にお聞きしたいことがあります。給食まるごとセシウム検査というものがあるんですけども、これを園田さんがご存知かどうか。ちょっとこちらで先にお伝えいたしますと、給食まるごとセシウム検査という提案が民間から文科省に出ておりまして、9月29日の森ゆうこ副大臣の会見でも、検討するように指示を出しているということが述べられています。具体的にどういった検査なのかと言うと、給食のトレイの上に料理が盛り付けられた食器が並んでいるようなものをイメージしてもらえばいいんですけども、その盛り付けられている一食分の、一人の食事をまるごとミキサーにかけて、それをゲルマニウム半導体で検査する、どれぐらいのBq数が出るのか検査するというものなんですけれども、こういった検査をすることで、食材ごとにどれだけのBq数があるのかではなくて、実際に食べた物がどれだけあったのか、それを把握できるようになる。給食ですから、学校等で継続することでより詳細なデータを蓄積できる、そういったメリットがあるというものなんですけれども、この給食のまるごとセシウム検査。園田さんがまずご存知かどうか。で、統合対策室としてこの提案を認識しているか。もし何らかの検討が進んでいるようでしたらば、どういったことをされているのか教えてください。あと、これのためのゲルマニウム検査機のことなんですけれども、取りあえず福島県内でこの検査を進めるということのようなんです。福島県内で稼働している給食センターの数と名前、それと福島県内にあるゲルマニウム検査機の数。これは現在の数ですとか、今後増えていく予定のものも含めてなんですけれども、これを統合対策室として把握されておりますでしょうか。もし可能でしたら、確認して教えていただきたいと思えます。それと、またこれのためのお金に関することなんですけれども、9月9日の報道で、こういったものがありました。産経新聞ですけども、食材を検査する自治体に対し、検査機器の整備費用の一部を補助することを決めた。文科省がですね。今年度、第三次補正予算案に1億円を盛り込むという動きです。具体的にどういうことに使うのか、このお金を補助をどういふふうにするかというところで、同じく記事から引用しますと、保護者や児童、生徒の不安解消と安全性の確保が目的。対象は17都県となる見通して、文科省は補助を受けた検査機器を使って、給食の食材を優先的にサンプリング検査し、結果を公表するよう要請するという内容です。基本的にこの補助というのは、給食の食材の方の検査に使われるという報道内容ではあるんですけども、この補助の全部又は一部を、食材ではなくて給食のまるごと検査の方に変更してもらえないか、そういった声があるということが私の方に寄せられておりまして、これについて統合対策室、あるいは文科省で何らかの

検討をする用意があるのかどうか、それについてお答えください。確かに食材一つ一つの検査をして、それを合算させていくというよりも、給食まるごと一食分をミキサーにかけて測定するというほうが合理的でしょうし、手軽でもあるし、データの蓄積という意味でも有用かと思います。あるいはまるごと検査のためのゲルマニウム検査機を購入するための補助を増やすですとか、この検査を実施するためにゲルマニウム検査機をこの補助を使って導入するように、自治体に通達ですとか要望を出すつもりがあるのかどうか。以上の点、お聞かせいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

A：（園田政務官）私へのお問い合わせでありましたけれども、これは文科省で一元的にやっていたいただいているところでございます。なんて言いましょうか、統合対策室に対してちょっと誤解があるようなので、ここでもう一度確認をさせていただきたいと思えますけれども、統合対策室はあくまでも東京電力と政府の関係機関が原子炉、発電所ですね、福島第一原子力発電所とそれから福島第二発電所の状況についてきちんと把握する。そして事故が起きたので、その事故の収束、すなわち炉の状況を発電所、オンサイトにおいて行っていく対策室でございます。したがってそれを私どもは、ここでやらせていただいているということでございます。給食、学校のことについて、私もこの給食まるごとセシウム検査であったかどうか、ちょっと明確に覚えておりませんけれども、子供あるいは学校に際して子供に特化して、安全安心を作り上げるための対策は、講じなければならないということで行っていたというのには聞いておりました。詳しくは文科省から、ちょうど来ておりますので。

Q：すいません、この話ってやはり文科省の単独の会見で聞いたほうがいいのかどうか、そのことだけお考えあればお聞かせいただけますか。

A：（園田政務官）文科省の副大臣が責任を持って発表し、そしてまた対策を講じていらっしゃるということでございますので、当然そちらの方がダイレクトに聞けるのではないかと思います。

Q：分かりました。ではすいません、文科省からそのままお答えいただけますでしょうか、お願いします。

A：（文科省）はい。今、園田政務官がお話したとおりでございますけれども、学校の給食について、暫定規制値を超えるものが市場に出回らないように、

各都道府県において検査していただいております、そのことを前提にして学校給食が提供されているわけでございますけれども、保護者のそういう不安を踏まえまして、やはり安全安心の観点から、給食の食材について検査を行う自治体を支援するという事業を、三次補正で盛り込むべく、検討中ということでございます。お話のありました給食一食まるごと検査というようなご提案も、関係の部署にはご提案をいただいているようでございますけれども、まだ三次補正の予算について政府として決定したわけではございませんし、またその実施のスキームについても、まだこれから専門家の意見を聞いて検討していくことになろうかと思っております。更に詳しいお話でしたら、多分文科省の方の担当の部局の方に、直接お問い合わせいただくほうがよろしいかと思っております。

Q：分かりました。ちょっと場違いな質問のようでございました。失礼しました。どうもありがとうございました。

○フリー 木野

Q：すいません、フリーの木野ですけれども、まず一点。その園田政務官と、これは東京電力の松本さんにもかな。除染、それからサーベイに関係することなんですが、例えば緊急時避難準備区域の指定が解除されましたけど、この関係の市町村の今後のガイドラインというんですか、今後の予定というか、目標のペーパーを見ると、基本的に除染の費用等というのは、国とそれから東京電力に負担をお願いしたいというようなことが書かれているんですが、これは具体的に園田政務官、あるいは東京電力の方で何か考えていることというのは、直近であるものでしょうか。というのと、もう一点は文科省に。文科省の認識としては、放射線の健康被害なんですけど、200mSvまでの被ばくは健康への影響がないという認識でいるのでしょうか。ちょっとその点確認できればと思います。お願いします。

A：（園田政務官）はい。まずすいません、前提として区域見直し、失礼、5市町村が要望を出されているんですか。

Q：5市町村で、避難準備区域の解除にあたって、今後の計画を出していますよね。この中に国や東京電力に除染費用等に関しては、負担を求めたいと。ちょっと広野の町だけは国しか書いてませんけれども。それは確認されていませんか。ペーパーは。

A：（園田政務官） すいません。ちょっと確認をさせてください。

Q：避難解除にあたって、避難解除の根拠にしてるんですけども、政府側が。そういった市町村からそういう計画書も出ているということで。ご存じないですか。

A：（園田政務官） 復旧計画を求めて出してもらっているというのは、私も承知をしています。ただその中に国、除染費用については国が責任を持ってやるということは、お伝えはしているんですけども。

Q：いや、国や東京電力に費用の負担を求めたいということが書いてあるんですけど、それはご存じないですか。ちょっと確認してもらえますか。

A：（園田政務官） 確認します。東京電力が入っていたかどうか、ちょっと私も記憶になかったものですから。

Q：東京電力は入ってます。広野の町だけは入ってないですけども、他は入っております。

A：（園田政務官） 分かりました。ちょっと確認させてください。

Q：確認してください。松本さんにもちょっとお願いできますでしょうか。もしご存知でなければ確認していただければと思うんですが。

A：（東電） はい。除染の方法につきましては放射線物質汚染対策特別措置法が出来ておりますので、国としての具体的な活動等が検討されているところでございますので、東京電力といたしましてもそれに基づきまして、誠意をもって適切に対応させて頂ければというふうに思っております。

Q：直近で特措法はあるんですけども、直近で東京電力として周辺の自治体に対して直接何かをやられるという考えというのはございますでしょうか。

A：（東電） 今のところ、直接それから国のご指導を得ながら間接的に実施するかについては検討中でございます。

Q：既に解除もされてますし、除染は今必要なのでこの検討というのは分かる

んですが事故から半年立ってますし何時頃まで検討されるのでしょうか。

A : (東電) はい。国の方とよく相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

Q : 時期的な見通しはありますか。

A : (東電) 今の所未定でございます。

Q : 分かりました。ちょっとその関連なんですけど周辺の市町村もそうなんですけれども今回の世田谷、福島、船橋を含めて今後広範囲にこういったサーベイが必要なエリア、それから除染が必要なエリア出てくると思うんですが、これを東京電力の方で何らかの形でサポートするというのは考えられるでしょうか。

A : (東電) はい。発電所の敷地外の取り組みにつきましては国、文科省さんとよくご相談をさせていただきながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

Q : 分かりました。

A : (文科省) 文部科学省でございます。質問 200mS v とおっしゃいました。

Q : はい。200 なんですか。

A : (文科省) 100mS v 。

Q : いや 200 なんですよ。文科省の方で学校の先生や学校の生徒さん向けにアトミンというホームページを作られて原子力に関する事の啓蒙をされてらっしゃるんですけども、この中に 200 ミリまでの被ばくは健康に影響が晩発障害も 200 ミリ以下では起こらないというふうに書いてあるんですが、それから低線量 100 ミリ以下の低線量に関しては他の健康障害と区別が付かないので現状はそのデータがないので低線量照射が優位な効果があるという知見が得られていないという表記があるんですが。

A : (文科省) 文部科学省でございます。ご指摘のアトミンの件についてはちょ

っと確認させてください。私の認識と致しましては100mSvを超えた場合が  
んを初めとする確率的影響について統計的なデータが得られていると。100m  
Sv以下については、その影響が医学的に明らかに、失礼しました、疫学的  
に100mSv以下で確率的影響のリスクを直接明らかにすることは難しいと。  
そういう状況の中で放射線防護の観点からは閾値がないという前提で防護の  
ためのいろんな措置を取る、あるいはその中で最適化を図っていくことが重  
要だというふうに認識しております。したがってそのアトミンの件はちょっ  
と確認させてください。

Q：確認をお願いいたします。でもしその確認をされたら修正あるいは削除は  
もちろんなんですが、修正しましたという表記あるいはこういう理由で削除  
をしたというのをきちんと広報していただくようお願いしたいんですがお  
願いできますか。

A：（文科省）その点も含めて検討させて頂きたいと思います。

Q：お願いします。

○フリー 柳原

Q：フリーの柳原三佳と申します。東京電力の松本さんにお伺いします。先ほ  
どジャーナリストの寺澤さんの質問の中で松本さんは死亡診断書、三人目の  
作業員の亡くなった方の死亡診断書を見ましたとおっしゃいました。これは  
事実ですか。

A：（東電）はい。私が見たわけではございませんけども会社として確認いたし  
ました。

Q：死亡診断書なんですね。私は今まであえて死体検案書という言葉を使って  
質問をしてきました。この事案では当然、死体検案書が発行されるものだと  
思っていたからです。その前提で質問をしてきましたけれども松本さんは警  
察が来たのかも、要するに検視が行われたか司法解剖が行われたかも承知し  
ていませんと私達に回答されましたけれども、死亡診断書を確認されてい  
るんだったらその回答はおかしいんじゃないんですか。

A：（東電）ご質問の主旨がよく分かりませんがけれども。

Q：そうですか。

A：（東電）はい。

Q：では死亡診断書というのは警察に届出をした場合出ますか。ご存知ないだったらいいのですけれども。

○司会

すいません。出来るだけ端的にお願いできますか。

Q：分かりました。では厚生労働省が出している死亡診断書記入マニュアル。これ平成22年番の6ページを是非みて園田さんもそれを見た上できっちりと回答を頂けますか。というのは死亡診断書が出ているのに司法解剖したかしないか承知していないという回答を私達にされるのは、それははっきり言って嘘だと思います。今までこの長い時間、記者会見をしてきて私達本当に時間の無駄をしたというふうに思わざるをえません。そのような知識がないのかそれとも完全に死体検案書と死亡診断書の言葉の違いも判らずに今まで回答されてきたのか。その当たり非常にちょっと問題であるというふうに私は感じています。松本さんは今でも死亡診断書の報告を受けたと、死亡診断書、検案書ではなくて診断書だったということですね。

A：（東電）はいそうです。

Q：その上でそのことを承知していないと答えられるわけですね。

A：（東電）はい。その中でお答えできる部分があるのかどうかについては、私としては、ちょっとまだ今のところ判断できかねますけれども、今のところ私どもで気にしていたのは死因のところでしたので、その所は聞いたというふうにお答えしたまででございます。

Q：死亡診断書ということは警察は関与していないと思うんですが、園田さんそこはどう思われますか。

A：（園田政務官）ちょっとその辺は私も分かりません。すなわち私が申し上げているのは死体検案書それから死亡診断書それについても私どもは見ている訳ではありませんよね。少なくとも私は見ておりません。だけれども皆さま

方にこれ以上の解剖も含めてお答えは差し控えさせて頂くということを申し上げております。その理由は大変申し訳ないんですけども、まだご遺族の方も含めて関係当事者の方々ときちっとした接触が出来ていないというのが今の現状でございますので、これ以上の私どもにとって皆さま方に公表は差し控えさせていただくと。その代わりでありますけれども事実関係は、逐一皆さま方にも先ほど私からもお答えさせて頂いておりますけども、こういった形をしっかりと皆さんには差し支えないものに関してはきちっとお伝えをさせて頂いているというふうに思っております。

Q：今、松本さんの口からはっきりと死亡診断書を確認しましたという言葉が出ましたので、それははっきりした答えだと思っています。だからそこを踏まえた上で死亡診断書という物が今回の作業員が亡くなった事に対してそれは適切なかどうか。人の死の処理がそれが本当に正しいのかどうか。そこをどういように評価をされるかということをきっちりと見解を教えてくださいのでも。

A：（東電）はい。私どもといたしましてはそういった診断はお医者様で行われていると思っておりますので、お医者様のご判断ではないかというふうに思っておりますけど。

Q：もちろんそうですね。医師の判断ですね。

A：（東電）ですから私どもが何か診断書に対して何か言うというようなことはございません。

Q：ていうことはこの作業員の方はこの病院に継続的にここで治療されていたということですね。

A：（東電）そちらに関しましては私どもとしては承知していません。

Q：承知していない訳がないと思うんですが、だってその辺りも含めて健康管理をちゃんとして、これから改善すべきところはしていくと園田さんおっしゃいましたよね。ってことは亡くなった方が過去にどんな病気があって、病院にどのような通院をしているとかかそういうことをきっちり調べておいてないと今後の改善策とか健康管理とかそんなことは、本当に机上の空論になってしまうんじゃないですか。

A : (園田政務官) すいません。ちょっと私として受け取らせていただいた案件だというふうに認識をいたしました。恐らく今回の事案について、まだいろいろと皆さん方もご関心があるかというふうに思っております。そのことに対しては私どもも真摯にお答えをさせていただくつもりでございます。しかしながら今現段階で今いろいろな条件をおっしゃいましたけれども、そのことも含めてその方の個人のプライバシーにかかる部分もでございます。したがって、それをご遺族の方も含めて一度関係当事者の皆さん方と接触をさせていただいて確認をさせていただきたいなというふうには思っております。その上でありますけれども、当然ながら色んな病死にしろ、その原因というものは当然明らかになっていくものだというふうに思いますし、していかなければならないと、広く一般にということじゃなくてですよ、対策という面からすれば。そうなった時に様々な先ほど来ご指摘の他にもありますけれども、労働基準監督署が今までのそういった就業形態を見て、それは関連企業でやっていらっしゃるということでございますので、そういったところの労働安全衛生の面というものもきちっと当然ながら労働基準監督署においては見るべきものだろうというふうには思いますので。そしてなおかつ被ばく線量の管理という点においては、私どもも保安院がきちっと今現地においても管理と言いますか、きちっとチェックをさせていただいているという状況でありますから、今後もそれを履行をしまいたいというふうに思っておりますということでございます。

Q : 園田さんの今までのお話の中では、県警とかそういう言葉も度々聞こえてきましたよ。警察とかそういう方々の情報とか対応も踏まえてとか何か色々な警察とか県警とかって言葉を私はずいぶん耳にしましたが、死亡診断書という言葉聞く限り、この人の死に福島県警は関わっていないということにならないですか。

A : (園田政務官) したがってですね、その状況から判断するというのではなくて、当然ながら関係機関はそれぞれの機関において情報は当然ながら入手をしているというふうに思います。したがって、その状況の中でそれぞれの機関がそれぞれの判断をされるということでございますので、そこにおいて対応をどういう形で皆さん方が求められいらっしゃるような、何か捜査によって入り込んでどうのこうのという対応もあれば、その情報を見てしっかりと内部で検討をしてこれはそういう事案ではないというのも対応の一つだろうというふうに思います。それも全てひっくるめて関係機関がまずは対応を

してもらっているというふうに申し上げているところでございます。そして、じゃあその中身については今現時点でまだ関係当事者の皆さん方と接触をさせていただいておりませんので、これ以上はお答えを差し控えさせていただきたいということを申し上げているわけでございますし、それはご理解をお願いしたいというふうに思います。

Q：最後です。調査はきっちりしなければならないと思うんです。もしこれが今やられていることが現実であれば、この方の作業員の遺体の写真もなければ死体検案書というのものないわけですね。当然、血液も何も保管していない、解剖もしてない。遺体が火葬されてしまったら証拠は何もありません。ここからいくら調べるだの調査するとかっておっしゃってももう後の祭りなんですね。ですから、この先もしこういうことがあったら今回のような処理でいいのかどうか、そのあたり東京電力さんにお任せではなくて、国の方できっちりと対応していかなければこれはどうなんだろうかというふうに私は本当に心配になります。

A：（園田政務官）申し訳ございません。そういう意味ではちょっと私の前回の説明が皆さま方により誤解と不安を招いてしまったのかなというふうに思っています。一番最初に私もそのことについては訂正をしてお詫びを申し上げたというところでございます。その上ではありますけれども、今色々な仮定のことをおっしゃいましたけれども、まだその状況すらもきちっと確定したということではありませんので、そのうちと言いますか、当然ながら私どものその対応というものが私どもと言いますのは、東京電力とそれから政府という意味でございましてけれども、政府も含めた関係当局ですね、対応というものに対して何て言いましょうか、ある面それが良かったのかどうかという判断はそれが明らかになった後だろうというふうに思いますので、今やったのかやらなかったのかということをどういう形で断定されるというのはちょっとまだ控えていただければなというふうには思います。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。細かな質問の基本的には回収という形になります。園田さんに、以前からお聞きしている統合対策室としての議事録の有無、統合対策室の政府側の人数と常駐者の数とその業務内容の内訳、政府側で発生した費用の処理がどうなっているか分かりましたでしょうか。それと1週間前の合同会見で、統合対策室への入室取材ができないという理由について保安院の森山さんに、実際にその場所を見回し

でもらってどういった問題があるのか、正確なお答えをいただきたいということをお願いしましたがけれどもこれはどうなりましたでしょうか。

それと別の質問が2つあります。ちょっとこれ2つになって申し訳ないですけれども、東京電力に、冬場になりますと注水システムの一部が凍結したりするような恐れがないのかと思うんですが、対策がどうなっておりますでしょうか。

それと園田さんにもう一つお願いいたします。これは調査の確認のお願いというような形になりますけれども、エステーという会社が10月20日に家庭用の簡易型の放射線の測定器、エアカウンターというものを初回1万台を発売することになっているのだそうです。この1万台のうち6千台が行政機関に回るという未確認の情報があるのですけれども、これは政府側でご確認をいただくことはできますでしょうか。以上です、よろしくお願いします。

すいません、もう一つだけ。これも回収ですが、東京電力に、以前出ていたパーティー券のことなんですけれども、費用を払ったパーティーへの参加率がどうなったか、回答するかどうか、できるかどうかを含めて検討しますということでしたけれどもどうなりましたでしょうか。よろしくお願いします。

A：（園田政務官）統合対策室に関するいろいろなご質問をいただいております。すいません。今やっているところでございまして、調査といいますか、きちっと把握をしている途中でございまして、まだ全てにおいて私のところにお問いかけに対する答えが返ってきているわけではありません。揃い次第しっかりお答えをさせていただきたいと思っております。それから、エステーのその関係はちょっと私も申し訳ございません、存じ上げませんので、どこまで調査ができるかでありますけれども、一度確認をさせて、本当に確認ができるかどうかも含めてちょっと持ち帰らせていただきたいと思います。

Q：もしかしたら自治体の側でということもあるかと思しますので、一応そこは確認お願いできればと思います。

A：（園田政務官）はい、ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますけれども、統合対策室の入室取材の件でございますが、全体会議が行われております部屋はまさに今オペレーションルームということで、事故処理の対応がなされております。したがって、前回は政務官の方から保安上の問題があるというようなご説明がございましたけれども、

私もいろいろ確認をいたしまして、保安上の問題があるというふうに認識しております。まだ細かいところは申し上げられませんが、例えば安全上のいろいろな図面等もそこに置かれて検討されますので、それは逐次事故トラブル、あるいはその状況に応じて展開しておりますので、やはり保安上の問題はあつたというふうに認識しております。以上でございます。

A : (東電) 東京電力でございますが、冬場の凍結防止に関しましては、溜まり水になりそうなところを中心に保温材を撒く等の防止策を今後実施していく予定でございます。それから、パーティー券につきましては、原則参加しておりますけれども、個々の参加したかどうかについての確認はいたしておりません。

Q : 分かりました。保安院の森山さん、もう少し細かいことを確認させていただきたいのですが。図面ですとかそういった書類が部屋の中に積んであったり開いて置いてあるとか、散乱しているような状況かと思うんですけれども、そういった書類が目に残ってしまう、入つた記者の目に留まる、あるいは撮影される、映像で映される、そういった事が問題だということで、そういう理解でいいんでしょうか。

A : (保安院) そういった事もあり得ると思います。保安院の緊急時対応室の方も今現在、その中での取材はお断りしている状況でございます。

Q : そういった文書が見えてしまうという以外のものって何かあるんでしょうか。

A : (保安院) あまり細かい事を申し上げるのは、まさに保安上の問題ですので申し上げることはできませんけれども、例えば安全上、今まで申し上げたような図面等はあり得るということです。

Q : 分かりました。ちょっと今、曖昧なお答えでしたけれども、もしその図面ですとか書類が見えてしまうことが問題だというのであれば、多少距離が離れたところであれば問題ないような気もするのですが、統合対策室の中にライブカメラを設置してもらうことは可能でしょうか。これは東京電力です。多少遠目からでしたら図面まで細かく映ることはないんですけれども。

A : (東電) はい、今のところ統合対策室を見れるようなライブカメラを設置す

る予定はございません。

Q：分かりました。ただ、ライブカメラとはちょっと違いますが、6月の30日に民主党のプロジェクトチームが対策室を視察していたこともあったかと思えます。議員とメディアで対応が違うことはもちろんありますけれども、議員には出せて見ることができて、取材では入れない、この辺り扱いの違いが発生している理由、園田さんから少しお答えいただけませんかでしょうか。

A：（園田政務官）はい、議員の皆さま方にはですね、これは言わば国会議員の調査特権というものもございますし、立場上の言わば特別職国家公務員という位置付けでもありますので、当然知り得たものに対する守秘義務というものはおかかってくるというふうに考えております。したがって、そういう面では私どもとしては、きちっと保安上、あるいは防災上も含めて様々な観点でお約束がこれが担保できるという観点で入室を許可したのではないかというふうに考えてます。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○NPJ おしどり

Q：NPJのおしどりで。度々失礼いたします。先ほどの関連なんですけれども、文科省の伊藤審議官にお願いいたします。プルトニウム241が線量寄与が低いから、測定せず汚染地図を作らなかったということに関して、アメリカシウム241は線量寄与が高いのではないかといいましたところ、ちょっとそれはご存知ないということでしたので、かなり高かったんで、ちょっと確実に数値を出そうと思って手間取ったんですけれども、アメリカシウム241はご存知だとは思いますがプルトニウム241の50倍の線量を出します。で、プルトニウム241はベータ線でエネルギーでは低いですが、防災指針でもヨウ素、セシウムとともにプルトニウムも等価線量の地図を出すとなっていたと思うんですけれども、なぜプルトニウム241の測定の汚染地図を作らなかったのか、プルトニウム241は線量寄与が低いということは、14.4年で半減期でアメリカシウム241に核変するので、その理由は当てはまらないと思うんですけれども、如何でしょうか。理由を教えてくださいと思います。

A：（文科省）先ほどの繰り返しになって恐縮ではございますけれども、そのアメリカシウムの寄与も含めまして、私自身承知しておりませんので、調べてご回答させていただきたいと思えます。

A：（園田政務官）ちょっと補足でごめんなさい。まだ質問続きましたですか。もう大丈夫ですか。先ほどの回答する記者団の佐藤んのご質問にちょっと付言をさせていただきます。あの国会議員の方が入られた時も写真撮影は禁止をさせていただきます。この会見でも皆さま方には何もない様子だけですね、どういう形になっているのかというところを差し支えない範囲で撮影をして皆さま方に公開をしたというのは過去にもあったというふうに確認ができておりますので、もしよろしければその写真をもう一度皆さま方に公開をするということも可能でありますかね、ホームページにも載っているそうでございますので、ご活用くださいませ。

Q：最新のものになりますか、最近の写真ですか。

A：（園田政務官）最近はないということでございます。ホームページを一度ご確認をいただければ、それが統合対策室の中で全体会合、会議をやっている様子が、ちょっと私もごめんなさい見ておりませんけれども、その部屋の中がご覧いただけるのではないかと思います。

Q：最近のものを何枚か掲載していただけないでしょうか。

A：（園田政務官）ちょっと検討させていただきます。

Q：バックチェックの関係について。

A：（東電）はい。ちょっとまだ不十分でございますけど、今の時点で分かっていることを申し上げますと、3月11日の時点までで保安院さんから指示がありましたSクラスの機器に対しましては最終報告書に載せるべく解析を進めておりましたが、依然としてまだ報告、紙の形に落としてですね、報告をする段階ではなかったというふうな状況でございます。それから、3月11日以降は今回の地震の対応のため、ほとんどこちらの方の作業についてはストップしているという状況でございます。

## ○司会

それでは以上で本日の会見を終わりにさせていただきたいと思っております。次回でございますけれども、これまでご案内のとおり17日月曜日になりますが、道筋の進捗状況についての説明をさせていただく予定でございます。16時半か

らを予定しておりますが、改めてメールでご案内をさせていただきたいと思  
います。本日はお忙しいところありがとうございました。